

平成27年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成27年6月11日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久君	副 村 長 中 村 俊 春君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 住 吉 誠 君
総 務 課 長 中 村 康 利君	税 務 課 長 篠 原 雅 彦 君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代 君
子 育 て 支 援 課 長 小 林 好 子 君	保 育 園 長 百 瀬 清 君
産 業 振 興 課 長 赤 羽 孝 之 君	建 設 水 道 課 長 篠 町 通 憲 君

教育次長 上 條 憲 治君

総務課
財政係長 村田 鋭太君

事務局職員出席者

事務局長 籠田 佐知子君

書記 神通川 直美君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番・小林武司議員、6番・籠田利男議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配布の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に、一問一答方式で行います。質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いします。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、一般質問順位1番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「村長が山形村の今後をどのように考えているかを伺う」を質問してください。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂であります。

質問の冒頭ということもありまして、質問に入る前に、一言申し上げます。今年4月29日、九州は口永良部島において、火山噴火により全住民が隣の屋久島への避難を余儀なくされ、今日に至るまで避難生活をされていると報道されています。生活のすべての手段を奪われ、我が家、ふるさとを離れなければならない、その無念さはいくばくかと想像を絶するものがあります。いつ帰るのか見通しもなかなかつきにくいそうではありますが、1日も早く火山活動が終息し、帰島できますようお祈りを申し上げます。

それでは質問に入ります。質問の要旨から。このところ、全国的に各自治体が真に危機感を持って少子高齢化問題や人口減対策に取り組んでおります。そこで、今、村長に対して一番伺いたいことは、今後の我が村の将来展望をどのように考えているかです。本当に相当なる危機感を抱いているのなら、既に対策と実行に移されていると思いますが、残念ながらほとんど見受けることができない。当村より人口も財政規模も大きな市町村でも、既に危機感を持って官民一体となって取り組み始めてい

る自治体が相当数見受けられてきております。このまま何のアクションもせず、本村が将来存続していけるのでしょうか。そこで、以下の各項目に対し、村長の明快なる回答を求めます。

ここで質問の順番の変更をお願い申し上げます。3番目の防災訓練は5番目にさせていただきます。したがって、4番、5番はそれぞれ1つずつ繰り上げて質問をいたします。

1、今年1月に共同通信社が中心となり、日本創生会議も絡み、全国の首長に対し、自治体の消滅に関するアンケートが実施されました。その結果、3月1日の信濃毎日新聞の1面トップ記事でその結果が報道されましたが、本村は無回答とありました。この重要なアンケートに回答しなかったその真意を伺います。

2、日本創生会議では、今後の各自治体の消滅の可能性を示しましたが、これに対する村長の考えをお聞きします。

3、地方移住促進策の課題について、村長の考えを伺います。

4、ふるさと教育は定住策として有効かと思うが、いかがでしょうか。これは教育長にお伺いしたいと思います。

5、いつ発生するかわからない災害に対する対策が危機感を持って真剣に取り組まれていないと感じられるが、防災行政無線整備も絡め、今年の防災訓練の取り組みを伺います。

以上、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、上条浩堂議員の第1回目の質問にお答えしたいと思います。

村長が山形村の今後をどのように考えているかを伺うということでございますが、過去、特に上条浩堂議員の質問は、村長の考えをと全般的な質問になっておられますので、非常に説明部分が長すぎて、簡単明瞭にしろと、こういうことでございますので、できるだけ質問された内容にのみお答えするような形にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、今、上条議員より質問順番の変更の話がありましたが、ここに出てきます順番からしまして、1番から4番まで私がお答えし、5番が山口教育長に答えてもらう

ということなものですから、一旦、今回の答弁は私が4番まで答えて、5番目を山口教育長に答えてもらうということで、以降の質疑の順番は最後にさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

それでは1番目の答弁でございますけれども、今年1月に共同通信社からの設問がありましたアンケートに答えていなかった真意はということでございますが、真意はございません。今年の1月の共同通信社からのアンケートがあり、2月に回答をいたしました。すべての項目に回答をしたつもりでありましたが、各自治体の「将来、消滅しかねないとの危機感を抱いていますか」の、この項目だけ、たまたま回答が落ちてしまったと、こういうようなことでございまして、意図的に落としたわけではございませんので、真意はございませんということでお答えいたします。

続きまして、2番目の「日本創生会議では」の質問でございますけれども、私は将来的に人口減少への危機感は持っております。しかし、山形村が消滅する可能性は現在のところ、持ち合わせてはおりません。万が一、山形村が消滅するとしたら、周辺自治体と広域連合の枠組みが一体となり、市村合併のときだと思えます。村長就任以来、当初より申し上げておりますが、山形村は自立の道を選択し、現在も自立で頑張っております。住民の皆さんがどうしても自立は困難と判断するときまで、山形村は存続すべきだと考えております。

続きまして、3番目の質問の方に移ります。災害について危機感がないとのご指摘をいただきました。災害につきましては、当村で想定されるものは大規模地震災害、大雨による土石流や浸水災害、火災、雹や竜巻、大雪など、異常気象災害などが考えられます。また、村誌を見ますと、過去には乗鞍系火山の爆発による降灰災害もあったと記載があります。噴火による降灰被害も想定しておかなければならないと思われまます。防災行政無線の件ですが、災害時の情報通信体制の充実として、防災行政無線の整備を図ることとしております。防災無線は平成27年度の事業として予算付けをいただき、設置に向けて基本設計に取り掛かるところであります。

質問の内容は主に防災訓練などのソフト事業のことと思えます。防災対策はここまですればよいという終わりのあるものではありませんので、村としましては、できることから対応をしまいたいと思っております。ソフト事業にしましては、総合防災訓練の実施や、災害時に備えての行動マニュアルの策定や関係機関との協定の取り決めなどをしてきております。防災訓練につきましては9月の第1日曜日に総合訓練を実施することで、各自主防災会の会長である区長さんや消防関係者と訓練内容など

について6月下旬の区長会から準備を始める状況です。防災訓練は、訓練といえども実際に災害の起きた想定で危機感を持って実施されなければならないと思いますが、危機意識がやや希薄であるとのことですので、訓練においても各地区やそれぞれ個人により意識の違いがあるかと思いますが、真剣な取り組みになるような工夫を考えた訓練となるよう、検討していきたいと思います。

それでは4番目の地方移住促進策の課題についてということですが、山形村には都会からでなくて、近隣の市村より移られた方が多くいます。平成の時代になりまして、多くの方が山形村の住民になっていただき、8,800人の村になりました。山形村に移住される方の選択肢は、福祉、医療の充実した住みやすい村、土地や住宅価格が安価なこと、生活環境が整っていること、子育てがしやすいこと、緑があふれて自然豊か等のお話を聞きます。長野県は現在、移住したい、住んでみたい県ではトップクラスにあります。1番は山梨県と言われています。長野県の移住に対する取り組みは、銀座ながのの4階に移住相談室を設け、相談に乗っています。現在、山形村には、移住に対する受け入れ規定がありませんので、課題としてとらえるならば、都会からの移住希望に対する村の受け入れ体制をつくるのが課題と考えます。

以上、第1回目の私の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、教育長、答弁を願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは5番目の質問の、ふるさと教育は定住策として有効かと思うが、についてお答えをいたします。ふるさと教育は、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源を活用し、学校、家庭、地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもをはぐくむことを目的としています。このことから、ふるさと教育は郷土愛の育成と定住意識の高揚におおいに期待をしているところであります。山形小学校では、ふるさと教育を総合的な学習の時間の中で行うとともに、学校支援地域本部の活動を通して、子どもたちが地域の人たちと交流し、一緒に遊び、学び、ふれあうことで豊かな心や感謝の気持ちが生まれ、地域への愛情が深まり、山形村に住み続け、この地域を支えていこうとする意識を培っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） それでは最初の質問からちょっと再質問させていただきます。確かに、首長に質問された項目は消滅のことだけではなくて、安倍政権の趣向に対する地域経済動向、また新教育制度、景気動向での景気条項の廃止、こんなのがあったのですけれども、この3項目は確かに、村長、回答していた。なんでこの消滅のところだけ回答しなかったのか。

そこでちょっと聞きたいのですが、首長というのは住民を代表して職務の遂行をしているわけです。したがって、国政、県政等のアンケート、これに対してどのような庁内体制で項目の検討、回答文の作成、結論の決定をしているのか、これをお聞かせ願えますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） このときのアンケートの実情につきましては、まず私が記入をしたということですから、特にその段階で、1月の段階で皆さん集まってやるというようなことはしておりません。あくまでも私の回答。ただ、これ一番重要だということとは認識しておりましたけれども、本当にそのところだけを、後で見たら落ちたということなものですから、それだけの話でございます。

○2番（上条浩堂君） 庁内体制についての回答がありません。

○議長（平沢恒雄君） 村長、その問題について、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 確かに、私の回答した内容につきましては、副村長の確認、それから総務課長というような形で出ていく文章であったかと思っておりますけれども、そういったところでも、その1問についての記憶がなかったというようなことの実態がありますので、今後の体制としては、きちんとしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 済んでしまったことはやむを得ないのですけれども、これ、全国の首長1,788人中、回答しなかったのが全国で12人だったそうです。そして、この我が長野県内では山形村のみが無回答と報道されてしまった。これ、大変、村長としてはまずかったと思いますよ。目立ちすぎ。昨年でしたか、東日本大震災に絡んで、公務員の報酬の期限付き削減、これを総務省から求められて、山形村はこれも蹴ってしまった。ちょっとこのところ、山形村がそういう面で目立っているのではないかと。悪い方にね。その結果、もしかしたら、そういうことがないことを祈るのですけれども、もしかしたら地方交付税の削減とか、そっちに結びつく可能性もないとは

いけない。このように考えているのですけれども、いかがですか。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 公務員の給料の面につきましては、このときの質問をされたときにもお答えしましたけれども、実際に山形村の現状を踏まえたときに、定員の人数に対して少ないメンバーで対応していたり、それから仕事の中身の状況を見たときに、実際として、私も就任した当初のことでもありますので、その分頑張っただけでやっていただくような形の山形村への期待も込めて、私の意思で上げないことに対して回答したことはそういうことでもあります。それは公務員の答えでありますけれども。

それから、山形村が目立つということで、確かに見方によってはそういうふうな形になりますけれども、日本中で、また長野県で、回答がなかったのは山形村と長野県の2つでありましたということをお知らせしておきます。長野県は意図があったかどうか分かりませんが、私の方としては意図はなかったというふうに答えておきます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） よくわかりました。ただ、今回の1月に来たアンケートが、共同通信社も日本創生会議も、民間の組織ではありますが、一応、国内で一番権威を持った情報機関ですので、今後はミスのないように対応していただきたい。これはこれで結構です。

次に、日本創生会議のことですけれども、冒頭にちょっとお聞きしたいのだけれども、全国の市町村に対して、2020年の東京五輪パラリンピックを地方創生につなげる。こういう目的で首長連合が発足したとあるが、これに対する呼びかけ、あるいは回答はしたのか、しないのか。これをお聞かせ願いたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私の記憶では、それに対して対応を取った記憶はございません。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） これは今朝の報道なものですから、ちょっとあれなのですけれども、一応、この内容によると、全国の市町村に依頼文を4月に発送したとあるが、受け取っていなかったと、そういうことか、お聞きしたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

中村副村長。

○副村長（中村俊春君） そういった文書が公文書で、ちょっと控えがあれなのですが、

ちょっと私には記憶がございません。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） この目的は、共同で地元の特産品や観光資源を国内外にアピールする。こういう趣旨で催されたそうだけれども、では、山形には呼びかけがなかったと、そのように解釈しておきます。この日本創生会議のことですけれども、主に人口問題に関する検討会として、平成26年5月、民間の研究機関として、座長に元総務大臣の増田氏が着任して活動を開始している。今回のアンケートも、日本創生会議も絡んできたわけですから。

そこでですね、この創生会議だって当然、無回答とはいえ、山形の現状、将来について相当な研究をしているとは思うのですよ。そこで、最近の一般質問の回答で、市町村のまち・ひと・しごと総合戦略の政策や総合戦略の実施等の推進に対して秘策を考えている、と。このように答弁を村長がなさいました。その内容をもう一度、お答え願えませんか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 日本創生会議の危機感に対する考え方の中の話かと思えますけれども、とにかく山形村は総合計画の中では、人口は9,000人を目指すというふうに目標を書いておりますけれども、私はこれから9,000人はいかないと思っております。30年後の日本創生会議の方で出されました人口減少率では、長野県の中では確か3番目であり、93%というような数値を聞いたことがございます。たとえ10%になったとしても8,000人でありまして、8,000人の規模の村の体制を考えていくことが一つの大きな将来の姿かなというようなことも思っております。

そういった形の村を維持するならば、本当に後期高齢者対策の健康寿命延伸の活動はしなければいけないし、山形村に住んでいる若い人たちの子育てに対する支援をきちんとしていかなければいけないと。例えばまた子どもたちに対しても、本当に地域の人々の中で群れて遊ぶ子どもだとか、例えば虫歯ゼロの子どもだとか、それから本当に友だちを思いやる子どもだとか、そういうものに対して力を入れて、子どもたちを育てていかなければいけないというふうには思っております。

そのほかにも、基幹産業である農業政策や、また、商工会議所の若い後継者たちの育成についても発展させていかなければならないと。なおかつ、最後に質問がございましたけれども、都会からの移住者ということに対する取り組みもしていくと。こういうことをもろもろ踏まえた形で、山形村の将来像を、ということをお話をした記

憶がございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 地方移住策については、この後になります。国が進める地方創生と創生会議と、何かずれてしまっているような気がするのだけれども、国が進める地方創生、これは期待していたのですけれども、最初は熱意のある地方の創意工夫を応援すると、こういうふうにならされたが、実際には、どういったらいいのですかね、ひも付きというか、地方創生先行型交付金の使途にそぐわないと指導が入っちゃった。つまり、使途を定めたひも付きの交付金だったのだね。それで、各自治体、非常に困ってしまったわけですが、この地方創生、総合戦略の骨子案についておたずねします。

これは、基本的な考えとしては、社会減の流れを断ち切る。少子化の流れを変える。住みよい地域社会をつくると。こんなところかと思うのですけれども、その政策目標としては、村長も言うように産業振興による雇用の創出。当村ではちょっと難しいのですけれども。それから人材の定着、還流、移住の推進、結婚、出産、子育て環境の整備、持続可能で元気な地域社会の形成。これをもとに、具体的な取り組みを進めるべきだと、自分はこういうふうと思うのだけれども、村長、いかがですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 上条浩堂議員の意見のとおりだと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） そうは申しても、この地域産業による雇用の創出といってもそう簡単にはいかない。そこで、自分は自分なりに考えましたよ。昨年でしたか、ワイン特区を導入しましたよね、山形で。そのほかに農業特区というやつがあるんだよね。これはどこの地方もそうだけれども、後継者不足による農業従事者の高齢化とか。その結果として、耕作放棄地の増加が進んでしまう。でも、この農業特区を考えて、もしかしたら山形の農業の起爆剤になるかもしれない。これを考えていただきたいと思うが、一応、これ、考えたことがあるのかないのかをお聞きしたい。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） ワイン特区と、それから農業特区、2つの話がありましたが、ワイン特区も同じでありますけれども、農業特区もある一部の植物だけをまとめてつくるような形というのは、一つ大きな考え方だと思います。今、企業が農業に入ってきて、そういうふうになったときの特区はそういった集約農地を確保して、大量

的な工場をつくっていこうというふうになってはいますが、最近出てきた企業誘致について考えるということも一つの案でございますけれども、山形村は非常に住民の皆さんの民間地というか個人農地というか、それがまとまって、たくさんの農地を持っているわけではございません。ばらばらでありますので、これからの荒廃農地を集約して、そういう特区みたいな形に持って行くことは一つの案かなというふうに考えておりますが、これは農業委員会とか、それからまた農家の皆様たちとの意見を集約しなければできない話になってくるものですから、一つ大きな問題の提起かなというふうに思います。

実際にワイン特区であっても、今、ワインをつくっている家は数少ないわけでありまして、やはりぶどう園として農業をしていく上においては、畑が点在していると、いろいろな作業がやりにくいわけでございます。例えば消毒をするにしても、消毒器をまとめて、ある程度の面積のところでありましたら1回でできるものを、あっちへ持って行ったり、こっちへ持って行ったりと、こんなようなことになって効率が悪いわけでございますけれども、このようにある種の、種類の一つまとめてしていくようなことは一つの案かなというふうに思いますけれども。そんなようなことを特区については考えはありますということだけお答えしておきます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 特区に対して考えがあるということで、今後の手腕に期待を申し上げます。地方移住促進策について再質問したいと思いますが、最近、議会の一般質問でもよく質問がある、空き家についても質問が出たのですけれども、確かに空き家が減って、その結果、住民が増えれば、地域は当然住みやすくなります。それについて、受け入れ態勢としての課題が挙げられるのですけれども、最近、毎日新聞と明治大学の合同調査、この結果が出ていまして、移住者の世代別、これは意外でしたけれども、20代から30代の移住者が一番多いそうです。次に、性別では、女性比率が確実に増えている。単身の女性の移住者だけでなく、夫婦や家族で移住している。こういうのも原因しているのかなと、そんなふうを考えられます。第3に、移住者というと、Iターンかなと思うのですけれども、そうではなくてUターンの増加が目立っているそうでありまして。この結果も十分踏まえておいてもらいたいののですけれども、それと、村長も先ほど答弁の中で言ったように、やはり山形に移住してきた人のアンケートを見ると、やはりいろいろな項目があるのですけれども、最近、市民タイムスに紹介されたこの記事、皆さんもご覧になったと思うのですけれども。

「寿台4丁目の取り組み、青年会主催でふれあいフェスティバルを開催した。子どもから年寄りまで60人くらい。これによって新旧住民の交流が起こり、同じ地域の暮らす者同士が肩を寄せ合い、よりよい地域のあり方を考えるようになった」と、これは大変うらやましいですね。

それから、もう一つ、同じ市民タイムスで、松本市南原町会の記事も載っております。「新規加入者から集めていた入会金2,000円を廃止。逆に、新規加入世帯に祝い金5,000円を交付する」と。「その結果、まちづくりの将来の担い手確保につなげる。それだけでなく、町会加入世帯の出産に際しても5,000円の祝い金を出す」

これ、すべて町会費でやりくりするそうですけれども。町会として少子高齢化、人口減社会を考えて、加入世帯の確保をしている。こういう取り組み。これは我が山形村でもすぐできるのではないかと思うのですけれども。その結果、未加入世帯が減って、活気が出る。自分はそういうふうを考えるのだけれども、村長の考えをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今回の、地域の人たちが移住者に対する取り組み、それは非常に大変よろしいことであって、いいことだと思うし、山形村もやっていかなければならないというようなことでもありますけれども、いずれにしろ、祝い金や何か、いろいろお金がかかる話につきましては、即座にいいかということではできませんので、いずれにしろ、先ほども申し上げましたけれども、移住者に対する対応というか、迎え入れる体制というものがまだ明確になっていないというのは村の現状でありますので、考えていくことだというふうに思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 確かに、これはここの南原町会さんみたいに、新規加入者に5,000円を出すといったって、各地区、それぞれの事情もあって大変だよな。そこで、村としても、今までも加入金の補助はあるのだけれども、こういうのに対しても補助金を設けるとか、そういうことをやっていただきたいと、そういうことですので、一応、考えていただければありがたいと思います。

次の、ふるさと教育ですけれども、今年、予算書の中に、小学校の副読本として一応予算化されました。これについて、教育長、もうちょっと詳しくお答え願えません

か。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、山口教育長、答弁願います。

○教育長（山口隆也君） 小学校の副読本、私ども、今、具体的に進めているのが中村太八郎です。中村太八郎というものに関する書籍はあるのですが、なかなか小学生が理解しにくいという部分がありまして、それを小学校6年生ぐらいを対象にして、副読本化をして、郷土の偉人といいますか、こういう人が山形村から出て、そして普選の父と言われる活動をしてきたのだということを教育の中に取り入れるということで、現在、一歩進めたところでありまして。ただ、これはまた18歳からの選挙権というのが具体化してまいりまして、ほかに小学生以外にも主権者意識ということで活用をしていければと、そんなことで思っています。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 中村太八郎を中心とした副読本、それはよくわかったのですが、これをどういう形で副読本として活用させるのか、その辺はどうですか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 具体的には小学校の方で協議しながら進めていくという段階であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） これ、大変ユニークな取り組みで、素晴らしいと自分も評価しているのですが、それを、できれば本として一つの、渡せば、家庭にも持ち帰ってまたいろいろな人も見る。そういうことにつながると思うのだけれども、そこまでは考えていないわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長、答弁願います。

○教育長（山口隆也君） まず一歩踏み出したところでありまして、今後、小学校がどういうふうな教育の中で使っていくかということはまた協議をしていく段階です。ただ、先ほど申し上げましたように、18歳以上に選挙権が与えられるということで、別の主権者意識を高めていくという面でも村としては活用していけたらと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 主権者意識の高揚のために活用したいと。よくわかりました。

ありがとうございます。

それでは5番目の防災訓練関係の質問に移ります。このところ、長野県内、すごくいろいろな活動、地震を初めとした活動が活発している。皆さんの記憶に新しい、昨年9月27日、御嶽山の噴火。これは多数の死者と行方不明を出してしまっている。その後、11月には長野県北部地震により8市町村の農業関係被害額が先日発表されましたが、26億5,800万円だそうです。浅間山の火山活動、これは収束の兆しなし、今もずうっと続いています。草津白根山の噴火警戒レベル、これは1から2に引き上げられて、もう1年以上経ちます。

冒頭申し上げた口永良部島の噴火。このほかにも箱根山の火山活動。小笠原諸島沖の海底地震、マグニチュード8.5。外国ではネパールの巨大地震も起こっている。専門家の解説によると、東日本大震災の余波というか、影響がまだ残っているのではないか。こんなふうに言われていますが、いずれにしても、この長野県だって糸魚川、静岡構造線、断層帯の真上にあるわけですよ。山形村のすぐそばを通っている。国の地震研究推進本部の発表によると、今後30年以内に最大マグニチュード7.6の地震発生確率は13から30%と発表されました。つまり、日本列島は地震体の上にあるのですよ。山形だって例外ではない。そこで、この防災訓練のことを申し上げたのですけれども、むだに終わるならむだに終わって結構なことですよ。でも、全住民が参加しない避難訓練、これはあまり意味がないと思うんだよね。そこで、全住民が参加するための、そういう防災訓練、何か考えたのかどうか。そこをお聞きしたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 昨年、地震総合防災訓練を実施した反省事項がございまして、昨年の避難訓練では村全体では1,767名の方が参加されたという報告を受けております。これは人口に対する割合からすれば20%というような数字になろうかと思えます。逆に言えば、5人に1人、大体ですね。1世帯で大体1人は参加されたのではないかとこのふうにとらえております。

その中で、全員参加というところがどこまでかという判断になろうかと思えますけれども、まず基本は自助、共助と。災害が起きたときに公的な機関での救助活動もなかなかままならないだろうという面から考えますと、自助、共助ということで、地区内で皆さんが顔を見合い、知り合い、それが今後の避難活動等につながっていけばいいというところがまず今の段階では大事なことかと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） その避難訓練実施のためのチーム結成、区長さんたちを交えてという話ですけれども、もっと広げて、例えば連絡班長さんもチームに入れる。場合によっては民生委員さんたちも入れる。そういう中でチーム結成をして、できることなら全村民が参加できるような、そういう避難訓練を目指してもらいたい。それには、飴をくれるという言い方は失礼かもしれないけれども、何か参加された村民さんに、手ぬぐい1本でもいいよね。そういうことも考えたら、こんなのはいかがです。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村副村長。

○副村長（中村俊春君） また6月下旬ですか、区長会、自主防災会の区長会の会議がございますので、そんな中で先ほど、全村民が参加できるような対応ということでございますので、形式的なこともございますけれども、その中で全員参加できるような訓練というものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） それが望ましいと思いますので、お願いしたいと思います。最近、松本市におかれても、自主防災研究会、こういうのを開いて、450人も参加されたそうよね。やはり危機意識を持つか持たないか、その差だと思うのですよ。それと、これは昨年3月に自分が質問した地域における建設業の存在。これは中村副村長が「地域の建設業の皆さんと村は協定を結んでいる。防災計画を見直している段階なので、その見直す中で強化体制というものを図ってまいりたい」 このように答弁なさっていますが、この1年間で何か見直しがあったのか、なかったのか。その辺をお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 確か、私、そのような答弁をさせていただいた覚えがございますが、具体的にはまだそこまで詰めてはございません。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） そういうことを、できれば危機意識を持って、どんどん進めていただきたい。これは要望しておきますよ。それから、これは塩原健康福祉課長の答弁の中で、例の防災の際の名簿作成と安心マップのことなのですが、その後、システ

ムへの入力が進んでいるのでしょうか。去年のままなのか。少しは対策を取って、同意書をいっぱい取って進んでいるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ただいまのご質問で、システムへの入力は担当者が亡くなった方の削除等も含めまして、またアンケート、同意書の方を返信いただいた方の新規入力等を行っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 今回の質問は一つのテーマを持ってやらしていただいたつもりですけれども。というのは、やはり村のトップの村長を初めとする理事者、また、村の職員の中の課長を初めとするトップクラスの皆さんがもっと危機感を持たなければならぬのではないかと。ここら辺がちょっと欠如しているのではないかと。そういうことを訴えたかった。

これはちょっと紹介しますが、人口減少が加速する中、これ、茨城県の稲敷市。これは人口減少対策に全庁的に取り組むために、部長級職員によるプロジェクトチームと新規採用職員によるチームを設置。つまり、部長級の経験と若手の発想を生かした対策を検討。その結果、若い人の定住を全面的に支援する「稲敷に住みたくなくなっちゃうプラン」これを策定したそうなのです。やはり人口減少に歯止めをかけるには、若い人がその地域に魅力を感じ、住み続けてもらう。そういう施策が必要ですね。そのために若手職員の発想、これが不可欠かなと、そう思います。経験豊かな我が村でいえば課長級と、行政経験が全くなくても多くの可能性を持った若手職員さんが一緒になって意見を出し合って、お互いのよさを吸収して取り組む。その結果、よりよい対策ができるのではないかと、このように思うのだけれども。

実際、職員になって10年とかある程度の年数が経ってしまうと、「それ、本当にできるかな」なんて、そういう実務的な心配や限界をどうしても先に考えてしまいがちだけれども、若手の方は新鮮な意見が出せると思うのだよね。その辺を取り入れていただきたい。こういう取り組みを今後ぜひ進めてもらいたい。進めなくてはいけないと思うの。

最後に、これは6月10日だから昨日の市民タイムス。朝日村村長の所信表明が載っていました。これは力強い所信表明でしたよ。「人口確保など、村づくりの懸案を議論する総合審議会を本年度中に設置する」一番近くの朝日村さんもいろいろ取り

組みを始めて、動き出している。ぜひ山形村もほかに遅れないでいただきたい。危機感を持って臨んでもらいたい。そのように要望して質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 浩堂議員、よろしいですね。

以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 赤 羽 千 秋 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 2 番、赤羽千秋議員の質問を行います。

赤羽千秋君。質問事項 1 「自主防災訓練について」を質問してください。

赤羽議員。

（ 1 1 番 赤羽千秋君 登壇）

○ 1 1 番（赤羽千秋君） 議席番号 1 1 番、赤羽千秋でございます。

それでは、自主防災についてご質問いたします。今、上条浩堂議員が自主防災訓練の質問をいたしまして、質問の順番を変えていただいたのですが、非常に流れとしては私の質問がちょうどいい質問になりました。

それでは、今年で 1 0 年目を迎える地震総合防災訓練が、9 月 6 日日曜日に予定されています。訓練の内容にマンネリ化が見られることは否めない。自主防災訓練は区が主体となって行っていることはわかりますが、村としても訓練の内容を見直す必要があるのか。1 つ目としまして、防災訓練の内容の検討に入っているのか。2 つ目として、行政は防災訓練実施にあたり、何を重点としているのか。3 番目として、避難施設、設備の状況、収容人員、障がい者トイレ、入浴施設。それらの耐震性は把握できているのか。4 番目としまして、障がい者トイレ等、不足している設備と今後の設置の予定は。5 番目として、各区の防災備品一覧表は作成されているのか。また、行政側で把握できているのか、ご質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは赤羽議員の質問にお答えします。

まず 1 番目の自主防災訓練についての質問であります。防災訓練の内容検討は行っているかでありますが、これから 6 月下旬に予定しています各地区自主防災会の会長である区長さんの区長の会や、消防団関係者等を含めて、これから詳細について検討

する段階であります。

2つ目の、山形村では自主防災組織の充実を図ることを重点に考えております、ということですが、とにかく村では自主防災組織の充実を図ることを考えているということで、大規模災害が発生した場合、公的機関における災害対応や人命救助活動については、一度に広域的な被害を受けることが想定されますので、広域消防の出動は相当制限され、あてにできない状況が考えられます。地域での自助共助での活動が求められることとなります。役場職員においても通常の勤務時間内ならともかく、休祭日、夜間などの災害時には自らの被害なども考えられ救援活動はできないことが想定されます。

地域の消防団を初め、まず地域の自主防災組織の活動が最も有効な災害対策活動とされます。最近の長野県神城断層地震や口永良部島の火山噴火による避難活動を見ても、地域の連携、身近な情報共有ができ、救援体制が地域で自主的に見られました。

まず地域住民の一時避難の安否確認と、建物の下敷きや建物の中に閉じ込められた住民の救出など、初期対応の重要性を重点的に考えていきたいと思っております。

3つ目の質問の答弁でございます。山形村では、防災計画に記載してありますトレーニングセンターを初め、公共施設を避難施設として指定してあります。それぞれの施設は、建築基準法に基づいた施工や耐震補強工事を実施してきた経過があり、一定基準の耐震性はあるものと思っております。

施設の状況については、公共施設としての障がい者対応のトイレは完備されております。入浴設備までは、災害初動避難時の避難場所としては備えておりません。

4番目の質問でございますが、災害発生時に現状施設ですべての対応は現実的には不可能な面が多くあると思っております。実際問題として、断水になった場合に今の水洗トイレが使用できるかとの疑問も残り、仮設トイレの設置を考えることになると思います。

5番目の答弁でございます。村では各区の防災設備の設備状況は各区の自主防災会に一任している状況です。各区では村の自主防災組織防災資機材整備事業補助金を活用して整備を進めており、補助対象で整備したものについては行政側で把握をしております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 訓練の内容、それからどのようなことを重点的に、これから

区長会等の会合があつて区の方から出されていって検討するかと思いますけれども、それはそれとしまして、村の方でもこういったことはやっていただきたいというようなものを具体的に区の方に示すということも必要ではないかと思いますので、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 計画につきまして、これから具体的に検討するということになっておりますので、より具体的な内容につきましては、その検討会を含めて明らかにしていきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 当然、村も災害があつたときには被害を最小限に納めようということでもって、いろいろと検討はしていただいていると思いますけれども、なお一層、危機意識を持って、万全の備えで、例えば被害を想定した、ではそのときはどうするのか、また避難が必要になったときはどうするのかと、日ごろからやはりそういった訓練が一番最小限に納まる要因だと思いますので、ぜひその辺のところを酌み入れて区長会の自主防災訓練等について話し合いをしていただきたいと思います。

それでは次に、設備施設の関係ですけれども、例えば各区の避難所、これは収容人員等は把握できているのか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対しまして、答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 各地区の避難施設の収容人員でございますが、防災計画によりますと、一定の面積に従つての収容人員という形になっております。ただ、現実問題としまして考えますと、単純にその面積を1人当たり0.5とか基準の面積で割り返したというような数字になっておりますので、具体的といいますか実際、現実的にはやや収容人員が本当にそこまで入れるかどうかというのは再検討してみる必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 例えば、震度7といったものを想定した場合、山形村の人口が8,000人、約9,000人だとした場合、避難者が2,700人ぐらいだと言われております。そのようなことを想定して、各避難所、これで大丈夫なのかということをもう一度見直していただきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、各防災設備の各区の一覧表ですが、これはやはり各区で持っているとは思いますが、村としてもそういったものを全部把握し、今現状では全部持っているかどうかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 村では防災関係の用具の関係でございますけれども、先ほど言いましたように、当初、平成20年だったと思いますが、基準の各6地区へ同じ内容のものをとりあえず整備をさせていただいたという経緯がございます。その後でございますが、年度はちょっとまちまち、それから地区によっても温度差がございますけれども、村の自主防災の補助金を使いまして、6地区、整備をされております。これにつきましては、23年の当時は小坂を除く5地区、それから24年度は下大池、上竹田、下竹田、25年は上大池、小坂、下竹田、26年度は下大池、上竹田、下竹田というような形で、内容につきましては村の方で全部把握はしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） それでは、次に、「平時の防災対策について」を質問してください。

赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 糸魚川-静岡構造線断層帯で、今後30年以内に震度7以上の地震が起きる確率が14%以上と言われております。そこで、そういった大きな地震に備えて、1つ目としまして、ヘリポートの施設環境は整っているのか。イとしまして、大型機の着陸は可能か、ロとしまして、配水の準備は大丈夫なのか。また、着陸する場所の環境は整っているのか。2番目としまして、医薬品等備蓄委託業者との連携は整っているのか。3番目としまして、在宅酸素業者、あるいは人工透析や医療機関との連携は整っているのか。特にこういった酸素、人工透析等につきましては、生命にかかわる、1日として欠くことのできない重大な問題ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁を願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬久君） それでは2番目の質問の「平時の防災対策について」ということでお答えします。

まず、1番目のイでございますけれども、災害時に大型のヘリコプターの利活用に

ついて、山形村の立地条件を考えれば、陸の孤島や孤立する集落とは考えられませんので、想定外ですが、完全に否定できるものではなく、状況によって大型機の着陸も考えられるとしてお答えします。まず、着陸についてはトレセングラウンドで可能となります。口のほこり止めの配水の準備については特に対応を考えなく、派遣となる自衛隊でもできれば対応が望ましいとの意見を聞いています。ハの着陸する場所の環境は、7.5m四方の空間が必要とのことであります。大型のヘリコプターは風圧が強くなり、かなりの重量物でも風で飛ばされる可能性があるとのことで、周辺に車なども置かないことが望まれるようであります。

続きまして、2番目の医薬品等の備蓄委託業者との連携は整っているかでございますが、村では直接医療品事業者との連携はない状況です。医療や治療にあたっては、塩筑医師会との災害時の医療救護に関する協定書に基づき、対応をすることになっており、医薬品についても医師会からの請求に対して村が対応することになっております。

続きまして、3番目の質問でございますけれども、各事業者や医療機関との連携は松本広域圏としての救急災害医療協議会の災害時の医療連携指針に基づいて人工透析者の対応や在宅酸素の必要者の対応を取ることになります。災害時は一度に多くの被災者が想定されますので、患者の搬送が問題になりますが、自主防災組織と同様に、地域の自助共助の精神での対応が必要になると思われまます。地域の自主防災組織の中で、在宅酸素使用者や人工透析者についてもプライバシー保護の問題はありますが、要支援者としての登録や状況把握をして、地域に支援を必要とする関係者がいることを認識しておくなど、情報共有をしておいていただくことをお願いいたします。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 特にこのヘリポートの関係ですけれども、山形村ではトレセンともう1カ所あるのですが、それは承知していますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、答弁を願います。

中村副村長。

○副村長（中村俊春君） もう1カ所ですけれども、アイシティの駐車場。これが一応、広域圏の中ではヘリポート可能ということになっております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 駐車場ではなくて、アイシティの西側のところ。ここは全部、舗装コンクリートでもって、いつでも状況でも使える状況になっておりますので、

また確認をしておいていただきたいと思います。

それから、大型のヘリコプターですけれども、大型のヘリコプターの場合は、医療用の緊急用だと垂直に降りられるのですが、大型だと少し斜めでないと着陸できないということです。ですから、例えばトレセンがヘリポートの着陸場所になっていますけれども、周りが今、現状、高いものだとナイター施設の照明がありますね。あのぐらいが限度。また、あるいは木の枝がグラウンドに出ているとか、そうすることによってありますと着陸できないということになります。

また、配水ですけれども、これも季節によって大分違ってくるかと思うのです。春なのか、夏なのか、秋なのか、冬……大型の場合、先ほど答弁がありましたように、ものすごい風が起きて、砂ぼこりが上がるらしいです。そういったものが上がると、エンジンの中に入ってしまって、ヘリコプターのトラブルになるということです。こういった配水ということについても十分準備という点では心がけておいていただいて、今後その辺の配水についてはどのように考えているかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今、赤羽議員さんが申されました大型ヘリの着陸に関しての要望といいますか内容でございますけれども、これにつきましては担当の方から自衛隊等の方へ確認をさせていただきました。その段階では、やはり災害のときになりますと、今言われたことは理想ではあるけれども、それには多分、緊急時はそんなことは言ってもらえないという回答をいただいております。先ほどのほこり止めの配水とか、斜めに着陸するという話もございましたけれども、緊急時、災害時においては、先ほど村長の答弁にもありましたように、75m四方の空間があればいいと。それから、ほこり止めについては緊急時には、準備できるならしてほしいが、なければないでやむを得ないという回答をいただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） わかりました。続いて、次の医薬品等の備蓄委託業者、こういったところの日々、これを毎日やれということではございません。1年に1回ぐらいは行政の方も担当者が代わる、また、こういった備蓄している会社の方も担当者が代わる。医師会内に依頼をお願いをしてどうのこうのということではなくて、やはり常日ごろそういったところの連携も必要かと思っておりますので、そういったことは今まで

やったことがあるのか。また、今後そういったことの体制としてはどういうふうを考えているのか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 村では特に事業者さんの方へはお願いして、医薬品を備蓄してもらっているということはありませんので、村でそちらの方で状況がどうかというような内容の確認はしておりません。あくまで塩筑医師会を通じての医療行為が行われるという形で、医師会の方で医薬品の方を含めての内容になると。その関係での協定を結んでおるとい状況でございます。医薬品についても、では何を用意しておけばいいとか、そういうことは指定も指示も村の方としましてはできませんので、医師会にお願いしているという状況でございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） わかりました。次の質問です。同じような質問ですが、在宅酸素、あるいは人工透析の医療機関との連携というの、これも不可欠かと思えますので、この辺のところの連携というのはどうなっていますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、答弁願います。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 在宅酸素を実際にご家庭で使っていらっしゃる方、また人工透析を医療機関で受けていらっしゃる方なのですが、特に村等に対して届け出義務等はありませんので、あくまで大概そういう状態になられた方は身体障害者手帳等を取得されますので、村としてこのくらいの方数がいらっしゃるというのは把握しておりますけれども。またそれの方が実際に利用されている在宅酸素の事業者ですとか、それから人工透析の医療機関等も広域にわたりますというか、村内にはないというような状況なものですから、村として、保健福祉課として直接にそういったところと連絡を取ってということはございませんけれども、昨年、私の方で松本市の医療救護訓練を見学させていただきました。その折には在宅酸素の一事業所ですが、そちらが訓練そのものに参加をするという情景も見てきておりますので、今後また総務課の担当の方とこういった面についても対応について深めていきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 日々の連絡はともかく、どこの行者とかいうことを村は把握しておいていただきたいのですよ。在宅酸素は、これはサンリンさんです。穂高支店です。それから、人口透析。近くでいうと松本病院。旧波田病院ですね。ここは夜間はやっていない。また、土曜日も半日だというようなことぐらいは把握しておいていただいて、緊急のときは広域等に全部任せるということではなくても、村でもそれぐらいのことは把握しておいていただいて、そういう人たちの助かる命も助からないということのないように今後していただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 事業者の、今の在宅酸素に関係しましては、実際に皆さんが在宅酸素を利用されるときに、事業者と契約をされていると思います。災害時においては、またその事業者の方で対応をするという形に、実際に行政を通してというよりも、事業者がどこのお家のどなたが利用されているかというのを把握していますので、直接個人の方と連絡を取るようなシステムになっているということも伺っております。

また、先ほど総務課長の話にありました松本広域圏の災害時の医療連携指針というものがございます、そちらの方にも事業者の一覧表というのは記載されており、それぞれ担当の方でも把握はしております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） わかりました。

○議長（平沢恒雄君） 質問事項2はよろしいですか。次に、質問事項3「訓練の大切さ」を質問してください。

赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 事故というものは突発的に発生する、地震があつたりするようなとき、人間は冷凍症候群になり、走りたくても走れないといった状況になると言われています。そこで、防災訓練を年2回ぐらいは実施してはどうか。それから、隣近所の絆の強化のための活動、例えば回覧板を届ける際に声をかけて渡すなど、日ごろからできる小さなことを訓練に活かしていくようなことは必要ではないかと考えています。その辺のところはどう考えていますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは3番目の質問「訓練の大切さ」について、ご質問にお

答えします。

訓練に回数制限はありませんので、常に訓練することは大事なことだと思います。村では総合訓練は年に一度の訓練としていますが、行政指導の訓練だけでなく、機会あるごとに地域自主防災会や連絡班単位で学習の時間を取って、災害に関する認識を深めていただきたいと思います。

2つ目の答弁でございますが、日ごろからできる災害対策につながる行動は赤羽議員のご意見のとおり、幾つかあると思います。隣近所で常に声かけやあいさつなどで、普段と違う状況だと感じることができたり、新聞や郵便物がたまっている、また、洗濯物が取り込まれていない状況が続いているなどと、常日ごろからお互いの様子を見られる信頼関係になれば、災害時だけでなく、普段の生活でも活かせることと思います。ぜひそんな人間関係が築かれる地域社会を目指していきたいと考えますし、また、率先して活動していただければと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員。

○11番（赤羽千秋君） 訓練は、回数は制限がないというのはわかりますけれども、自主総合訓練というのは年1回でもいいかと思えます。これからまた区長会等でもってそういう会議もあるようですので、各区でやってもらうとか、方法はいろいろあるかと思えますので、その辺のところを村全体、あるいは区、あるいは当然、個々ということもありますけれども、その辺のところをこれから区長会の方でも話し合いをして、2回、3回と繰り返していただくような方法を取っていただきたいと思います。

例えば訓練を、先ほども口永良部島でもって噴火がありました。ここは今年の8月3日に噴火があつてから、それ以降、5回から6回、避難訓練を繰り返している。避難所に関してはというところを明確にして、子どもはとにかく先生が連れて行くと。先生もその避難所に向けて車の位置をもう向けてあると。それから、道路も1本道なものですから、年寄りの方はとにかくこの道へ出ると。そうすると、車が全部通るから避難が安全にできるという、そういうきちんとした常日ごろから役割分担、そういった危機感を持って訓練をやっているということでもって、今回、怪我人が1人ぐらいで死者がなかったということはやはりこういったことの成果だからというようなことを伝えられて聞いていますので、ぜひ山形村も今後、回数は別に問いませんが、何回でも繰り返し実施することが大切なことだと思いますので、検討していただきたいと思えます。

それから2番目の、隣近所、声をかけてお互いに普段から連携を取って絆を持つということですが、逆にこれは小さいことから、できることから、これもやっていただければ、災害のときにお互いに声をかけあって避難ができるということになれば、災害等も最小限度に収められるということ間違いありませんので、この辺のところも村が主体になって、もう少し自主防災ですけれども区の方との連携を強くしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、防災に関しましては村ももう少し危機感を持って対応していただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽議員、よろしいですね。

以上で赤羽千秋議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午前10時30分まで休憩といたします。休憩。

（午前10時19分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時30分）

◇ 籠田利男君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項1「山形村の公契約条例の制定について」を質問してください。

籠田議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男です。

本日は「山形村の公契約条例制定について」を質問します。長野県議会は、昨年3月14日、長野県の契約に関する条例を全会一致で可決しております。これは別名、公契約条例と言われています。今日まで村内の建設業の下請け業者は最低賃金の中で仕事をし、生活をしております。また、県全体を見ても、過去10年間、建設業の就労者の減少率は全国的にも9番目に高くなっております。率で見ると、県の全産業就労者のマイナス9%に対し、建設業者はマイナス34%。なんと、この10年間で3

割が減っているという状態になっております。その場合、この建設就労者の平均年齢は、全国でも長野県では5番目に高く、60歳以上の高齢者が全体の半数以上を占め、30歳未満の若い人は5%未満と、そういう危機的な状態を迎えております。よって、この建設業の担い手不足は、他県以上に深刻な状態になっております。このことは山形村においても、全く変わらないわけでありまして、まだ村がこの条例は制定していないので、そこまで話が進んではいないと思っておりますが、お聞きしたいと思っております。

質問に入ります。1つ目として、契約に関する条例の村の基本理念は。2つ目として、契約制度に関する審議会の設置は。これは公契約審議会、公契約執行適正化委員会があるかと思っております。また、要綱をどういうふうにするかということで、要綱による行政指導の範囲、これもあるかと思っております。4番目としては、担い手3法と言われた条例制定、これを考えるかと思っております。5番目に、建設業に携わる村民の生活確保ということで、以上を質問したいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは籠田利男議員の質問にお答えしたいと思います。

今、籠田議員のお話のとおり、建設業の皆さんたちの実情は大変よくわかりました。1番目から5番目まで、一気にお答えしますが、まず1番目。村としての条例制定の予定は今のところありませんが、長野県下の市町村においても、県で制定したほかは、条例制定は聞いておりませんので、今後の他の市村の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

続きまして、2番目でございます。条例制定と同様に、村での審議会設置の予定は今ありません。設置についての必要性の検討がありませんので、しばらく様子を見ていきたいと思っております。

要綱による行政指導の範囲ということでございますけれども、要綱の制定についてもこれからの検討課題としたいと思っております。

担い手3法と合わせた条例制定をということでございますが、条例制定の必要性が生じた時点で関係する法律の内容等を加味した条例制定になるのではないかと、このように思います。

5番目の答弁でございますが、村としては工事発注に関して、工事規模にもよりますが、地域振興の視点から地元事業者に優先的に受け負っていただけるよう配慮して

おります。建設工事の内容によっては、大手の建設会社や現場施工管理の資格者の要件などで村外の業者をお願いすることも多くありますが、村内には建設に携わる事業者の方も多くいますので、現在行っていますリフォーム助成事業の継続など、建設事業者の活性化につながる事業は、今後とも継続できるよう検討していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 5つ質問しているわけですが、まず最初に、「契約に関する条例の、村の基本理念は」ですが、今、村長がおっしゃっているように、条例がまだ村でもなく、理念もそこまで考えておられないということだと思いますが、建設関係を職とする村民に対しての考えを聞かせていただきたいと思います。その中に、契約の適正化、この契約の適正化の中には、契約の過程及び内容の透明性の確保。なかなか契約されていても、はたから見てもわからないと。それから、競争の公正性の確保。入札といえば公正性があるんだということでは言われているわけですが、その中でもそんなことも出てくるのではないかなと思います。今でこそないかと思えますけれども、談合、その他不正行為の排除。このことはいい村をつくるためにも必要ではないかということで、そのことも心配される一つにもなるかと思えます。

それから、総合的に優れた契約の締結ということで、ここも通常見込まれない契約金額によっての締結防止ということも考えられるのではないかと思います。そして、契約内容への配慮ということで、この配慮の中には地域における雇用の確保。今、村の人たちをできる限り仕事をできるようにということで、村長から言われましたけれども、村の事業者にも少しでも仕事をつくってあげることがやはり行政側からしての考えを持っていただきたいということが言えるかと思えます。また、村内の小規模事業者への受注機会の確保。なかなか本当に村内の中で大きくやっている方はいないわけですし、そういう小さいところの、少人数でやられている、1人2人でやられている人はなかなか仕事というのはいただけない形なのですが、何とかそういう小さい仕事でもできるような感じにさせていただけたらということを考えるわけでございます。村の事業者でできる内容の多い建物の設計をするのも一つの手かなということも思えます。それから契約者。工事請負者の社会的貢献活動への配慮ということで、下職の方への適正な賃金など、労働条件の整備などがあるかと思えます。そんなことも含めてご意見を聞かせていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 村内の皆さんの建設業にかかわる問題でございますが、先ほど村長が答弁しましたように、できる限り村内の業者の皆さんにお願いをするようにしております。特に土木工事につきましては、すべて村内業者にずっとお願いしておりますし、建設関係につきましても、大きなものもございますけれども、小さなものにつきましてはできる限り村内の業者さんを指名してお願いをしている実情でございます。

それから、リフォーム事業。これも、村も始まって3年、4年経過しますか。ほかの自治体では既にリフォーム事業が終了して、もうやめたというところも聞いておりますが、これにつきましてもまだ村は継続して建設業者の皆さんの仕事量の確保をしてみたいというふうに思っております。

それから、設計につきましては専門業者をお願いしておりますけれども、この単価等につきましても、その時々建設物価を採用していただいております。低価格でというような設計は村としてはお願いしておりません。それから、予定価格等につきましても、以前は歩切りというようなこともしておりましたが、予定価格も理事者が決定しますけれども、ほぼ設計額と同様の額で設定をしております。そんな配慮もしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今まで村で大きな建物もあったわけですが、そんな中で、ゼネコンさんから図面もいただきました。そして、ゼネコンさんと話もしましたけれども、私も当時、建設分科会の方でその図面を受け取って、そしてみんなに集まってもらって、その図面を見ていただいて、そして、できるかできないかというような検討もしました。しかし、本当に低価格でないと、割ってみれば日当が6,000円というような数字しか出てこないのですね。これでは受けられないということで、そっくりまた図面をそのゼネコンさんに持って行って、返してきた記憶がございます。

村への業者は一応、声がけはするというのがゼネコンの建前であって、これは村から言われていることですので、当然、そういう建前を取ると思いますがけれども、数字の上で、これだったらできるということは立てていないわけですね。このことが一番問題であって、公契約条例というのはそこが問題だということになるわけですね。そ

それぞれ下請けにされる人たちの保険だの経費だの、いろいろなものを含めての上で、工賃プラスそれも含めた上でのやはり価格制定がされなければ、とてもではないが大変だということになるわけです。遊んでいるよりはいいやということで、冬場だったら、行ってやってくるかというような方も中にはいらっしゃいますけれども、逆に、それをこの条例が制定されない限り、ゼネコンさんなど大手の会社ではそういうあてぶちの渡し方をしてくるわけですね。これで納めてくれということでやってくるわけですね。

ところが、この公契約条例、これは長野県の仕事をした方の話を聞きますと、これは県下の人でしたけれども、先日前お聞きしましたら、「いや、3割多くなったよ」という話をされていました。保険料も何も、全部申請、見積書を出して、これでなければできないということで出したと。そしてまた請求書もそのとおりに出したと。それを県で全部チェックするわけですね。そのとおりに払われているかどうか。請求書がそれで上がっているかどうか。そういうことで、結局、3割上がったと。「仕事もできたし、楽になったよ」という話をしておりました。あてがいぶちでは全然それはないわけですので、こういう条例をつくることによって、チェックはともあれこういう条例ができたことによって、元請であるゼネコンだの大手の企業がここは守らなければいけないということが決められてくるわけなのですね。そのためにもこの条例が必要かと思えます。

そんな意味で、今、リフォームのことは別としまして、こんな状態で村の建設業に携わる人たちの仕事はそんなふうにされているのだと。数字はそんなふうに渡されているのだということを知っていただきたいなということを思います。そんな意味で、どんな仕事でも最低限の日当と、そして最低限の必要経費、そういうものが必要かと。どんな会社に入っても、社会保険、厚生年金、いろいろなもので守られているわけですが、この建設業だけはそれがないわけなのですね。ましてや、今、世の中を見ますと、村内に置かれている、いらっしゃる個人の大工さん方が、なかなか自分で受けて建てられないという状況になっています。ハウスメーカーがどんどん乗り込んできて、そういう低価格でやってきていますね。

いろいろな企業の名前が挙がるわけですがけれども、本当に安くて低価格の住宅が来ております。これもとっつかないと、遊んでいることになってしまうなんていうことで、これに仕事をされる方も中にはいらっしゃいます。1日1万円を切る数字は十分あります。大手のゼネコンさんの仕事をやっている方も、先日、私、パトロールをし

ましたら、遠くから来ていましたね。甲府のあたりから来ていました。「いや、1万円にならないよ。高速代を引けば8,000円になっちゃうよ」なんて言っていましたけれどもね。そんな状態ですので、公契約条例、これは大切かということだと思います。そのことも含めて、もう一度、ご意見をいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） ただいま籠田議員の話で、建設業の実態とか状況なんかもよく理解できました。大変だということで、本当に苦労されている実態もあるというような状況でございますが、建設業ばかりでなくて、山形村は農業の後継者を育成しなければいけないということで動いているわけでございますけれども、今のお話ですと、建設業の皆さんの担い手育成も、それからまた後継者も育てていかなければいけないという背景があるかと思います。いずれにしろ、この公契約条例というような形で本当に業者の皆さんたちが救われるということで、県がそういうふうにしたということになると、そういうようなこともよく理解をしながら、まだつくってありませんので、本当に近隣市村の皆さんたちと話をしながら、状況を踏まえながら検討するというようなことをご回答させていただきたいと思います。

いずれにしろ、商工会の事業につきましても、山形村は本当に過去からあまり投資をしていないことも事実でございます。商工会の皆さんが元気になって、そして山形村を元気になって引っ張って行ってもらうということも大事なことでございますので、その中の一つの建設業ということの話を伺ったということで理解をさせていただきたいと思います。また検討していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 村長からそういう言葉を言ってもらえて、本当にありがたいと思います。今、農業の話も出て、農業の方々は自分たちで頑張れば頑張っただけよくなるわけですが、なかなか建設業というのは割り当てが、与えられた数字が決まっておりますので、幾ら頑張ってもどうにもならないというような状況もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の契約制度に関する審議会を設置。これも今できていないものにこの審議会がどうかというようなことにもなるかと思いますが、その一つの、こういう形になったらというような希望も含めて、私の思いも含めて聞いていただきたいなということで思います。

まず1つ目ですね。公契約審議会。そして2つ目に公契約執行適正化委員会という
ような形があるかなということを行います。この審議会、そういう委員会の特徴とし
て考えますと、事業者の観点から見た一つは見方をする。これは村内の小規模事業者
の受注機会の確保が図られるかどうかということ。それから、村民の安心、安全のため
に活動する事業者の育成や専門的な技術が継承されるかということ。2つ目として、
労働者の観点から考えてみます。地域における雇用の確保が図られていること。労働
者の適正な賃金水準など、労働環境が整備されていることだと。そして、村民の逆に
観点から見ますと、村民の安心、安全のために活動する事業者が育成されているかとい
うこと。環境に配慮した事業活動が行われているかということ。障がい者の方など、
雇用の促進及び男女共同参画の社会の形成に資する取り組みがされていることなど、
村民の観点から見ると、あるのではないかなと思います。そんなことも含めて、この
審議会、この適正化委員会というものをつくられるときには、ぜひともお願いしたい
と思います。これについてのご意見をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 1番の質問と関連するわけでございますけれども、条例制定に
合わせまして、その必要性のところを検討させていただくということで、お答えしま
す。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今、何らできていないものですね。なかなか返事というの
は難しいかと思えます。

それから、3番目に要綱による行政指導の範囲ということで出させていただきます。
公契約条例のように、条例による整備だけでなく、要綱によつての行政指導を
行う自治体も多いわけです。今、できているところの内容を見ますと、労働環境の整
備等の規定をつくったり、総合評価制度による労働環境の評価項目を規定する。それ
から、要綱による取り組み。この中には自治体による確認行為の有効性、強制力です
ね。村からゼネコンさんに渡したと。そのゼネコンさんに対して、そういう確認する
ことができるんだと。この条例をつくることによってできるんだということがあるか
と思います。元請事業者への連帯責任。これもいわゆる建物がそれによってしっかり
することにもつながってくるのかなというふうに思います。

それから、労働者への権利擁護。これも言えることになってきます。そして、第三
機関の設置ということで、入札監視委員会。こんなものを設置されれば、ますますび

しつとした公契約条例に則ったものができるのではないかとことを思います。ちょっと想定されることも含めて、この要綱に定める、こんな自治体も多いわけですが、このところのご意見をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほどもお答えしてありますけれども、今の話の中では、業者への行政指導ができるというようなことが言われているようでございますけれども、これからの検討課題ということになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今あるものでないですので、村長、それ以上のことは答えられないと思います。

4番目に、私、「担い手3法」と合わせた条例制定をということで、この条例をつくられるときにこうではないかなということで、お願いしたいと思います。担い手3法とは、建設業の担い手確保などに向けた対策を盛り込んだ改正公共工物品質確保促進法、これ、簡単に言いますと、公共工物品確法と言っていますが、これが1つあります。それから公正公共工事入札契約適正化法。これ入契法と言っています。そして、3つめには改正建設業法があります。昨年5月29日に全会一致でこれも県の方で可決しております。この中には中期的な建設技能者の確保ということで、発注者の責務としてそれを、技能者の確保を発注者の責務として新たに規定させているということです。ダンピング防止に向けた予定価格の適正な設定、そして3つ目には事業特性に応じた入札制度の活用による適正な利潤の確保ということになります。

こんなことがこの担い手3法には明文化されています。改正入契法対策の強化の中では、公共工事の入札時に内訳書を提出を義務づけ、施工体制台帳の作成、提出に関する下請け契約の金額要件は、これの方は撤廃となっておりますが、とりわけ適正な積算価格の一部を控除するような歩切は品確法に違反すると言われていました。明文化をし、根絶へ向けての表現を今、強めてきております。また、この改正品確法により、担い手の確保の育成に向けた、発注者の義務付けが明確化されました。このことを受けて、国交省は20年ぶりに一般管理費等を引き上げております。

このように、建設産業の担い手の確保のために、処遇改善に向けた動きが高まっておるといことが、最近の我々といいますか業界の方ではやっております。これもなかなか、今これが山形村でどうかということではないかと思っておりますけれども、とにか

く仕事をもらったけれども、生かさず殺さずではなくて、山形村の仕事をさせてもらうと本当に生活も安定するし、楽になったというような、そういうことを行政の方で指導の中でしていただけたらということで、処遇改善に向けた動きもしてほしいなということを思っております。このことについてお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 要望？ 意見？

○6番（籠田利男君） これについて意見をお願いしたい。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対しての、質問者から意見を聞きたいという質問ですので、村長。

○村長（百瀬 久君） 意見というか、先ほどの答弁にあるわけでございますけれども、条例も含めまして、必要な時点で対応するというふうになっておりますので、今は情報提供をいただいたということで理解をしていますので、そんなことでお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） この5つの中で、最後になりますけれども、建設業に携わる村民の生活確保ということなのですが、今現在、県でつくられた公契約条例は県の仕事にしか該当しません。市、町、村の工事はそれぞれの自治体が条例を制定しなければ改善はないわけなのでございます。村の建設業に携わる方たちの生活確保を考えていくことが大事かと思えます。建設技能者不足が深刻化して、10年後には大工さんなどの激減が懸念されているわけでございます。長野県内の大工さんの現在の年齢構成を見ますと、今、10代が0.2%、20代が2.9%、30代が13%、40代が14.7%、50代が14.9%、60代が37.3%、そして70代が17%となっています。

間違いなく10年後には60代、70代合わせて54.3%がなくなるわけなのですね。このことを村内に置き換えても、本当にわずかな方しかもう残らないということが見えてきてしまうわけですね。今こそ担い手の確保ということで、考える必要が早急にあるのではないかというふうに思います。

これまでハウスメーカー、それからゼネコンさんあたりに行って仕事をさせてもらっている大工さんを見ても、これまでの大工技能者を雇用育成してきたのは大工、工務店だったのですね。いわゆる親方がいて、教えてきたわけなのです。今、住宅産業で住宅はできるのですが、住宅産業……。

○議長（平沢恒雄君） 質問議員に告げます。質問事項に徹してください。

○6番（籠田利男君） はい。住宅メーカーやゼネコンさんは我々の今まで教わってき

た、そういった大工さんを外注等で使っているわけなのですね。こんな中で、今後の住宅市場、これは中古リフォームも含めて拡大されてくるわけですが、この仕事をされる大工さんがいなくなるということが、いわゆる技能者がいなくなるということがあるわけです。これをやはり育てるには、大工さんばかりではないです。建築に関する技能者の処遇改善が必要だということが言えるわけなのです。今、少子高齢化の中で、生活の安定しない仕事が、少子高齢化になるといわゆる生活ができないから少子高齢化にもなってくるわけです。やはり仕事づくりも大切かと思えます。

今、自主防災の話も先ほどから出ております。災害時の対応なのですが、この建設業の人たちが必要になるかと思えます。神城地震のときも、私ども組合の役員が行って対応させていただきました。しかし、建設業に携わる人が少なくなっているという状況では、この村で災害が起きたにしてもどうしようもなくなってしまいます。ハウスメーカーに行っている人たちでは対応ができないですけれども、やはり村からそういう技能者を育てることが大事かと思えます。そんなことも含めて、若い人たちに、そういった技能者を育成していくという意味でのことが必要かと思えますが、村長の考えをお願いしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今までご説明をいただきましたが、実情の中で、村がどういうふうにするかということが最後の質問だと思うのですが、今言われました条例はまだありませんので、条例を制定するようなことでの検討の内容というようなことで考えさせていただきたいと思えますし、それから一連のご質問の中、先ほどまとめて私も答弁させていただきましたので、今のお話も含めた形でこれから検討していくというふうにご回答申し上げます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員。

○6番（籠田利男君） 今、村の現状、そんなことを聞いてもらったわけですが、山形村では住宅リフォームの方も行ってもらっています。まずはそれに感謝申し上げます。自治体が取組みなければいけない公契約条例にも、今後、目を向けていただくことを希望して、私の公契約条例の制定についての質問はこれで終わりたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位4番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「ひと・まち・しごと創生法について」を質問してください。

新居議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席番号3番、新居禎三です。

それでは、「ひと・まち・しごと創生法について」質問させていただきます。

昨年末、施行された地方創生に関する法律で、各自治体には地方版総合戦略策定の努力義務が課されています。村においても、策定する予定であると認識していますが、そこでお伺いします。

1番目として、地方版総合戦略作成にあたって、山形村の特色を生かしたプラン作成において重要ポイントはどこにあるとお考えですか。2番目として、総合戦略作成にあたって、幅広い意見集約が必要であると思いますが、どのようなプロセスで作成していくのか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、新居禎三議員の質問にお答えします。

まず、1番目の質問の「ひと・まち・しごと創生法について」でございます。2つ質問をいただいておりますので、最初の方から。

まず1番目。地方版総合戦略ビジョンについて、地域の特色を生かしたプランを策定することとなっております。作成のポイントとしましては、山形村の特色は何か、できる限り多くの住民の皆さんの意見を聞いて、プランに反映できることがポイントと思います。

続きまして、2つ目のご質問でございますけれども、総合戦略策定の手法としましては、計画の策定支援として、専門的知識のある事業者に策定支援業務として応援をしてもらう予定でいます。幅広い意見集約をいかに行き、反映できるかが計画策定にあたってのポイントと思われるので、懇談会の開催や村内各組織の会議の折や、村主催のイベント開催など、住民の集まる機会をできるだけとらえ、意見を出してもらうように考えていきたいと思っております。あまりかしこまった会議などを開催しても、参

加が少なかったり、なかなか意見が出ないこともありますので、いろいろな会議の中で雑談的な話の中からも意見を吸い上げていければと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 1番目の山形村の特色あるプランづくりですが、当然、2番目にも聞きましたが、住民の意見を集約しながらやっていかなければならないと思いますが、先ほど、上条議員の質問の中で、村長がお答えになっていましたが、人口は第5次総合計画の中にある9,000人は難しいというか、なかなか達成できないのだろうと、私もそう思っています。

そうはいつでも、人口減少を放置するわけにはいきませんので、特に先般、長野県に移住した人たちのアンケートを田舎暮らし楽園信州推進協議会ですか、アンケート調査したところ、移住にあたって何を一番重視するかという部分で、一番重要視するのはやはり仕事だそうです。そういう意味で、山形村において、仕事の創生という部分では、第5次総合計画の中でも仕事をつくるという部分はちょっと弱いのかなと思っておりますが、その辺、村としてはどのようにお考えですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） できれば企業が来ればいいかと思うのですが、なかなか土地規制が難しいのです。農地法が21年の改正で非常に厳しくなっておりまして、アイシティの東側にも産業用の土地があるのですがけれども、なかなか転用ができないという実情がございます。工場では、今、臨空工業団地もまだ埋まっていないようですので、なかなか地方まで仕事がまだ来ていないのかなというような感じがしておりますが、企業的にはそんなものはまだまだ難しいのかなと思います。それでも農業に関しては、新規参入者の方もおいでですし、今、企業化でやっている方もおいでですので、農業の面では、ワイン特区というような話もありますけれども、そういったことの中で、都会から来てブドウ栽培をしたいという方も現に来ておりますので、数は少ないかもしれませんが、そんな道はまだ農業の面では出てくるのかなというような感じは受けております。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。実際に企業誘致は難しいというのは、私もわかります。そういう意味で、山形村の特色を生かすという部分で、今、副村長がお答えになりましたが、農業から見た地域振興というのはもっとやっていいのかなと思って

おります。例えば、先ほど出ましたが、農業特区もそうですし、農業をやりたい人が都会で結構、今、地方へ移られているという実態もあるみたいですが、そういう意味で、山形村としての情報発信が、先ほど村長が銀座ながのでの長野県の取り組みを言われましたが、村独自の取り組みが、その辺が非常に弱いのかなと私は思っております。その辺を、村独自で何か企業誘致ではないですが、農業新規就農者の募集等々の情報発信をしていくお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 村独自の発信ということでございますけれども、山形村自体がまだまだ日本の中でもPR不足というようなことにあたりましては、山形村中心の観光と農業というような形で昨年提案して、山形をPRしてきたわけですが、やはり山形村自体を知ってもらうとともに、そしてまた、実際にこちらへ来て農業に携わってもらうか、また新たに企業に入ってもらいたいということになるかと思うのです。

質問の内容は、人口減に対する対策を何か話をして、その中での一つは移住ではないかというようなことが重点にあるように思われますので、私も移住に対して考え方を述べさせていただきますけれども、山形村自体の特色は先ほどお話いたしましたけれども、移住者に対してどうやって山形村をPRするかということは、今、山形村の特色というふうに先ほど言われていましたけれども、総合計画の中でもうたっていますけれども、山形村には6つの目標があるというようなことで、ちょっと言い方を変えて並べてみたのですけれども。日本一明るく元気な村がこういうような形で発信していきましょと、特色を見たときに、自立が可能な村民と行政が見えるコンパクトな村ですよというのが一番先に来るのではないかなと。それから、水と緑の自然の豊かな村だろうと。中には生活住環境がよく、交通の立地条件が整った村。子育てしやすく、安心して暮らせる村。それから、特産品を含め、多品目の農産物を生み出す農村の村。最後に、清水寺を含め、道祖神を初めとする多彩な観光交流の村が挙げられますよと、こんなようなことが我が山形村ですよということを前面に出しながら、山形村をPRしていくということだと思います。いろいろな方法でのしよがあります。

銀座ながのでの山形村のPRは、農業委員の女性の皆さんを中心に、長いも料理をつくって山形村をPRするというようなことを、今、計画しております、先日も行ってきました折に、銀座ながのの使用率は非常に高いというようなことで、今から予

約しても2月の5、6日ぐらいしか空いていないよというようなことを言われまして、今、検討をしていただいています。それは一つの大きな、1個の全面的な話ではないかなと思っています。

そんなような形で行きますと、実際に移住をされている、望んでいる人たちの対応なのですから、今、移住に対してどういう形で取り組みをしているかという、いろいろなところのやつを整理してみましたら、まず、田舎に興味を持つというようなことが一つあると。これは移ってくるまでのステップですけれどもね。いろいろなこと。次には、田舎の生活をやってみてくださいよと。さらには、田舎に行ってみますと。移住して住む。そして、住んで、村民になると。このような形で行われて定着をされているようでございますけれども、まず山形村に興味を持ってもらって、来ていただけるというようなことにしていかなければいけないと思うのですね。

ところが、最近ちょっとまた移住に対する国の考え方が少し変わってきましたね。昔は移住というと若い人たちをとにかく地方に呼びますと。東京の一極集中は問題だと。だから、地方の方で面倒を見てくれませんかというような、地方に行きましょうというようなことで話になったのですけれども。この間の日本の、移住に対する国の考え方でありますけれども、今、後期高齢者が増えていまして、私もこれになったのですけれども、2025年、あと10年後ですけれども、私たち後期高齢者がそういう高齢になったときですけれども、東京だけでも13万人のベッドが不足するというふうに言っているのですよ。これは日本創生会議が変わってきている。日本創生会議の言い方が、また話題が変わってきたなというふうにとらえているのですけれども。そして、それは年をとって病院で診てくれる施設がない。だから、そのない分を地方に見てもらおうということでアンケートを取ったら、41の地域で見てもらえそうだということで、その中には長野県は入っていません。

いずれにしろ、高齢者の施設がないから、高齢者を救うには高齢者を救うためのお金がかかりますよと。また、その施設をつくっても、その施設に入る面倒を見てくれる保健師とか医療関係の人たちを集めなければいけないと。また東京集中してしまうのではないかと。またそういうようなことがあって、実際に地方の方に面倒を見てもらおうという考え方だというふうになっているのですね。そうしますと、地方で受け入れるという。それはでは、地方はどこかというふうに見たときに、農村というか、過疎地はだめですよと。面倒が見なければ。だから、都会的な大きな、都市のところで面倒を見てくださいよというようなことで挙げたらしいようでございます。

そうしますと、私たちが考えるには山形村で移住者を求めるとするならばですよ。まだそういう仕組みがうちにはないというふうに申しあげましたけれども。若い人が子育てと一緒に来ていただければいいというようなことは一番望むところですが、いずれにしろ山形村に来ていただく人たちは、健康で、一緒に仕事をして、それで生活をしていって、山形村の住民として仲間になると。そういうような人たちを望んで、受け入れるということが必要かなということちょっと考えたという話をしておきます。いずれにしろ、移住してきて、働いてもらうということも大事ですけども、働くにはではなくて、もう働けないけれども面倒を見てくれないかというようなことで山形村に来られる方も多いのではないかというふうに思います。先ほども話しましたけれども、山形村が8,800人になったのは、昔からいた山形村ではなくて、山形村の周りの人たちが来てくれて増えていったと、そういうような状況でありますね。

ちょっと長い答弁になりましたけれども、そんなことで。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） まさに私もそのように思います。はっきり言って、元気な人たちにどんどん来てもらえれば村も一番活性化すると思います。国の考えもころころ変わりますが、そういう意味で、健康でない人が来られても、受け入れ側としてはなかなか大変な部分、当然その辺の交付金なりは国も考えているのですが、そうはいっても、当然、それに付随するものがありますので、なかなか村としてはできない部分だと思っております。そういう意味で、元気な、お年寄りでも元気な人、若い人を含めて。そういう人たちが移住して、山形村に来られるのが一番理想だと思っております。

そういう意味で、先ほど言いましたが、農業を活かした移住なり、村長がいつもおっしゃられているように、観光振興における観光産業といいますか、なかなか観光の部分はそんな一気に増えるものはありませんが、そうはいっても山形村には自然と立派な農業というものがあります。これを活かした観光振興策というのは模索すればいいのではないかなと私は思っております。最近、結構、農家民宿だとかそういうのをやっている人があちこち地方でいるみたいですが、当然、村がやるわけにはいかないですが、そういう意欲のある人たちの手助けを村がするような形。情報を含めて、いろいろな形でやっていけば、少しでも観光振興になるのかなと思っております。

3月の議会で増澤議員の一般質問の中でありましたが、西山の山沿いを含めた遊歩

道の整備なんかもすれば、非常な観光資源になると思っておりますが、その辺は再度お聞きしたいですが、村として、多少なりともそういう事業をやっていくお考えがあるのかどうか、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 西山のところの観光というか、私は健康というテーマであそのところを整備されたらいいかなというふうに思っていますけれども。豊かな本当に山形村の一つの特色だというふうに思っておりますので、考えはあります。どういう形で実現するかは相談をしていきたいと思っておりますけれども、これが健康寿命延命の事業の中の一つに入っていることは事実であります。したがって、委員会をつくりまして、その計画の中でどういう形で入れるかというのは、委員会ができてそこから考えていく一つの骨子でありますので、今は、考えているということだけお答えしておきます。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ、そういう意味で、遊歩道の整備はもちろん健康の促進ということで、観光と含めた中でやっていけるのかなと私は思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。それではこれで1つ目の質問は終わりたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。次に、質問事項2「公共交通について」を質問してください。

新居議員。

○3番（新居禎三君） それでは2番目の「公共交通について」お伺いします。

従来から村内における公共交通網の問題については、私も何回も質問しておりますが、村としてもいろいろな施策を模索しながら現在に至っているわけですが、1番目としまして、本年度予算で公共交通検討会の設置が予算が盛られているわけですが、検討会は既に設置されたのか、またはその進捗状況をお聞きしたいと思います。

2番目としまして、現在、松本市の西部コミュニティバスD線ですが、山形役場、村内を通っているD線ですが、朝のダイヤにおいて通学等の乗客が多数のため、1台では乗り切れず、2台での運行が常態化していますが、村としては今後、どのような対応をお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは2つ目の、公共交通についての質問にお答えします。
2ついただきましたので、1番目から。

今度の予算として、仮称ですが、公共交通検討会議を2回ほど開催する予定でいます。会議の開催はこれからの対応となります。

2つ目の質問でございますが、ようやくコミュニティバスの認知度が上がってきて、利用者の増加につながって、1台では乗り切れない状況の便が出てきました。当然、増車に対する運営に要する負担はそれ相応に村として支払いをしていかなければならないと思います。増車の主な利用者は村井駅から鉄道を利用する通学の高校生や今井の松本養護学校の生徒となっています。学生については3年間の通学期間というサイクルで利用者の増加や減少も考えられ、恒常的に安定した利用人数となるのか、また、朝の通勤、通学の時間だけが利用の集中となっていますので、今、この時期の判断だけで今後の利用見込みを推計することは難しい問題ですが、昨年末に山形村の住民も含めて、松本市で実施された住民移動実態調査の結果なども参考にして、先ほど話が出ました検討会議などでこれからの対応を考えていきたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 検討会は会議はまだ設置されていないということですが、その検討会を設置される際の人選については、村としてどのような人たちをお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほど村長の答弁にありましたように、会議の開催等はこれからという形でございます。人選についてもまだ細かなところまで詰めてございませぬけれども、当然、利用者、それからできれば交通関係に携わっている方等を入れた中で起ち上げを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 今、総務課長の方からお答えいただきましたが、いろいろな町村でこういう会議を起ち上げているわけですが、なかなか人選の中で、実際にバスを利用されていない方がほとんどを占めていて、実際につくった計画自体がなかなか運用段階において利用者が利用されないということが往々にしてあります。ぜひその人選の中に、実際にバスを利用している方を入れていただかないと、つくった計画がま

た練り直し等々になります。実際、松本市の地域公共交通会議、1回目の起ち上げのときに私も委員をやっていましたが、当時はそれぞれの町会長だとかそういう人たちがほとんどでありまして、その中でつくった計画が、最初2年ぐらい施行しましたが、実態としては利用者が、平均利用率が1を行かないような状況の中で、松本市もその後いろいろアンケート等をやりながら現在の形になってきて、やっと平均利用率が3人を超えるような形になってきていますので、できれば設置する際に最初からそういうことを考慮しながら、ぜひ人選を公募いただければと思っております。その辺はこれから村は設置するわけですから、その辺を考慮いただいて判断していただければと思っております。その際にはぜひ村民の中から公募等も入れていただければと思っております。

また、つい先だって、新聞にも出ましたが、松本市においては次世代交通政策実行計画というのをこの秋には策定するそうです。公共交通、特にバスの利用者を5年後には現在の15%増にするという目標で計画をつくるそうです。実際、松本市の担当の方にも、私、聞いてきましたが、当然、現在走っている、山形村内を走っているコミュニティバスとアルピコ交通の路線バスのすべて、その中の計画の中には入ってくるということですが、現在、松本市の地域公共交通会議に、山形村としてはどのような形で参画されているか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 松本市の交通会議の方への参画でございますけれども、今、山形村からは住民の代表という形で、区長6名いる中の1名の方を代表として会議の方に参加していただいております。この3月までは中大池の区長さんをお願いをして会議に出させていただいておりますけれども、区長の改選ということもございまして、この4月からは下大池の区長さんをお願いしまして、区長の会の中の代表という形で会議の方へ参画をしていただいております。5月に西部地区の分科会という形で、一度、波田の支所において会議に出いただき、また、全体会議としまして松本市役所で行われました会議にも出席をお願いしてあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 区長の会の代表が参画されているということでお聞きしましたが、そんな中でぜひ山形村としての意見を反映していただければと思っております。先ほど言いました松本市の交通政策の計画の中には、アルピコバスの路線バスを含めた

中のすべて計画づくりをするということです。当然、バスダイヤの増減等も考えているというお話でありました。特に山形線については現在松本駅から山形村内まで来るわけですが、その途中に松本市の臨空工業団地がございます。現在でもあそこへ通勤されている方が、結構な方が朝、利用されています。そういう意味で、松本市も重要な路線、基幹路線であるという部分で考えているということで、今以上にダイヤについては増やすような形を考えたいというお考えをいただきましたが、特に夜の帰りの便ですかね。今、臨空工業団地にお勤めの方も、最終が7時過ぎですかね。残業とかで遅くなるとバスが利用できないという部分で、その辺を考えているということで、当然、松本市だけにおんぶにだっこではいけないと思います。山形村の村民の、そういう意味での利用率を上げていかないと、村としても、当然、応分の利用負担もするわけですし、山形村民の公共交通利用促進として、村として何か考えていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ただいまの質問の中で、利用促進につきまして何かを考えているかということでございますが、先ほどから話に出ておりますアルピコ交通の山形線につきましては、山形の三夜塚から松本駅前までは非常に利用率がある程度確保されているということがございます。ただし、今、アルピコ交通からもちょっと申し入れを受けているのは、やはり三夜塚から終点の上大池車庫前までの利用率の低さというところがございます。この辺の原因としましては、比較的料金もかかるという話と、それからやはり個々の生活にマッチした時間帯での運行になかなかなじめないといえますか、合わすことが難しいということで、思ったような利用が伸びていない。逆に、その便がコミュニティバスの方を利用されている方もいるということがあろうかと思えます。

促進について何かという話になりますと、村として考えていかなければならないのは、先ほどの料金が高いということであれば、そういう面に何かしらの補助ができるか。それから、ダイヤ的なもので何か協力できるような体制ができるかとか、村の福祉バスとの停留所における、うまく時間帯を合わせることによって利用しやすいダイヤが組めるかとか、そんなことかと思えますので、この辺につきましてもこれから、先ほど言いました検討会議等の中でも話を出してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、ぜひその辺の検討を課題としてやっていただきたいと思います。またその辺の検討した部分をぜひ松本市の公共交通会議の中でも反映していただければと。当然、共同でやっている事業ですから、山形村の言い分が全部通るわけではないですが、ぜひその辺の意見を出していただければと思っております。

2番目の西部コミュニティバス。通学のバスが2台増運して出ている部分ですが、現在、通常新学期が始まりますと、バス利用者が、新入生ですかね、増えて、大体1カ月ぐらいで治まるのですが、今回、コミュニティバスの場合を見ていますと、現行でもまだ2台出ているような日が多々あるということで、それについては松本市としても対応は考えているようですが、一番簡単なのはバスを大きくすればいいのですが、現行のD線の走っている道路というのは大変松本の地籍に行くとなかなか狭い道路を走りますので、今のバスを大きくすることはできないということでもあります。そういう意味で、別のルートなりを考えて、増便なりを松本市としても考えているという話でありましたが、それについても当然、村としての考えというか意見反映をしていただければと思っております。

また、特に現在、ほとんど村ではやっているのかどうかわかりませんが、山形村民が西部コミュニティバスを利用している実態というのを調査したことはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） まず、先に最後の質問でございますけれども、調査をしたことがあるかということでございますけれども、村としては直接調査をした経過はございません。ただし、松本市の方で昨年、委託事業としまして、新航空システム評価検証業務ということで、NPO法人に委託をしまして、コミュニティバスの利用実績、4月から12月だったかと思っておりますけれども調査した経過がございます。

その中で、D線につきましてはそれぞれの停留所で、どこからどこまで何人乗ったというような数字も出ておまして、当初、D線ですが、スタートした、今から5年ほど前ですか、当初は1便当たり0.8というような数字で、1人までいかなかったという経過があったわけなのですが、昨年につきましては3.8ぐらいまで上がってきているということで、非常に利用が上がってきております。先ほど、新居議員さんが言われましたように、この対応のためにバスの大型化という話もありますが、やはりそこは、先ほど言われましたように、今度、大きくするとそのバスが入っていけない路線になってしまうということで、大幅な路線の見直しも考えていかなければなら

ないということも言われております。

この利用につきましては、やはり村としましては、利用のもう少し細かな分析もしなければいけないとは思いますが、今後子どもさんたちの例えば通学がどんな状況になっているかというようなどころまで少し踏み込んだ調査ができればしていかければ、単に、今現在、さっき村長の答弁でも言いましたけれども、今の利用が多いからといって、また3年ぐらい経てばどうなるかわからないというようなことも考えられますので、その辺は少し慎重に、先を見てコース順も考えながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、現行はそういう状況であります、ぜひ細かな実態を特に新学期、来年度3月になる前にぜひ今後利用するであろう、いわゆる新しく高校に入学する生徒さんたちですよね。その辺の利用、まだ利用は当然その時点ではしていなくても、どのような形で通学するかというのはある程度、親御さんを含めた中で考えていると思いますので、3月なりにその辺の利用の希望といいますか、どのようにしたいかの調査はある意味、PTAを通じてやればできる部分であると思いますので、そうすれば新学期になって乗れなくて慌てることもなく、事前にある程度準備ができるかなと思っていますので、そのような実態といいますか、調査をお願いして、2番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。次に、質問事項3「マイナンバー制度について」を質問してください。

新居議員。

○3番（新居禎三君） それでは、3番目の「マイナンバー制度について」質問します。本年10月より、住民それぞれに番号が通知され、2016年1月から利用される予定のマイナンバー制度ですが、テレビ等ではコマーシャルしていますが、具体的な内容について一般に周知が十分されているとは思われず、また、昨今の個人情報の漏えいなどを受けまして、住民には多くの不安があります。

そこで、お伺いしたいと思います。政府は各自治体などにマイナンバーカードの利用促進を図るための利用拡大を自治体などに求めています、山形村としてはマイナンバーカードの民間登録や図書カードなどへの利用拡大を進めるお考えはあるかどうかをお聞きします。

2番目として、今回のマイナンバーカードは民間といいますか、各それぞれサラリーマンなんかは企業でも番号通知していますので、漏れた番号での成りすましなどの対策は村としてどのようにお考えですか。お聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは「マイナンバー制度について」お答えします。

2ついただいておりますが、最初の方から。

最近ではテレビ、新聞など、マスコミで取り上げられることも多く、徐々に制度の周知がされてきたかと思いますが、村では今年3月からホームページ上でお知らせしたり、また、広報6月号でも記事を掲載することになっています。個人番号については社会保障、税、災害分野における法定事務に限られます。個人番号カードには電子証明書（基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別）と顔写真がついているので、e-Tax等のほか、民間事業者でも身分証明書として本人確認などで活用できます。例えば、金融機関でのネットバンキングやインターネットショッピング、ビデオレンタル店の会員登録などが可能となります。

村においては、将来的には図書館利用者カードや印鑑登録カードとして使用できるように考えていきたいと思っております。

2つ目の答弁でございますが、個人番号を利用していいのは法律（法第9条別表第1）に規定する業務に限られること、違反者には重い罰則が適用されること、情報については今までどおり各機関で管理されること、個人番号には運転免許証と同様に本人の顔写真が記載されること、特定個人情報保護委員会による監視が行われることとなっています。平成29年1月からはマイポータルにより自分の番号がどういうことに使用されたか、確認できるようになることなど、制度面とシステム面から保護措置が講じられております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 今、村長からいろいろお答えいただきましたが、ぜひ昨今の日本年金機構の情報漏えいを受けて、非常に村民はそういう部分でマイナンバーというのが広範囲に利用される部分で非常に不安に思っている部分であります。ぜひ村としても利用拡大を図る際には、慎重に、より慎重にお願いしたいと思います。そこで、一番、私が現在のスケジュールの中で危惧している部分はマイナンバー、番号が10

月に通知されて、1月以降、希望者にカードが発行されるということですが、その際、申し込みは役場を通じてではなく、本人がそれぞれ、どこになるかわかりませんが、申し込んで、受け取りは役場ですという形だそうですが、その際の本人確認について、どのような手順をお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 少し具体的な面は直接担当します住民課長の方に答弁をお願いする面もあるかと思うのですけれども、今のお話の中で、本人確認の問題が今、申し込み時に本人を確認するのかとか、受け取り時にするのかというところで、まだこの辺の周辺の市町村においてもその辺の対応がはっきり決まっていないというふうに聞いております。ですから、これについては今すぐここではっきりこうだという答弁、ちょっと私の方からは今できませんけれども、ほかに参考等ありましたら、住民課長にお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 今、総務課長の方から答弁がありましたが、そのようにやり方は何種類もありますが、はっきり、ではここはどうするかという形で決まっておりません。できればこの辺、管内は、同じような方法を今後取っていきたいというような考え方もあります。一番は、最初の申請におきましてはスマートフォン等により、電子申請も可能であります。したがって、役場の窓口へ来て申請する以外の方法が当然ありますので、最終的にはカードを受領の際に改めて本人確認を取るような方法になるのではないかとありますが、やり方についても含めて、まだまだ未定な部分が多いということでもありますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） 今、住民課長がお答えになられたように、電子申請をして、受け取る際に役場で受け取るという形に恐らくなるのだと思いますが、その際に、はなから、申請の段階から他人の番号を使って成りすましすれば、偽のマイナンバーカードが、成りすましたカードが発行されるわけですね。そういう意味で、非常に役場でのカードを受け渡しの際の確認が非常に重要になってくると思います。その辺についてはやり方はどういう形がこれから検討されるようですが、くれぐれも慎重にお願いしたいと思います。

また、役場内でのマイナンバーカードの使い方といいますか、あれですが、先般、

3月の議会ですか、大月議員の質問の際に、役場内でも権限のある者しかそういう番号を使ってのアクセスはできないというふうにお聞きしていますが、そういう意味での権限のない役場職員の不正利用に関するルールづくりと決めごとについて何か処置をされているかどうかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今の権限の関係でございしますが、つい先般も松本、塩尻、安曇、それから東筑摩郡の5町村の関係者が集まりまして、その辺のことも含めて、今、問題を共有しまして、対応を考えているという状況でございまして、もう少しこれからの対応ということでお時間をいただきたいという状況でございします。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） ほかの市町村とも協議しながら、最善の策を講じていただきたいと思いますが、あと1点、最後に1点ですが、例えば税務課が持っているデータを住民課のパソコンから引っ張り出すとか、そういう形ができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それはできません。ただし、一例を申し上げますと、住民課で所得情報が必要な業務というのも、例えばございます。保険料だとか児童手当の申請。こういった場合には、権限で行うことができます。ただし、この権限につきましても、先ほどのとおり、担当職員一人ひとりに割り当てられた業務によって違いますので、誰でも課の職員が見られる、あるいは操作することができる、こういった形では当然ございませんので、お願いしたいと思います。あくまで職務の上で必要な者だけが使えるという形になります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。特に役場職員がそういう意味で不正流用するということは私は言っているわけではないですが、昨今のことから、コンピューターのウイルス等でハッカーが入ってきたときに役場のデータが芋づる式に全部外に出てしまうようなことがないように、ぜひその辺のシステムの構築をお願いしたいと思います。それをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまで新居禎三の質問は終了しました。

ここで休憩をいたします。午後の再開は、午後1時から再開をしますので、休憩は

午後1時までということですので、お願いをいたします。

(午前 1 1 時 5 0 分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

小林子育て支援課長は私用のため、午後は欠席であります。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「合葬式墳墓の創設について」を質問してください。

大池議員。

(1 番 大池俊子君 登壇)

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

今日は3つの問題について質問をしたいと思います。まず初めに「合葬式墳墓の創設について」です。この質問については、平成26年第3回定例会で取り上げました。その中で、村長は「なろう原霊園は平成19年に507区画の整地を整備したもので、将来の要望数を見込んだの整備であり、そして住民課長は、半分の300区画を売り出したところであるが、その半分ぐらいしか使用の許可が出ていない。状況をもう少し確認していきながら、これから研究していくことかと思えます」と答弁しています。しかし、当時、なろう原霊園計画に携わった方などからの話を伺いますと、将来、身寄りがなくなる人や、社会状況の変化で、墓の管理ができなくなるなど、予測される点からも合葬は必要との要望があり、霊園の最上部に共同の墓がつくられています。現在は身寄りのない方、また行き倒れの方などが埋葬されているという話を聞きます。

そこで質問します。村に合葬はあるが、どんな条件で入れるのか。2つ目に、今日の社会ニーズとして、合葬式墳墓として条件の見直しをしていく時期かと思われませんが、どうでしょうか。これが第1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） それでは、大池俊子議員の質問にお答えします。

合葬式墳墓の創設についてであります。2点ありましたので、最初の質問であります。まず、合碑墓についてであります。条例に規定した条件はありません。当時、無縁仏となられた方のご遺骨を安置するようなことで現在に至っています。

合葬墓として見直すについてでありますけれども、当時の設置経過は先ほど申し上げたとおり、安置できるご遺骨は散骨をしない限り、容量がありませんし、設置した目的と異なることとなりますので、したがって、合葬墓としては現在の合碑墓とは別に考えることとなります。近隣市村でも同様な要望により、合葬墓の計画があるようですので、村の長期計画などを含めて、慎重に、将来性を検討していきたいと思っております。

第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 去年の第3回の質問の中で、課長の言われるところによると、住民のニーズも変わってきているということで、これから検討して、どういうふうに取り組むか、また検討する、そういう要望が出ているということで、十分な時間をかけてやっていきたいということでしたが、その後、10カ月ぐらい経つのですが、どのような検討をされてきたのかをお伺いしたいと思います。

もう一つ、全部で507区画のうち300区画売り出して、その半分しか売れていないということですが、あの時点で150幾つでしたか。大体、1年にどのぐらい売れているのかということと、それから、非常に利用が少なくなっているという点で、では昨年この質問の中でも、そっちの売り切の方が先だと答弁されましたけれども、こういう状況になる中で、どうしたら利用してもらえるかというような検討はされているのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） お答えいたします。もし質問の中で漏れていたら、またお答えしたいと思います。まず、現在のなろう原霊園のいわゆる分譲式の各区画から合葬墓なりという形の中でのまず研究でありますけれども、まず先例であります近隣の合葬式のいわゆるところを見てはまいりました。それなりに、いる方の説明等も受けたわけではあります。また、最近ではやはり、ブームといいますか、こういう話題は新聞等にも最近特に取り上げられているような状況であります。

そんな中で、特に検討委員会まではしておりません。まだまだこれから、本当に二

ーズ調査、あるいは将来性、そして現在のなろう原霊園の運営状況。これらを全部含めた中で、今後また時間をかけてでもやっていかなければいけないかと思っています。したがって、まだすぐ動いているという状況ではありません。

それから、なろう原霊園の毎年における、いわゆる許可件数ですけれども、大体年10件以内。多少のばらつきがありますが、おおよそ1年で5件ぐらいの許可を出しています。そんな状況であります。

なお、霊園そのものというものは、当然、この運営においては自治体からの許可を受けてやっております。したがって、また新たにもし不足の場合、簡単にはそういった場所は造成なり用地を選ぶなりということはなかなかできないわけであります。現在、500区画というものも、将来性を見込んだ中ですぐ売れるわけではなく、ある程度の長い年月の中でそういった墓地を求める方について対応しなければいけないということで、売れ残りといいますか、ある程度、余裕がないと、これは長い目で見た中ではやっていけない業務だというふうに思っております。

合わせて、先ほどの合碑から合葬墓への関係でありますけれども、こういった要望は、今、非常に価値観の多様化というようなことでありますけれども、まだまだこれが将来的にどうなるのか。そういった面も含めた中でやっていかないと、例えば上物をつくるようないわゆる合葬墓、あるいは最近またよく流行っていますが、樹木葬というような平地のところへご遺骨を安置するようなやり方。いろいろあるかと思えます。まだまだ始まったばかりでありますし、行政でも全部はそこまで行き届いていないと思えます。先例等もまだまだ研究をした中で、今後進めるような形を取りたいと思えます。これらはいずれにしても長期的な計画を持ってやらないと、財政的にもありますので、すぐというわけにもいきませんので、含めてご理解をいただきながら、今後、ご意見等をまた生かさなければと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 今、長期的な計画の中でと言われたのですが、私がアンケート、個人でというか独断で取った中で30通ぐらいあった中で、半分以上の人があの合碑があったら利用したいという方が、この前でも言ったのですが、言われました。やはり仲間でというのも言われたのですが、やはりもうそういう要求が出てくるというのは、ある程度、高齢化して、自分の先が心配になってこられた方が非常に多いわけで、そこまで考えられない状況だと思います。

伺いたいのは、今、村でつくられている合碑、共同墓地に埋められる墓地は大体何体ぐらいが入れるのかどうか。中山なんか行っても、ただ骨壺から出して入れてしまうのと、骨壺を保管して、20年間保管してということですが、やられるという2つの方法でお値段の方も全部違うみたいですけども、そういうところから考えても、では、現在のがどれぐらいの広さで、どのぐらいのが入れるのかというのを聞きたいと思います。

それから、やはりここ、松本市はもうやられているのですが、塩尻市でも新聞にも出ていたのですが、市営のところへ合葬墓をつくるということで、28年度着工で29年度から利用開始と出ています。やはり住民のニーズというのが、やはりお墓を持っていても管理ができなくなってしまう家庭も増えているということと、それからやはり孤独というか、ひとり暮らしの、村を見てもひとり暮らしの家庭がすごいだんだん増えていっていますし、身内、子どもさんがいなくて、身寄りのない方、また、従来住んでいる住民の方以外に約半分以上が違うところから移られた方が非常に多い中で、そういう要望も増えているということは確かです。聞く中では、やはり九州の方から来られた方でも、そこまで墓参りはできないし、後継者になる人も管理できないということで、そういう要望も出てきています。そういう点からも、こういう村の状況は過疎化の状況とはまた違って、非常にいろいろなニーズがある中でのことですので、ぜひアンケートを取って、さっき長い年月をかけてと言われたのですが、住民の要望する、多くの方々はやはりすぐにでも実行に移してほしい、動いてほしいというのが希望だと思いますので、アンケートを取って、全体が村の霊園をつくる時点と今とどういうふうに変わってきたのかという違いを知るということも非常に大切だと思いますし、それから、合碑墓について、さっきできないと言われたのですが、お金がなければできないと言われたのですが、さっき樹木葬というのが出たのですが、やはり507区画の300区画のうちの半分まで、その半分だということは、半分弱がまだそのまま残っているということですので、アンケートを取る中でどういうニーズがあるのかというのもつかみながら、その樹木葬、ある程度、土地だけは与えて、そこでどういうふうにするのかというのは何か考えながらやるのも一つだと思うのですが、やはりそのところを考えていってほしいという1点から、現在ある合碑がどのぐらいの広さで、何体ぐらい入るのか、わかりましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） お答えいたします。まず、合碑墓の関係でありますけれど

も、通常のご遺骨を入れた壺ですね。おおよそ見ると、40体ぐらいいは入るだろうというふうにご理解いただければと思います。

それから、いわゆるお墓を将来管理できないというあたりからのそういった、あと、手のかからないというような形の要望かと思われます。ただ、村としては、管理料というものをいただいております。年間3,000円であります。ですから、考え方として、これは運営方法でこうする方法もあるということではなくて、一つの今後の検討案としては、例えば一括して何十年か分をお支払いするというような方法で、以後、管理については村の方でやるという一つの形もあります。

多分、心配なされる方は、いわゆるお墓をつくって、管理料というのを当然お支払いしているのだけれども、将来自分が払えるかどうかわからない、というご心配もあるかと思ひます。あるいはまた別の形でご心配される方、いろいろいるかと思ひます。そういった意味も含めて、どうしたら今のなろう原霊園で運営できるかという方法も一つの案かと思ひます。

それから、例えば樹木葬、その後またご質問されましたけれども、ある場所を与えてという形もありますけれども、そうなるややはり管理は一緒になります。したがって、それはまた別のやり方があるかと思ひます。ただ、住民ニーズが今、どうなっているかという形で、アンケートを取りながらということは、ある意味、今の時点の要望、こういうふうには反映することは大事かと思ひますので、またいずれやりたいと思ひますが、当時、なろうはら霊園の造成にあたってのアンケートを当然取っています。それがやはり、先ほどのとおり、時代の流れが忙しかったのか、今現在ではそのアンケートの要望どおりになっていないということもあつたりします。非常にとらえ方と分析が難しいところがありますが、含めて、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 今、壺にして40くらいと言われたのですが、そこへ散骨というか、壺から開けて入れたらもっともつと入ると思うのですけれども。面積はどのくらいか。面積ももしわかったらお願いします。それから、将来的にアンケートを取つてと言われたのですが、今、こういう、10年くらい前の墓地をつくる時の状況と今の状況というのは社会的にも非常に変わってきているということを見て、今、やはりそういう要望が幾つか出ているということは、村でもぜひつかんでいってほしいし、

アンケートなり、どこか声を聞く場所を設けて、きちんと住民のニーズというのを担当というか、村自体でもっとしっかりつかんでほしいというのが気持ちです。そういうのを将来的にはなくて、早急にやってほしいというのが私の考えですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） まず、合碑墓の容量であります、面積につきましては、ちょっと今、手元に設計書等ありません。申しわけありませんが、お答えできません。ただ、条件的にあまりこういう場で申し上げるのもどうかと思いますけれども、現在の状況では、散骨をしてお納めするような、物の高さ的な面ですね。いわゆる場所ですけれども、そういったものにやはり管理上、難しい面があるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、当然、行政の運営する墓地であります、ここで一つ、やはり墓地経営については行政だけができるもの、ということではありませんので、ある意味では民間さん、あるいはお寺さん、こういったところもやはり視野に入れた中で、やはり村民の要望がそういったところでできないかということも含める必要があるかと思えます。合わせてご意見を承りましたので、また今後対応させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 散骨は無理ということで、ちょっと状況がよくわからないのですけれども、その点はまた私自身も調べてみたいと思います。

それから、今、民間またお寺の意見を聞く中でと言われたのですが、だったら、その人たちも含めて意見を聞きながら、住民の方も含めて意見も聞きながら、やはり早急にやってほしいというのが、いずれかではなくて、いずれかだともうその人たち、いなくなってしまう可能性もあるものだから、本当にそういう点も含めて早急にやってほしいと思います。やはり、お金がかかるとか、かからないとか、そういう問題でなくて、やはりここへ8,800人の人口の方がここに暮らしていて、やはり生まれるからここで最後亡くなるまで安心して住み続けていられる地域にするということはやはりそういうことも、将来、最期の時点でも安心していられるというのをやっていかなくてはいけないと思いますので、お墓が売れるのを待って、いっぱいになってからとか、そういうのではあまりにも行政としては無責任すぎると思えますので、ぜひ、将来的にと言われるのですが、将来というのは、では、お墓が全部売れるまで、今、10件ぐらいとしたら10年かかって100ですよ、そうすると、500だから、

ちょっと想像がつかないときになってしまうので、やはり今こういう時代の流れで、松本、また塩尻、いろいろなところでこういう検討がされてきている中で、やはり村ととしてもこれだけ人口が増えて、活発な村としてある中で、ぜひ、今検討してほしいという気持ちですが、最後にそこのお聞きしてこの質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大池議員の言われるとおり、確かに今、お墓文化が変わっていることは事実であります。行政はゆりかごから墓場までというような話もございしますが、行政の今の行政は墓場の、お墓をつくる用意をしました、ということであります。お墓をつくるだけのアンケートを取って、必要数の数を売って、それで今、区画幾らということを決められて、今、来ているわけでございますけれども、大池議員の言われることは、今度はお骨まで面倒を見ろと、こういうことになるわけでございます。自分のことは自分で片付けていくというような形で、最後のところは家族なり、それから親戚なり、そういったことで今まで自分の家というか居住を守ってきたわけでございますけれども、大池議員のお話を聞くと、本当に住民最後の最後まで行政が見なさいよというようなことになってくると思いますので、本当に住民の皆さんたちから話を聞いてまとめていかなければならないと思っております。

一番最初に感じたことは、自分のお骨でありますので、仏教でありましたら、お寺さんと相談をして、山形村にはお寺さんが3つありますので、そのところにお骨の世話をするというのが一番簡単、筋というか、そういう形ではないかなというふうに思われました。

話をお寺さんの方から聞いても、葬式から十三回忌、そして三十三回忌をやって、それで土に還していくということをふれています。それにはお金がかかるようでございますけれども、お墓を建てるよりは安いというふうに言われています。それがまた、山形村はなろう原のところ500区画を用意するという、土地を用意して、そして1つずつ売れた場合は幾らという形で決めて、今、お墓の土地を買ってもらって、各個人で建ててもらっているわけでございますけれども、その決めたお金が、今、払ってくれている人たちのことを考えて、私は身寄りがないから、ではみんな合同でつくってくださいよというふうに言われて、一体どれくらいの大きさのものをつくればいいのか。では、そのアンケートを取って、その数だけ本当に入るのか。それから、本当に使ってくれるのか。こういうようなことだって、なろう原の公園のことを考え

ただけでも大きな課題を残す問題だなというふうには感じております。

したがって、自分のことを自分でやるということになりましたら、お隣、友だち同士、おつき合い同士で相談をしながら、本当に、村としては買っていただいて、そのところに共同で入っていただくというようなことも一つの流れかなというふうに思いますけれども。それ以外は、世の中の風潮は、さっきも話に出ていますけれども、散骨かというようなお話もございます。いろいろな方法もございますが、最期のところを、今、こうなさい、こうするというようなことはなかなか言えないものですから、時間を置いてというふうに言わせていただいたということですので、また相談させてください。また一緒にいろいろと意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 質問事項1はいいですか。

それでは、大池俊子議員、次に質問事項2「第2回いきいきシンポジウムについて」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは2番目の質問をしたいと思います。「第2回いきいきシンポジウムについて」。

村長の平成27年度施政方針の中で、「村民の健康保持増進は大きな課題であり、次の目標、開村150周年に向けて健康寿命延伸の村づくりを柱に、大勢の皆さんの力を借り、健康づくり事業を起ち上げ、日本一元気な村づくりを推進していきたいと思っている。具体的には健康事業延伸事業実行委員会の開催」としています。一方で、今回のいきいきシンポジウムの目的も「山形村は健康寿命延伸の村づくりを柱に据え、いきいき元気山形村を目指しています。山形村いきいきシンポジウムの心身の健康増進を目的にします」と目的は一致しています。

そこで質問します。このシンポジウムは、村長の施政方針の健康寿命延伸の村づくりの一環の中の計画であるのかどうか。2つ目に、150周年に向けての第1歩としたら、なぜ住民の実行委員会での開催なのか。また、協力をお願いする団体へは村長名でのお願いとはどういうことか。住民側からの実効委員会ということですので。3つ目に、健康寿命延伸の村づくり事業は行政が責任を負うべき事業であり、他の自主計画のように担当課を中心に練り上げ、また村民の意見も吸い上げるための仕組みづくりを実施していくべきだと思います。また違う事業についてはそういうふうにも今までもずっとやってきました。そして、今回は区長会も加わらない、議会もそれぞれの

対応、社協もあまり加わらないという話もお聞きしましたが、そこで、この3つの質問をしたいと思います。これで1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは2つ目の質問であります「いきいきシンポジウムについて」ということで、お答えします。

まず1番目ですけれども、健康寿命延伸の村づくりについては、3月の議会でご説明をしてありますけれども、このシンポジウムを方針の一環の計画と考えるかということではありますが、健康と観光の方針の位置づけではその方針の内容が高いです。しかし、健康面の効果では、健康寿命延伸に入れたいものであるというふうに考えておりますけれども、まだ全体の骨子を決めているわけではありませんので、あくまでも検討項目というふうにお答えをしておきます。これが第2回となっておりますことは、観光協会の昨年からの村外との山形村の元気を発信していく地域間交流の継続事業と位置づけております、ということでお答えします。

2つ目でありますけれども、まず、「いきいきシンポジウム」は健康と観光の方針でスタートをしていますので、観光協会に協力する実行委員会をお願いをしてあります。あくまでも民の開催です。

次に、参加をお願いする団体への村長通達はこの質問であります。これは実行委員長をお願いをするために今までの情報を第2回の「いきいきシンポジウム」はこのような形でしたらいいかなというイメージを伝えるためのまとめ、情報を整理したものであります。実行委員長をお願いするにしても、全くわからない状態では計画が実行できませんので、そこであくまでこういうイメージをというものをつくって、進行の状況をお願いした文書だということを理解をしてください。

そして、その内容を実行委員長が参加や実行委員の皆様をお願いするときに、「いきいきシンポジウム」はこのようにやりたいというお願いと相談に使った説明文書だというふうな形で、正式な公文書ではございません。村長通達ではありませんので、お願いをします。

続きまして、3番目ですが、大池議員の言うとおりであります。私もそのように進めていくつもりであります。ですから、今年は予算を計上して、計画的に進めるようにしています。進め方は先ほども言いましたが、3月の議会議事録に載っていますので、それは見てください。どのように進めるかを詰めるために、先進的に取り組んで

いる松本市や他の健康寿命延伸の活動をしている情報を収集して実現をしていきたいというふうに思っております。いずれにしても、20名程度によります事業検討委員会をつくりたいと思っておりますので、今後、委員の人選を進めてまいります。

以上、質問にお答えします。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） それでは、あくまでもこれは民でやられるというので、ここには通達と書いたのですが、通達ではなくて、村長名で下に文章をつけたということで、受け取る側は村がやっているというふうに受け取って、多分、多くの団体が受けたと思うのですが、その中で、主な、村でも大きな団体である区長会も加わらないとか、議会もそういうふうな対応にするとか、いろいろなところがその実行委員会から降りてきたわけですが、そういうことも含めて、このシンポジウムに対する村の取り組みというか、非常にあいまいであると思います。

それから、村長名で出したというのが、どうしても村というとらえ方をしてしまいますので、村長名で出したというのは、つけていらしたというのは、済みません、もう一度。ちょっといろいろなところでの取り方が、そういう受け止めをされている点で、どういうところへ村長の名前で出してしまったのかというのを、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 村長名というか、私の名前を出したということですから。まず、文章には、書いたときはやはり文責という責任がついてまわります。したがって、その文書が誰が書いたのか、どういうこと背景なのかということ、やはりきちんと訴えなければいけないというふうに思っておりますので、私は私が書いた文章には自分の名前を書くつもりで、昔からずっとそういうふうに行ってきました。

役場にもご意見箱という意見箱があります。徳川家光将軍ですか、目安箱というのがございますけれども、あの中に入れてくる意見もやはり無記名だとどうしてもそれはそうかなという情報だけで、やはり名前をきちんと書かれた人に対しては、それを確認して、しっかりと責任を持ってやると。そういうようなことで、やはり名前を書くということは大事なことなものですから。たまたま、これは昨年、観光協会がやってくれました「いきいきシンポジウム」の、今年に開催するかどうかについては、なかなか決まっていなかったわけでございますけれども、小樽の小林観光大使の方から、どうしても今年もやってもらいたいという情報が私のところにずっと飛んでくるもの

ですから、私がそういうことを受けて、進めるわけにはいかないから実行委員の方にお願いをしたいというときに、お願いをするためのいろいろな状況を整理した文書だというふうに理解をしていただきたいと思っております。

ですから、お願いするのも、実行をやっていただける、去年出たことのある経験のある方をお願いして、その実行委員長が自分のお仲間であるとか協力をしていただける団体とか、そういうところをお願いをしていった経過でありますので、今、大池議員がお気にされているようなことの状況ではないというだけ理解をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 納得したわけではありませんけれども、お聞きしておきますということで。この日の一環として、午前の部があって、午前の部に阿部知事と森貫主の懇談がありますね。対談というのがあるのですが、これは、この「いきいきシンポジウム」の中とは全然別物だと思いますが、森貫主もそこへ参加しながらということで、私は同じものとして受け止めてしまっているのですが、それはどういう理解でいいのでしょうか。

それで、もう一つは、この日は小学校の音楽会になっています。それに関して、多分、村の村長さん、議員もそうですが、招待というか、観賞会に呼ばれているのですが、その対応はどうされるのか。で、この午前の部の一環は全然別物としてとらえていいのかどうか。その点をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） そのとおりで、別物でございます。したがって、村の方としては、阿部知事を迎えて、森貫主さんとの対談の方を進めていくという状況でございますが、背景は阿部知事が2期を就任されまして、山形村に来たことがないと、このような話をお聞きしまして、どこかで来ていただくというふうに思っていました。前期のときに、山形村でタウンミーティングをしてほしいという情報がありましたけれども、タウンミーティングの進め方とか時期とか、そういうような状況が非常に難しかったのでお断わりした背景がございます。したがって、今回はたまたま森貫主さんが午前中のところに時間が空いたということで、そのときにもし知事が時間が取れましたらお会いしませんかということをお誘いすることができまして、これをきっかけに、この次また具体的な政策展開のお願いに行けるきっかけに、スタートにな

ればいいなというようなことでお話しして進めている内容だというふうに理解をしてください。これは村の仕事として進めていく予定であります。

だから、「いきいきシンポジウム」とは切り離してございますが、たまたまそのところに森貫主さんのスケジュールが合って、それが説明したときの流れの文章がきつと大池さんが見られて、そういうふうに行われていると思うのですが、あくまでも一番最初のときの案の流れをそういうふうにかかれたという文章だというふうにご認識ください。最初の質問でいきますと、あくまでも知事との懇談は、行政の仕事であり「いきいきシンポジウム」とは分けてありますということによろしいですか。

もう1個、済みません。音楽会の件につきましては、その日程のところにかち合ったわけでございますが、先日、校長先生から招待をいただきまして、それについてその経過をお話しして、私は欠席をさせていただきますというお願いをしてあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 「いきいきシンポジウム」の方に関しては、住民の方の実行委員会としてやっていく仕事ということだと思いますが、この阿部知事との懇談ということは行政の仕事として見るなら、あらゆるの庄というところでやるというには、やはり、前にも言ったのですが、前に知事が来たときは車座集会ということで、ここに住んでいる住民の多くの皆さんとの懇談会ということで、いろいろな意見が出され、また、こちらから要望を出されたりということで、非常に有意義な車座集会であったのを鮮明に覚えているわけですが、そういうことであまりにもあらゆるの庄という狭いところで、住民の知らないところでやるのはもったいない話だということを非常に感じていますが、そのところでの、なぜそういうような、この前、ちょっと経過を言ったのですが、どうしてもやはり村民の皆さんが参加する中でのものでなければ、何かあまり意味がないような気がするのですが、その点は、再度になりますが、お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、小学校の音楽会は、そういうところで参加できないということですが、私が非常に感じているのは、去年はやはり観光協会の行事で小樽へ行って、2年続けての音楽会の不参加、村長の不在ということになるので、村長は小学校の今の教育委員会制度なんかも非常に変わって、村長の教育に対する位置というのが非常に重くなってくる中で、2年続けて参加できないという状況をどのように感じているのか、その考えを聞かせてほしいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 質問が幾つもあるものですから、どれを答えたらいいかわからないのですが、1個にさせていただきませんか。

まず最初の質問ですね。阿部知事を含めた車座集会の計画ということは、念頭にもありましたけれども、やはり計画を実行していくにはある程度時間があるというか、段取りというか、そういうようなことがあるのですけれども、たまたま今回のこれは、本当に空いた時間を使って実現できた内容だということなものですから、村民の皆さんを巻き込んでいろいろやる、車座集会まで持って行く状況ではなかったということ、そういう状況だけ説明をさせていただきます。

また、阿部知事も来られる大きなポイントは、森貫主さんが来られるというポイントにあると思われまますけれども、森貫主さんは講演会に目的で来る話なものですから、本当に今回の時間を取っていただいたというのは特殊なような状況で、本当に森さんと阿部知事と清水寺での時間のセットが本当に偶然できたというようなことで進めている内容だということなものですから、村民の皆様を巻き込んでやるというのはこの次の段階にしたいというようなことをご理解をお願いしたいと思っております。

それから、音楽会を欠席ということにつきましては、本当に申しわけなく思っておりますけれども、決して小学校の行事に対して、首長として責任を果たさないというようなことではなくて、またいろいろな形での対応を取っていく所存でありますので、理解をお願いしたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） このシンポジウムをやるについては、明るく元気な村づくり事業ということで、村からの補助金が20万円出ています。それで、午前中が阿部知事と森貫主さんとの対談の中で、森貫主さんが出るということは、この明るく元気な村づくり事業を午後についてやっていく中での、寄った中での使い方ということで、ちょっと私もなかなか理解できない、疑問に思う点がありますが、やはりこのような行政としてやる仕事と、やはり民間のやる補助金を取っての仕事というのは、はっきり整理というか区別した中でやってほしいというのが希望であります。

もう一つ、健康寿命延伸事業、大きな柱でやっていきたいということですが、検討会議の委員賃金33万円が盛られていて、20人で5回というのがあるのですが、やはりこの大きな事業をやっていくには、先ほど質問の中でも言ったのですが、やはり行政の側からしっかり計画を練った中で、大きなイベントをやるについても、小さなさ

っきの散策道路の問題もあったのですが、しっかり練り上げていかれた時点で事業を、いろいろな大きなイベントも起ち上げいく。そういう準備段階が非常に必要なことだと思いますので、ぜひそういうふうにしていただきたいということと、それから、延伸事業も非常に大事な事業になってきていると思いますので、やはり観光と一緒にするとか、そういうのではなく、やはり村民みんなが健康になるような、もっと地に足の着いた仕事として、しっかり住民も参加した上での事業形態に練って行ってほしいと思います。そういう点での、さっきも事業を計画していくというふうに言われたのですが、またこれ、行政の方の仕事なのですが、そういうのの計画は具体的にもどういうのをやるというのを計画しているのかどうか。もしあったらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今の、どのようにやるかというような構想についての進め方は、3月の答弁の内容で、行として50行ぐらい書いて示してあるのですよ。どういうスケジュールで、何をやるかということ。それを今、ここで読めというと、足りなくなってしまうので、見てくださいというふうに言っています。これは私の、これから山形村が、先ほども後期高齢者が、私たち団塊の世代が後期高齢者の時代になったときに、本当に施設がなくなってしまうということは目に見えているもので、それをなくなるために、みんな健康で、そういうところに世話にならないようにいきたいということが方針だということで、27年度の方針に入れさせてもらったという内容で、うんと大きくとらえていますので、それは大池議員が心配にならないようにいきたいと思っています。その計画をこれから立てる段階にありますけれども、具体的な内容はこれからまたメンバーを募集して、その委員の皆様と一緒に考えていきたいというふうに思っています。

私としてのイメージはありますけれども、イメージをつくっていくのはやはり、みんなの意見を聞いて決めていきたいというふうなことから、その情報づくりを、今、しているという段階だというふうにお答えさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） これで終わりにしたいと思いますが、今まで言ったように今回のシンポジウムというのは、村と民とが非常に、住民のとらえ方も非常に混乱している面がたくさんあると思いますので、やはり一緒に午前中に村としての事業を、懇談をくっつけて午後シンポジウムというやり方ではなくて、やはりもうちょっと整理した中でのやり方にしていってほしいということと、それから、いつも観光協会がくっ

つくのですが、やはり村の事業は村で、行政側はしっかり練って計画を立てた上での事業の執行として、住民も含めた中での執行として行ってほしいということで、これで終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。次に質問事項3「戦争法案（安全保障関連法案）をどう受け止めるか」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは3番目の質問「戦争法案（安全保障関連法案）をどう受け止めるかについて」を質問したいと思います。

今、日本国憲法は、その誕生以来、最大の危機に見舞われています。日本国民が軍国主義から解き放たれ、平和で民主主義の道を歩み始めて70年が経ちます。正確に言えば、連合国のポツダム宣言を日本軍部が受託したあの玉音放送で、第二次世界大戦は終わりました。反戦、平和を語るときの原点は、憲法9条であり、憲法の誕生にはあの戦争で失われた310万の尊い命があったことを忘れることはできません。また、国際社会の信頼関係の上では、あの戦争は侵略戦争であった反省とお詫びを表明した村山談話や河野談話であります。

今日までの平和の70年を一挙に逆転させる恐るべき戦争法案が社会的大問題となっています。質問1つ目としまして、これは憲法9条で戦後の平和が守られてきた日本を海外で戦争する国に変える戦争法案をどう考えますか。これは請願でも出して、国の問題ではありますが、やはり8,800人の村民の人口を、命を守るという点でのお考えを伺いたいと思います。

2つ目に、世論調査でも反対が圧倒的に多く、各界、各層の反対運動も急速に広まっています。そして、山形村においても、9条を守り、平和の尊さを語る会などの準備も始まっています。また、村では非核平和村宣言もされていますが、平和を伝えるための戦争体験冊子作成などの、また平和集会などの考えはないですか。

3つ目に、ポツダム宣言を受諾し、戦争は終わりましたが、この宣言をどう村長さんは考えますか。受け止めていますか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは3つ目の戦争法案についてのご質問にお答えします。

まず1番目ですけれども、戦争はいかなる状態であっても反対であります。日本人を

戦場に送らない。これは1人の親として、また、行政の長としてもこれからも望むこととでございます。現在、国会では「国際平和支援法案」とそれから「平和安全整備法案」とが審議されておりますけれども、今日もまたいろいろと国会で議論されているようでございますけれども、あまり拙速にならず、とにかく十分な議論を望みたいというふうに私は思っております。

続きまして、2つ目の質問でございますけれども、山形村での戦争体験を語り継ぐ会がありまして、また、講演会が行われていることは承知をしております。現に、9条を守る会も活動しておりますこともお聞きしていますし、また、昨年、宝田明さんの講演の中でもお話がありました。自分の体験のお話をされておりましたけれども、本も読ませていただきました。最近、新聞報道でも、戦争体験集をつくられたという記事を見ましたが、昨年9月の議会でもお答えをしておりますけれども、村の歴史を語るとか、自分の人生を残すとか、山形村を継承していく、そういう内容について残されることは必要だと思います。個人的またグループ、団体で作成するというようなことにつきましては応援したいと思いますが、村として今のところ戦争体験集を作成する考えはありません。

3つ目の質問でございますけれども、本当に大池議員の質問は幅が大きくて、どこを答えたらいいか非常に理解ができませんけれども、とにかくポツダム宣言によって戦争が終わったことだけ考えますと、よかったなというふうに思っております。しかし、なぜ戦争になったかとか、掘り下げていきますと、とても話題が膨大になりまして話になりませんので、第二次世界大戦の状況だけ述べたいと思っておりますけれども。

第二次世界大戦はハワイ真珠湾攻撃で始まりました。仕掛けたのは日本軍であります。その結果、多大なる被害と310万という尊い命が失われました。昭和20年7月17日、ポツダム宣言が発表され、9月2日に調印がされ、戦争が終結いたしました。その後、奇跡の復興という評価をもらいまして、今年戦後70年を迎えております。ポツダム宣言をよく読みますと、アメリカ、イギリス、ソ連が日本に降伏をするように勧めるよう宣言したとありますが、その後、ソ連は日ソ中立条約によってはずれ、中国が入ってきました。そして、実際は、署名をしたのはアメリカのトルーマンだけでした。そこでアメリカは、自分でつくって自分で署名しただけと言われておりますけれども、第二次世界大戦はこれで終了しました。

日本は本当に自分で戦争を仕掛けて、自分たちで負けたような結果になったのでございますけれども、第一次から第二次大戦までをいろいろな国の駆け引きがあり、ま

た思惑があったと思いますけれども、戦争は悲劇を生むだけであります。戦争のない国づくりが私たち団塊の世代がひたすら歩んで今日まできた道であります。しかし、世界あつての反映でありまして、日本一国だけでは生きていくことはできません。世界平和が前提であります。

以上、質問にお答えします。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） 残り時間が少なくなってしまったので、一点だけ。さっき、戦後70年ということで、平和の冊子をつくらないということで、やはり非核村宣言を出すという、平和を求める村長ということで、村としても記念事業というか、平和に向けての事業を何か一つ考えていってはどうか。70年という大事な節目で、ぜひ平和記念式典とは言いませんが、ぜひ形ある式典などを計画していってほしいというのが思いであります。そういう考えは再度ないかお伺いしたいと思います。

松本は平和首長会議などが開かれたりということで、今年は吉永小百合さん、朗読会などを含めて、大きな式典をやるようですが、やはりこういう一つ一つの節目で、こういうことをやることで村民の意識というか気持ちを高めるというのでは非常に大事な機会だと思います。記念集はもう体験者が大変残り少なくなる中で、聞き残していくというのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひいろいろところで協力していってほしいし、さっきやらないと言われたのですが、何とかそういう事業を考える中でやっていってほしいなというのが思いですが、その点ではどうでしょうか。

去年、6年生が平和の歌を歌いました。また、中学生が松本市での募集で参加されて広島に行っています。子どもたちもそういう非常に大切な経験をする中で、やはりそういう平和教育というのをやっていかなければいけないし、子どもたちの心の中にも残していかなければならないという面から見ても、やはり何らかの形で記念的なものをやったらどうかと思うのですが、最後にこのことをお聞きして終わりにしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大池議員のお気持ちもよくわかりますが、行政として特に70年として記念の催しものをするのは今のところ予定がありませんけれども、村としては歴史を見ますと、50年のときにYCSで戦争に行かれました、家族がおられました、いろいろな方の特集をして、この間も流れておりましたけれども、そんな歴史がございます。

山形村は開村140周年の記念式典は昨年させていただきましたので、先ほど申し上げましたけれども、戦争の悲劇を残すとか、戦争体験を残すとか、そういうようなことの集まりとか、そういう人たちがまとまって昔の思い出話をしてやるということは非常に山形が元気だと思ってもらえますので、そういうのに対しての応援、ご支援はしたいと思っておりますけれども、行政として改めてということは、今は考えていないとだけ申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問順位6番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「『マイナンバー制度』村の対応は」を質問してください。

三澤議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 12番、三澤一男です。冒頭、質問に入る前にお断わりしておきますけれども、この質問通告の後に日本年金機構がサイバー攻撃を受けて、125万件の個人情報が流出した問題が起きました。このことを受けて、通告内容は事前に通告したとおり質問しますけれども、若干現状とずれることをお断わりさせていただきます。

国は平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律を含む4法を制定し、一般にマイナンバー個人番号制度を本年10月に住民票があるすべての人に12ケタの番号を付与し、通知カードを送付することとなっています。また、これに伴い、個人番号カードが来年1月から交付され、運用開始されます。この目的は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会を実現するということですが、移行作業に十分な周知と期間があるわけではありません。実施にあたって、村の対応をお伺いします。新しい制度なので、詳細な部分を期すことをお許してください。

質問に入ります。1、運用移行に伴う庁内の体制と事務手続にかかるシステム構築の進捗状態をお聞きします。2、手続はどのようになるのか、村民への周知はどのよ

うに考えているのか、流れをお聞きします。3、対象になる利用分野はどのように考えていますか。4、行政の孤立化ということですが、村は事務手続を含め、組織の見直し、行政改革について、どのように考えていますか。また、住民サービスの向上はどのように図られますか。5、個人情報の保護と安全性についての見解をお伺いします。

以上を質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは三澤一男議員の質問にお答えします。

年金機構より個人の情報の流出の話がありましたので、回答する前に一言だけお話をしておきます。この年金機構から個人情報が流出することを受けまして、6月5日の日付で、日本年金機構より個人情報流出のお詫びと今後の取り組みについての連絡がありました。現在、政府でも年金の個人情報の漏えいで対策を検討しております。村としては、国または県の情報を集め、慎重に進めていきたいと、このようにまずお答えしておきたいと思います。

それでは1番目であります。総務課ではシステム改修、住民課では個人に付番作業を行うことになっています。システムの改修については、国の補助金により進めていきますので、平成26年度は個人情報の生成、保存、管理、中間サーバーへの連携といった機能が追加され、平成27年度は業務システムとの連携、個人番号を帳簿類への表示機能の追加がされます。

さらに、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報の照会、提供を行うための機能などを追加する予定であります。10月スタートに向けて、委託関係者と連携を取りながら進めております。

2番目の質問でございます。広報については平成27年3月からホームページなど広報してきております。また、広報誌6月号でも一部記事を掲載します。平成27年10月J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から個人番号通知カード、紙製で個人番号が記載されているカードであります。各家庭に送付されることとなります。平成28年1月から個人番号カード、プラスチック製の電子証明書付きのカードですが、交付が希望される住民の申請に対して交付されることとなります。

手続については住民課での対応となりますが、住民への周知は必要に応じて行って

いきたいと思っております。現在、新聞記事でも具体的な記事を目にすることも多くなりましたので、マスコミ報道も参考にさせていただきたいと思えます。

続きまして、3番目の質問ですけれども、個人番号の利用では、社会保障、税、災害分野のみとなります。個人番号カードの利用では、運転免許証と同様に、顔写真があり、個人認証機能もあるので、民間での身分証明や税の電子申告などに使用できます。個人番号カードとしては、将来的には村では図書館利用カード、印鑑登録カード等、独自の利用もできるように考えております。

続きまして、4番目の質問にお答えします。個人番号の利用例として、奨学金の申請の際、住民票や課税証明書などの添付が省略できたり、国民健康保険に加入する際、退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付が省略できたりします。転居しても、健康情報や予防接種の履歴が確認できますので、受けていない住民に対しては行政側からアプローチができます。災害時には番号により本人確認が容易に行えて、医療情報も活用できることとなります。

乳幼児健診では、履歴の継続的把握により、児童虐待の疑いのある家庭を特定できるなど、真に支援を必要とする住民の把握がしやすくなります。

情報関係が進むことで、各機関への照会、例えば転入者にかかる児童手当や所得証明書等、にかかった時間が短縮されることや、添付書類の省略など、住民へのサービスの一環と考えられます。

国の機関と村などの連携となる部分は、効率的になりますが、村独自で効率化になるかは疑問であります。組織の見直しや行政改革については、ナンバー制度の本格的な運用が始まってからの実情を見てから考えることかと思えます。

では、最後、5番目の質問ですけれども、先ほど新居議員の質問の答弁と重複するかと思いますが、個人番号を利用していいのは法第9条別表第1の業務に限られます。違反者には従前の個人情報保護法により、重い刑罰が適用されることになっています。情報については今までどおり、各機関で管理し、情報の一元管理はされないことで、すべての情報が一度に漏れないことになっています。

カードが紛失した場合の安全性ですが、個人番号カードには運転免許証と同様に本人の顔写真が記載され、成りすましはできません。ネット上では第三機関である特定個人情報保護委員会による監視が行われます。平成29年1月からはマイポータルによりインターネット上で自分の個人情報が、いつ、誰が、何のためにアクセスしたかを確認できるため、疑わしい履歴があれば確認することができると言われています。

制度面とシステム面からの保護対策が講じられることとなります。

以上、答弁いたしました。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 答弁いただきました。1番目の件について、再質問させていただきます。

まず、システム改修が総務課で行われている。それから業務系の番号付与についての作業は住民課がやっているということで、答弁をいただいて、その後の経緯もその形で進んでいるのだというふうに思いますけれども、今回、年金機構の件を言うわけではありませんけれども、村も安全管理措置を講じなければならないと思いますけれども、措置はどのように考えているか。この場合に総務課それぞれ、それから住民課で作業は独自にされると思うのですけれども、プロジェクト的な組織を考えているか。また、人的配置、物理的場所等の管理体制はどのように考えているか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） プロジェクトというところまでは考えておりません。今、システム改修につきましては、いわゆる委託先の業者さんの方で進めているということで、システム改修を徐々に、10月1日に間に合わせるというような状況で進んでおります。先ほど出ましたように、年金の漏えいの関係が出てきておまして、若干、その辺で少し対応がどうなるかはまだまだ未定の部分がございますけれども、村としての漏えいの防止という面につきましては、システム面で考えていくという形になるうかと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） その件でもう一度、今回、流出の件でちょっと心配なのは、職員の通常作業のパソコンに送付されたメールに添付されていたファイルに新種のウイルスが入っていて、それで感染して、そのパソコン自身を感染されたということですよ。そのような対策については、当然、業務系のシステムということで、庁内は対策ソフトを入れていると思うのですが、それとサーバーとの間がどのようになっているか、その辺のところは。

○村長（百瀬 久君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 具体的なところまでは私の方でもお答えできない面もある

のですが、基本的にはメール等が村の方に送られてくる場合があります。これについては基本的に、怪しいようなメールについてはその入り口の段階で既にメールを受け付けないような状況になっている面もございます。ただ、若干、個人からのメールで入ってくるような場合もありますので、それについてはこれから少し対応については考えなければいけないというような状況にあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 今、サーバーの件をしつこくお聞きしてはいますが、これはやはり業務上どうしてもパソコンはもうそれぞれ個人で管理されている状態になっていると思うのですね、職員の方が。その場合に、やはり業務上、必要だと思われるような成りすましのメールが入ってきた。それはどうしても開けてしまうのではないかという懸念があるので、その辺のところの対策は十分に取っていただきたいということ、これは申し上げておきます。

それから、サーバーにつなぐ場合にはやはり当然、その業務系、自分のディスクの上にあるものとサーバーとの間は、パスワードであるデータを取り出すときには、パスワードで取り出すような、そんな管理がされているかどうか。それだけ一点、お聞きしておきます。

○村長（百瀬 久君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 最近の重要な内容のメール等が来た場合、やはりパスワードを入れなければ開かない。もしくは暗号化されてきて、それにまたパスワードを入れるというような状況での対応になってきております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） その件は十分に、今後ですね。これから心配なのはそういうことで、一つのところが感染すると、それぞれのネットワークに分散してまた接続する。それが感染のもとになるということになりますので、その辺、十分対策を練っていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど流れについて村長の方からずっとお話をお聞きしたのですが、私が知りうる限りではまだこれ、国会でもまだ改正法が審議されている段階で、しっかりしないという中でお聞きしてはいますが、10月からマイナンバーの通知カードが各個人に送られるということになってはいますが、これは住民課の方で対応

するというか、そのシステムをつくっているところから、どういうところからそのカードは発送されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） ご質問のとおり、10月からいわゆるそれぞれの個人の方の番号を振られたその案内書、通知カードですね、これと合わせて、今後は番号カードの申請の方法の案内も含めたものを同封して、郵送で送らせてもらうという予定になっております。

ただ、この発送、仕分けについては、当然職員であります、そのやり方についてはお話をすることは、大変申しわけありませんが、システム上できません。ただ、郵送の関係上、これも現金書留、あるいは転送不用、それらを対策を講じた中で発送するという形であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） お答えできない内容は、当然、住民票つてありますよね。住民票から復元できないランダムな数字を出すという、そんなような暗号化システムを使うということだけは内々調べた中ではやっているようでございますので、そのシステムの的なことについては特にお伺いすることではありません。

ただ、そのカードはたまたま山形に住民票があつて、その方に対しては発行されるのですが、その方がここになくて、山形に住所だけあるという場合にはどうなりますか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 済みません。先ほどの答弁で、私、郵便の中で現金書留と申し上げましたが、これは間違いで、いわゆる特定記録なり、そういった配布の仕方ですら確実に本人に渡る方法で、いわゆる現金書留でないという形で訂正させていただきますが、基本的には住民登録をされた方です。当然、それ以外の方でそういった場合については、郵送は行っても届かないか、あるいは届く場合もときにはあると思いますけれども、そういった方が今後どういう、いわゆるうちの方で戻ってきたものをどうするかという形になります。その辺もちろんあります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） ということは、例えば住民票は山形にありますと。そこにはいない。仮に転勤している。でも、家族がいれば受け取ってくれるから、カードは届

くでしょう。そうでない場合については、今後やはり詰めていかなければいけない問題だと思えますけれども、その辺のところ、それから今後、その自治体で住民票をもとにした番号が発生された場合に、それは転出した場合もその番号は当然、1人1ナンバーということになるわけですから、当然、それはどこに行こうと同じ番号ということでもよろしいのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 番号制度の本来の趣旨がそこにあります。その番号はよほどの事情がない限り、変更されません。したがって、今までは例として、例えばAさんという方がいます。そうすると、今までは、住民票上の基本4情報、例えば生年月日、住所、性別等を含めて、この方がAさんである。ところが、考え方を改めて、いわゆる日本においてはその番号は1つ不変でありますので、Aさんは12ケタの番号であると。こういう突合性の方を重視するようになります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） それで、当然、10月にその申請の案内も含めて、1月になります。1月になって、発行を依頼する場合の必要的な書類等は、その辺も当然この申請の案内の中に入っている。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 現段階ではそのような段取りと申しますか、計画を組んでおります。ただ、詳細につきましては、やはり国の関係ですべてが決まっているわけではありませんけれども、今現在発表されている内容を含めまして業務の方ではそういうつもりで、今、予定を組んでいます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） その場合に、この個人番号カード、これについては写真がつくということです。これは当然、有効期限、この辺のところというのはどのようになっているのか。例えば、免許証だったら、ゴールドだったら5年ぐらいいいというようになりますけれども、これが、この個人番号というのは番号は変わらなくても写真がつくということになって、顔かたちが変わる可能性もあります。その辺のところはどうなっているのですか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 全くの未定の部分がありまして、すべてお答えできませんけれども、当然、再交付という方法もございます。ただ、有効期限そのものについて、私もまだ未確認の部分があったりします。何度も言いますけれども、わかり次第、この場以外でもまたお知らせできればと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） まだ決まらないところで詳細の説明を求めているということもあるかもしれませんが、私が確認したところによると、子どもというか、未成年の場合は5年ぐらいで。それ以降は10年ぐらい。一番心配なのは、年を取ってからどうなるかという、そういうものもあると思うのですが、そういうような形で、どうも有効期限も設定されるようだという事は、これは私がただ単に調べただけでございますので、これはまた実際に運用される段階をしっかりと見極めて運用していただきたいというふうに思います。

それで、あとは今回、マイナンバーを使う一番の目的というのが、社会保障の分野。それから福祉の分野。社会保障の分野は福祉も含まれるのですけれども。それから税に関して。それから災害対策。それから被災者、災害の支給等。この3つを大きな目的としているということで、今回も言われているわけですが、村ではそのほかに、行政が条例で定めるサービスについては、村でもこのカードについては使えるということになっております。今後、この辺のところはどのような方向に使うか、先ほども若干説明いただきましたけれども、その辺のところでお考えがあったらお聞きしたいと思います。

○村長（百瀬 久君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今、三澤議員さんが言われましたように、基本的に使うのは社会保障。この社会保障の中には年金、それから労働関係の仕事、それから医療関係、福祉という分野になります。それから税。それから災害対策という、この3つが法律で定められた使用目的というような形になるわけですが、法律ではこの3つしか使えないという形になります。

先ほどおっしゃられましたように、条例で定めれば、ほかの分野へも利用が可能になるということになっております。今の時点で具体的にどの分野までというところまでは検討が至っておりませんので、それについては回答を控えさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） これも当然、事務的な運用の時期に、だんだん年度を追って、そのシステムを改修しながら進めているということになりますので、これは先ほども聞きましたように、行政の効率化を推進するものであるかどうかということとは別なのですけれども、そういうことでその利用をするということによる住民サービスの向上も、当然、払える。そういう内容のものを条例でも定めていかなければいけないのではないかとこのように思いますので、そういったことでいけば、このシステムというかマイナンバー制度が安定して定着していく段階においては、それぞれ住民サービスの向上のための簡易な、そのカードさえ持って行けばもういろいろな手続が完結するよと。言われているのは、例えば年金ではありませんけれども、児童に対する福祉のサービスの、先生なんかがこのカードを持って行けば、当然、手続が完了するというようなことも言われていますので、その辺のところは、そんなようなところも合わせて検討していただきたいと思いますということを申し上げておきます。

それから、5番目の部分に入りますけれども、特に個人番号というのは、先ほども住民課長が言われましたように、住民票コードを変換して羅列する、ランダムなとか、復元もできないという数字へ、12ケタというものが生成されるということになっているようですけれども、ここで業務をする地方公共団体、情報システム機構というところがその作業を行うようでございますけれども、この機構というのはどのような位置づけのものになるのか、それがわかったら教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） まず、この機構、これについてはもし間違っていたらまたわかった時点で訂正をさせていただくような形になると思いますけれども、当然、国の機関であります。したがって、公立中正な中でそういった業務、システム、場合によってはいわゆる監視も含めた中で行うところでありまして、基本的にはここへ、小さな自治体であれば写真付き、ICカード付きのプラスチックカードなど、自前で製造できるものではありませんので、そちらの方へ委託業務として依頼するという形で、そこで作成されたものを再びこちらで受け取るなりして、いわゆる申請者の方へ渡すという形の組織であります。

なお、先ほど、直接住民に対応する、いわゆる住民サービス面でという形でこのカードの利用の話がありましたけれども、例えば役場の窓口としての証明事項はこのカードでかなり代用できることも考えられます。ただ、それには、各自治体がそういった自動発行なり証明を確認できる装置を導入しながらやるということになりまして、

こういった中では担当者間では各周辺自治体においてもまだまだ、有効であろうけれども、やるかやらないかも含めて未定であるという考え方が今現在では多いわけです。これをやることによって、一番の利便性は、いわゆるコンビニでの証明書の取得。これは可能になるかと思えます。ただ、それに伴うもろもろの経費、セキュリティ、そういったものを含めると、全く未定の話でありまして、やればできるのだけれども、ではすぐにできるかというものは全く別の話であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 始まる前の段階で、これ、まだなかなか、私がお聞きしていても担当課さんの方もまだこれからどうしようか、それから村もどうしようかという段階でこの質問になっております。先ほども、広報で、6月、その辺のところもされるということでお話しいただきました。とにかくこれは村民の皆さんに、この10月からこういうシステムが始まりますよ。それから来年の1月からはこういうカードが発行されますよということも、少なくともいろいろな意味で、大分、公表されてきていますから、わかっていたかとは思いますが、その辺のところを知っていただきたいということで、かなり細部にわたってお聞きしております。もうあれですね。10月ですから、当然、住民票のコードなんかは既にそちらの方に依託されているということよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 大変申しわけありません。細かいところで送った、送らないの話はちょっと確認取れません。当然、その作業を進めて、さらに住民票なりの名前がすべて確実かどうか。例えば同姓同名であるとか、性別が違うだとか、住所が違うとか、そういうのがややあります。そういったことを同定作業、つまりすべてを特定する作業に今、入っております、それで100%、住民票にある住民にはすべて、この人はこの人という一致状態が出た時点で送り込むという形になります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤議員。

○12番（三澤一男君） 当然、そういった微妙な部分の質問をさせていただきました。とにかく新しい制度が始まる場合は、あらゆる想定をしておかなければいけないということを申し上げておいて、冒頭にお話ししたように、日本年金機構の問題から国での改正法の制定が伸びるとの情報もありますけれども、たとえ伸びても進めることは

進めていかなければいけないことになっていると思いますので、万全の対応をするように申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 7 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、それでは質問事項 1 「唐沢団地 森林整備について」を質問してください。

大月民夫議員。

（8 番 大月民夫君 登壇）

○8 番番（大月民夫君） 議席番号 8 番、大月民夫です。

松本広域森林組合が平成 23 年から 26 年、4 年計画で実施いただきました唐沢団地森林整備についてお伺いをいたします。

この事業がスタートしました翌年になりますけれども、平成 24 年 10 月に議会全員で林業委員の皆さんに同行させていただきまして、開設した作業道を巡回しながら、間伐事業の実施状況を松本広域森林組合のご担当の方からご説明をいただきながら視察をさせていただきました。あれから約 3 年が経過しまして、今回は森林所有者の方と一緒にお話をお伺いしながら整備された現地を訪れてみました。所有者の方のご意見や気づいた点を少し織り交ぜながら質問をさせていただきたいと思います。

最初に、整備面積並びに作業道開設は、実施計画どおり事業が完了されたのか、念のためにお伺いをさせていただきます。

次に、作業道の入り口部分にゲートが設けられているところと全くないところがあり、ゲートのない箇所に関係者以外による車両進入の痕跡、タイヤ痕ですが、それが見受けられ、不法投棄も一部確認をされております。松本広域森林組合と山形村共同で進入路には必ずゲートを設け、作業道につき、一般車両の進入を禁ずることを知らせる看板設置を提言したいと思いますが、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、お伺いしたいのは、作業道を予定していたが、都合で開設できなかった地籍なのか、当初から切り捨て間伐地籍なのかは不明でございますけれども、一部地籍で放置間伐材が徐々に沢部分に集積している箇所がございました。集中豪雨発生時

には間伐材によるダム化が起因する災害を危惧する声も出ております。近年、異常気象という事態が世界中で頻発している状況下で、想定外災害の可能性チェックと対応にどう臨むべきか、所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、通告に基づく質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 大月民夫議員の質問にお答えします。

1番目の質問から。まず、1番目の質問でございますけれども、「整備面積、及び作業開設は…」です。唐沢団地の森林整備につきましては、林業再生総合対策事業により、国、県から交付金等を受け、間伐作業、作業道の開設や境界の確認作業を平成23年から26年度までの4年間で計画どおりに実施しております。

2つ目の質問でございますが、村と森林組合で作業道に一般車両が進入できない対応であります。作業道は民有林内にあり、個人の所有であります。進入禁止等のゲート、看板等につきましては、山林所有者と松本広域森林組合で協議の上、対応をさせていただきたいと考えております。

それから、3番目であります。山林の地形により急峻な斜面については、作業道が開設できないため、切り捨て間伐で森林整備を実施しています。場所によっては伐採木を短く玉切りにいますが、山林に残ったままの状態です。また、大月議員が言われるように、沢沿いの伐採木が集まり、災害の発生も予想されるところであります。切り捨て間伐を実施した区域については、ある程度自然にかえるまで定期的な巡回等の対応を考えていきたいと思っております。

以上で1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番（大月民夫君） 冒頭に、一応、4年計画、計画どおり終了されたということをお伺いできました。再質問の詳細に入る前に、一つだけ、道はずれますけれども、ちょっとお許しいただきたいのですが、ほとんどの皆さん、ご承知のとおり、大北森林組合の森林整備事業補助金の不正受給の件ですけれども、もうあの問題が明らかになってから久しいわけですけれども、いまだ、まさに責任転嫁の応酬を繰り返すだけで実態が明らかにならない事態というのは本当に残念ですよね。本当に、適正に補助金を活用して、森林林業再生プランを苦労しながら実践してきた他地区の森林組合を

初めとする関係者にとりましては激しい憤りが募るばかりではないかと私は思います。

そこで、今の事業は予定どおり終了したというお話を聞いたのですけれども、一応、適正な補助金を受給し、事業運営を行ったということを、事業を実施した自治体の議会として確認をさせていただきたいと思います。それで、事業主体は村当局でありませんので、詳細はお聞きするつもりは全くございませんけれども、当初、私どもに示された事業見込みというのを、ちょっと私、申し上げますので、それに間違いはないかどうか、念のためのご答弁を頂戴したいと思います。

当初計画によりますと、整備面積が全体で103ha、作業道の開設がトータルで8,466mということであのときお聞きしました。事業費につきましては、作業道については全額、国と県の補助金を充当すると。作業道というのはあのとき見込みなのですが、メートル当たり2,000円ということになりますと、全部予定どおりできていけば、だから、1,700万円ぐらいかなという推定をしております。

また、間伐事業につきましては、基準事業費の60%、6割が国と県。残る4割ですけれども、残りの40のうち20%は村からの補助。残る20%は間伐木材の販売代金で充てると、そんな内容であのときお聞きしたというふうに記憶しているのですが、この内容どおり、無事完了したという解釈をしてよろしいかどうか、念のためお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 唐沢団地につきまして、お答えしたいと思います先ほど、大月議員が言われました計画地ですけれども、実績値を申し上げます。当初、103haということで集計されていましたが、集約された面積は244ha、それから作業道8,466mという当初の予定でございましたけれども、7,285m。

森林整備の関係でございますけれども、間伐の搬出が50ha、切り捨て間伐が10ha実施されております。

間伐の補助金割合ですけれども、先ほど大月議員が言われたように、国、県60、村が20、残りは間伐した木材を販売するという内訳となっております。作業道につきましては、2件の交付金を見立てております。金額でおよそ1,600万円。細かい数字は省略しますが、1,600万円ということで、実績値が報告されておりますので、この内容によって、森林組合、それから県林務課の方で検査をして、実績値として報告をいただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） 細かい状況の報告をいただきまして、ありがとうございます。まさに、この事業につきましては、きちっと実績に基づいてやったという裏づけの、今、お話を聞いて、当然のことなのですけれども、大変安心をいたしました。まさに大北のようにやってもいないのをやったりとか、机の上だけの、書面だけで補助金をもらうなんていう、あってはならないことを、早く、あの問題は責任を取る方は取って、きちっと決着をつけていただきたいと強く申し上げたいと思います。

それでは、具体的な質問に入ります。作業道の件なのですが、私も広範囲に見て回ったわけではないのですが、既存の林道がありまして、林道のその先が作業道になるという箇所が何カ所かあるのですが、そういうところはほとんどゲートって置いてないわけです。それで、多分、関係者以外の方だろうなと思う方が入ったトラックの痕跡なんかがあるのですが、私、ちょっと心配するのは、例えば意図的に不法投棄で入ったとか、そんな方はどうでも……どうでもいいと言うと怒られてしまうのですが、間違っって侵入して、要は作業道ですから、普通の車が入るような道路整備は日ごろもちろんやっていないと思うのですね。間違っってそこへ侵入してしまっって、路肩が崩れて事故があったから、「おい、何とか保証してくれ」という場合、もしそういう事態が、まさに想定の話ではあるのですが、そういう申し入れが村にあった場合、村はどうしましょう。ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） この森林整備に入る前に経過をお話をしたいと思うのですけれども、森林整備につきましては長期化するというようなことで、協定を結んであります。この協定につきましては、集約して森林整備を行い、それに必要な整備をつけるというような内容でございまして、この協定期間自体は20年。これにつきましては、地方事務、村、所有者の3者で協定を結んでいます。その後、整備の委託契約ということで、今度は森林組合と所有者が委託契約を結んでいます。その契約の中に、作業道への立ち入り許可、それから間伐した森林への立ち入り、維持管理を行うというようなことを契約しておりますので、あくまでも森林組合と所有者の方の責任の範囲になるかと思えます。ただ、たまたま林道から作業道が続いているというようなケースもあるわけなのですけれども、それにつきましても、ある程度、森林組合なりが維持管理をするという中では、対応していくというのが筋かなというふうに

思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） システム的なことというか、ちょっとその辺、私も認識不足だったものですから、今お聞きしてよくわかったわけですが、今後、維持管理で、どちらかというと村はあまり関係ないよ、森林組合と所有者で、ということですよ、要は。ただ、何もなければいいのですが、これからの中で、やはり村としてもある程度かかわっていただきたい、場合によったら所有者との中の橋渡しのことはやはり務めていただきたいと思いますので、そういった観点でお聞きしたいのですが、やはり今、ゲートがあっても、何のゲートか全く書いてないのですよね。ここからは作業道だよという表示を、するのが当然だと思うのですが、そういったことを所有者の方が一個人でいろいろ言ってもどうなのかなと思うのですが、こういった村民の声があるという形で、村から森林組合にその辺の検討をいただけないか。なおかつ、今、作業道で全くゲートがないところがあるのだけれども、その辺を止めて、本当に関係者の方が入らないような、そういう策を講じられないかというような、そういう橋渡しのお力を発揮していただくことはできないか、今一度、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） これにつきましては、あくまで作業道なものですから、そこに入って事故があつたりしてもいけないものですから、村としても森林組合にお願いをしまして、所有者の方と協議をした中で、立ち入りができないような対策をお願いしていくというようなかたちで話をしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） よろしくお願ひします。それでは最後に、切り捨て間伐の件なのですが、実はまだあまり把握はしていませんが、今日、何か九州の方ですごい雨なんだってね。避難勧告が出ているとか。やはりこういう問題というのは、我々、ほかの地域のことだからという考えではなくて、同じことがここに起きたらどうしよう。我々はいつもそういう感覚でとらえなければいけないかなと思います。

そんなことで、この切り捨て間伐の件をお伺ひしたいのですが、最初に作業道が予定よりちょっと少なかったですよ、これ。1,000mばかり少なかったのですかね。これって、一つの要因として、地権者の同意が得られなかったという要素はあるのでしょうか。それをちょっとまずお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） それについては確認はしていないものですから、はっきりしたお答えはできないのですが、所有者から作業道をつくるなどということではないと思います。あくまでも地形的な部分での最終的な実績で距離が短くなったと。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） わかりました。ちょっと一部、誤解されて、地権者の方が「ここはだめだよ」と言われて、この谷はできなかつたというような情報もちよつとあったものですから、気になったものですからお伺いしました。ありがとうございました。

やはりああいう、かなり沢の部分に切り捨て間伐が集積しているのを見たときに、本当にやはり自然の力ってすごいなと思ったのですよね。あれ、多分、切り捨てをしてまだ3、4年かなと思うのですけれども、雨風でじわじわと沢を落ってくるのですよね。本当にひどいところはこのくらい堆積しているところがあります。それによって、今まで水の流れがこう来たのがこうなっているという現場を見てまいりました。ばかにできないなと、本当に思います。自然の力は本当に何を起こすかわかりませんから。

先ほど、課長の方である一定程度、巡回をするというようなお話も聞いているのですけれども、その辺、どんな程度で、どんな範囲をやっていただけるのか、もうちょっとお話をいただければ安心できるのですけれども。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 具体的にはまだ詰めてはいないのですけれども、林業員の方に、休み、日曜日の日にパトロールを、林道ですけれども実施していただいています。そうした中で、切り捨て間伐した地域について、若干そちらの方も確認をしてもらおうというようなことをお願いをしようかというようなことと、それから職員も当然、林道とは離れたところについては、職員が定期的に、1年に数回行けるかどうかかわかりませんが、巡回をした中で対応していきたいといふふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） それではこの質問を締めさせていただきますが、将来にわたって、本当にこの森林というのは貴重な財産になる時代が絶対に来ないとは言い切れないと思います。そんな意味で、絶えず森林整備には、また森林組合中心になるとは

思うのですけれども、村を挙げて、将来の構想を練りながら整備していただくことを
お願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。次に、質問事項2「公共施設の環境整備計画」
を質問してください。

大月民夫議員。

○8番番（大月民夫君） それでは、「公共施設の環境整備計画について」を質問させ
ていただきます。

平成24年、第3回定例会で、ミラ・フード館トイレのバリアフリー化を含めた公
共施設の環境整備について議論をさせていただきました。当時の村長はバリアフリー
化に向けて前向きに早い段階で検討したいと答弁を頂戴しましたが、施設管理の責務
を負う教育長は水切りの配管設備を調査した上での慎重な対応を示されました。あれ
から3年が経過いたしました。ミラ・フード館も開館から多分、23年目を数えると思
われます。今後まだまだ交流とふれあいの場の拠点として有効活用していくためにも、
ニーズにこたえる適切な修繕の手法選定をお聞きしてまいりたいと思います。

初めに、ミラ・フード館の今後の施設整備全般に関し、運営委員会で審議がなされ
た経緯が近年ございましたら、その内容を、骨子だけで構いませんが、お聞かせをい
ただきたいと思います。

続いて、ミラ・フード館は村外の皆さんが訪れる機会が非常に多い施設であります。
村のイメージを損なうことのないように、トイレのバリアフリー化に向けた検討を引
き続きお願いするとともに、簡易的というか、応急的な対応策の模索を専門家に委ね
てみることも大事ではないかと私は思います。総括的な現状での所見をお聞かせいた
だけたらと思います。

以上、通告に基づく質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは、大月議員の2番目の質問であります「公共施設の
環境整備計画について」お答えいたします。

ご質問の相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしま
したので、私からお答えいたします。

まず、「ミラ・フード館の今後の整備に関し、運営委員会での審議は」についてで

すが、直近では今年の2月にミラ・フード館運営委員会を開催し、施設整備に関する内容では、天体望遠鏡の今後のあり方について審議をしていただきました。

次に、「トイレのバリアフリー化に向けた検討と簡易的な対応策の模索を専門家に委ねる手法」についてですが、平成23年第3回定例会の一般質問で、大月議員からミラ・フード館のトイレのバリアフリー化についての提言をいただき、4カ所のトイレの床のかさ上げを基本に、教育委員会事務局内部で専門家の意見を聞くなどして検討をいたしました。床のかさ上げに伴い、便器の交換と配管の改修などの工事が必要になり、概算の工事費は1,000万円ほどになりました。現在、トイレを利用する方に注意を促す「段差に注意」の掲示と、2階トイレではスリッパに履き替える方法を取っております。公共施設のトイレの改修につきましては、高齢化が進む中、また、住宅での洋式トイレの占める割合が多くなる中で、検討を始めなければならない時期に来ているものと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） 一応、今後に向けて動き出していただけるという、そういう感触を得させていただきました。ぜひおおいに期待をしたいと思います。

今回、平成24年に引き続いて、ミラ・フード館のトイレの入り口の段差解消問題を取り上げさせていただきましたのですが、前回のときは確かホールミラで200人規模の集いがありまして、その際、和服を召された70代の女性がお2人、やはりトイレでから足を踏んで痛みを訴える。そんなのに遭遇したことで、前回、そんなことをきっかけに質問させていただきました。大事には至りませんでしたので、それは幸いでしたが、今回はあれから3年経過したのですが、この4月に南信方面から、これまた女性なのですが、60代の皆さん、4、5人来まして、お昼を食べたいということで、ミラ・フード館のあそこで食事を取ったときの会話なのですけれども、その中のお1人の方が、ちょっと手洗いに行って戻ってくるなり、ちょっと顔色を変えまして、「皆さん、気をつけて。ここ、トイレ、怖いよ」と。

何かなと思って詳細を聞きますと、これ、当然、間違いではないのですけれども、今、節電していますよね。それで、たまたまあの日、雨だか曇っていたか、館内が暗かったのですよね。電気をつけてから行ってもらえばよかったのですが、薄暗い中、トイレに行こうとして、がくんとなったという。ああいうので、私、細かいことなのですが、村のイメージ、初めてお見えになれる方ですから、やはり、わりとささい

なことですけれども大きな問題だというふうにとらえなければならぬかなと思っております。

済みません、ちょっと余談になってしまったのですが、先ほど、運営委員会の方で、この2月に検討されてということで、確か実施計画の方に天体望遠鏡、それとエレベーターですか、耐震補強、あれが載っておりましたが、あの辺は実施計画どおりとは言わないのですが、それは緊急に進めるという整備計画かどうか、一応、確認をさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 天体望遠鏡につきましては、ミラ・フード館の運営委員会では協議した内容につきまして、ミラ・フード館の運営管理に関する事項につきまして、村長に諮問に不응すること、及び意見具申をすることということがあります。ということで、今回は、村長に対しまして意見具申をいたしました。天体望遠鏡についての整備について協議をして、その結果を村長の方に意見具申をしたわけですけれども、この意見具申でいきますと、皆さん、いろいろな角度から審議をいただきまして、いわゆる天体望遠鏡の部分では制御部、それから不動部の更新が必要であるということであったのですけれども、自主計画の見積もりより大分安くできるということが出てまいりまして、今後、これが来年度予算に反映されるかどうかは、これからの長部局の方と詰めていきたいと思っております。

それからエレベーターはなかなか難しく、エレベーターに対する基準が変わっております、この辺も相当の費用がかかるということでもあります。その辺も慎重に見極めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） 総合的な整備計画の中で、あまり、私、あまりミラ・フード館に偏ったあれをしてもいけないかなと思ったものですから、今、ミラ・フード館の中での整備計画はどうなのかなということを確認させていただきました。ともに、今後、日にちはまだはっきりしていないのですけれども、計画に乗っかっているということは確認が取れたのですが、先ほど、前回、3年前に質問させていただいた後、検討をいただいて、本当のバリアフリー化をやるには1,000万円という試算をお聞きしたのですけれども。今後、検討にあたって、どうでしょう、いつということはなかなか言えないと思うのですが、早期とか、例えば何年計画とか、その辺、教育長として

何か思いがありましたら。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、バリアフリー化していないトイレがトレセン、それからミラ・フード、役場の3カ所だと思います。その辺でトレセン、それからミラ・フード館につきましては、ただいま、私、長の方から補助執行という形で管理運営について任されているという状況でありまして、このご質問に対しましては、村長の方と協議をいたしまして、今後、自主計画にどんな形で載せていくかということ。それから、先ほど申し上げましたように、洋式化ということで、小学校につきましても長期の自主計画の中では改修という計画があります。これも含めて、今後、公共施設のトイレをどうしていくかということは検討していかなければいけないと思います。

ただ、先ほどもお答えしましたように、まさに考えていく時期に来ているということだけは十分認識をしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。

○8番番（大月民夫君） 村長もよくおっしゃっていますが、まさに後期高齢者がいっぱいいる。我々も近々なのですけれども、トイレの洋式化というのは本当に切実な問題かなということで、その辺も踏まえてできるだけ早期の実現ということでお願いをしたいと思いますが、そうはいつでも、ここすぐというわけには当然いきませんので、その間どうするかということをもうちょっと、注意喚起の張り紙だけではなくて、私も本当に素人でよくわからないのですが、例えば入口のところに何かすのこの的なものをちょっと置いて、履き替えなのでもいいけれども、何かないのかとか、そういう応急的なことってもう一回知恵を絞ってもらうことはできませんか。ちょっとその辺だけ、もう一回だけお聞きさせてください。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 先ほど、節電に努めているということでした、ミラ・フード館は1階が7センチあるのです。それで、2階が10センチあるそうです。トレセンは7.5センチあるのです。質問を受けまして、私もちょっと計ってみたのですけれども。トレセンでは履き替えと、それからすのこを置いています。ですから、今後、正式に24年3月定例会でのご質問の後、私の方ではそういう怪我をしたという報告を受けておりませんが、未然防止に努めるために、証明のスイッチをわかりやすくするとか、そういった対策、すのこを敷くなど、対策を今後検討させていただき

たいと思います。

○8番番（大月民夫君） 細部にわたって執拗に質問して恐縮だったのですが、何を置いても、それぞれ自分のお宅にお客さんが来るときは掃除をしたり、ちょっと何かしますよね。そういう思いで山形村にいろいろな方が見えますので、そんな意味で好印象を与えるような、そんな努力を皆さんともども一緒にやっっていこうということで、ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

それでは、ただいまより、3時15分まで休憩をとります。休憩。

（午後 3時04分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時15分）

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位8番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項1「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」を質問してください。

増澤武志議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志であります。

通告書に基づいて、大きく3つの項目について質問いたします。

まず1つ目「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」であります。

地方創生事業は、国の今年度予算の目玉事業であり、人口減少対策、地方経済の活性化を目指し、雇用創出や都会から地方移住等を中心としたものである。昨年、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国の長期ビジョンと総合戦略が策定された。これを受け、地方も人口ビジョン、地方版総合戦略を策定することが求められ、全国の都道府県、市町村、おのおので動き出しています。このことについて、村の取り組みについてお聞きします。

質問 1、村の人口ビジョン及び総合戦略策定の進捗具合はいかがか。

質問 2、総合戦略策定にあたり、村としての考え方をお聞きしたい。また、スケジュールを示されたい。

質問 3、先行型事業として、3月30日付で補正予算が提案されたが、これは既に27年度当初予算で計上されたものを前倒しただけで、新たなものはなかった。事業の策定ができなかった理由は。

質問 4、計画策定のため、職員による組織を設置する自治体が多い。村は庁内組織をつくる考えはあるか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、増澤武志議員の質問にお答えします。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」ということで、3つの質問をいただいております。

1番目から。26年度の繰り越し分として、人口ビジョンの策定予算を計上し、予算承認をいただいております。委託者として、これまで山形村の総合計画の策定に携わっていただいた株式会社ぎょうせいに策定業務の支援をお願いしたところです。また、総合戦略の策定に関しても、人口ビジョンに基づいて策定を求められているため、策定支援についても協力をお願いする予定であります。

ただ、根本は、住民の要望や意見を反映し、将来にわたっての地方創生ビジョンとするものですから、意見集約できる機会や懇談会の開催を重ねていきたいと考えますが、本格的な実施は議会終了後から見込んでおります。

続きまして、2番目でございます。山形村としては、これまで第5次基本構想や基本計画、その他の計画と整合性を取り、住民の意見を反映できる計画として戦略策定を考えていきたいと思っております。人口ビジョンをもとにした策定となっておりますので、まず人口ビジョンと合わせて策定を進める予定でいます。策定スケジュールについては、27年度中の策定で予定をしておりますが、できるだけ早期の策定を目指していきたいと考えております。

3つ目の質問でございます。本年1月21日に交付金の説明会が開催され、地方創生先行型事業については総合戦略の策定経費とこれに関する有料施策について充当で

きるとの説明がありました。2月中旬までに実施計画の事前提出という非常に厳しいスケジュールの中で、本村は学校を核とし、地域全体の経営ができる人を育てる人材育成費及び地域の交流拠点となる学校に住民がかかわるための環境整備費を盛り込んだ地域コミュニティ再生事業、事業費総額は3,612万2,000円でありますけれども、を実施計画として提出をしました。

後日、総務省からハード事業が大半を占めるのは好ましくないとの指摘があり、人材育成費や環境整備費とともにソフト事業の項目を増やしたところ、事業総額5,225万5,000円の実施計画の本提出に至ったところであります。

27年度予算の前倒しや新たなものはなかったというご指摘ですが、人材育成プログラム運営委託料や小学校図書館改修工事など、新規事業も盛り込まれておりますので、前倒しの事業と合わせて行う中で、地域コミュニティ再生事業として事業効果が発揮されると思われまます。

続きまして、4番目でございます。6月1日付で課長以上の職員と財務係長、企画振興係長担当で事業推進本部を起ち上げました。今の段階ですぐ策定業務に着手とはなりません、随時情報共有や住民の意見集約など、横の連携と各課にわたる幅広い対応を考えていきたいと思っております。

以上、第1回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ただいま、それぞれ答弁をいただきました。

特に進捗具合なのですが、人口ビジョンの作成については、委託業務ということで伺っております。また、委託業務の中で、コンサルの限定につきましては国から出ている策定のための手引等を見ても、民間コンサルに依頼するという点に関しては、特に差しさわりのないのだけれども、戦略につきましては基礎作業自体はきちんと地方自治体がやりなさいよと。丸投げではいけませんよという手引の中身になっておりますので、その点を含めて、いつごろ委託作業にかかるか、その点はいかがでしょうか。ということは、基礎作業はもう終わっていないければ委託はできませんので、それが終わっているかどうか、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 総合戦略の策定業務につきましては、人口ビジョンの策定を受けてということになっております。今、増澤議員さんが言われたように、委託に丸投げではだめだというのは最初から言われている形でございますけれども、やはり

村として計画づくりが、内容を考えてきますと、総合計画に次ぐような内容的なものをつくらなければいけないというような形の中で、やはり職員のみでの策定業務というのは非常に難しいものがあるということで、今回、補正予算にも計上させていただいておりますけれども、総合戦略につきましては、その支援という形で委託をお願いするという形で予算を計上させていただいております。そんな形で進めていきたいということで、いずれにしましても、既に発注をしました人口ビジョンの成果を見ながら、またそれと並行しながら総合戦略の方の策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。人口ビジョンの策定というのが先なのでですけれども、これ、最終的には策定が終わって国に提出するということが何月に予定していますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 当初の案でいきますと、27年度中に策定という形にはなっております。しかし、国、県の方との計画づくりとの整合等を進めていきますと、できるだけ早くということをおっしゃっています。今の状況では、9月から10月までには少なくとも人口ビジョンは仕上げたいというふうに考えております。当然、それを受けた中でのまた総合戦略という形のまとめになりますので、この辺については一応年度末という予定ではスケジュール的には組んでいるのですが、年内もしくは年明け早々というようなところまでで持っていければいいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 年度内、最終的にはそれが国の締め切りでありますので、そこにおっつけなければいけないのですが、10月30日までに策定すると、先行型ということで、各自治体、1,000万円ほど余分に交付金があるという、そういった情報がありますけれども、それを目指すということはできないわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 上乘せ交付になるということで、国、県からもできるだけそれを活用しろというような話は出ておりますけれども、やはり根本になる考え方と

いうのは補正等でできるだけ早くから手をつけたもの、26年度中に策定したものについて、早期に取り組み、有効性が認められるものについては上乘せ候補をするという形になっております。

村でも、まとめ次第、本当はそういうのを活用できればというところなのですが、あまり焦った計画づくりをして、ということまでは予定にありませんので、じっくり話を聞いた中での計画づくりで活かしていきたいという考えでいます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 今のスケジュールだと間に合いませんので、仕方ないのですが、私も取材をするにあたって松本市役所あたりも行ってきました。政策部あたりも行ってきましたが、1月13日に全庁的な戦略本部をつくったというようなことを言っておりました。2月10日に集約の締め切りをしたと。ところが、1件も出てこなかったと。そこで、多分、ねじを巻いたと思いますが、3月の補正には16事業1億4,500万円というような計画ができたということであります。

事業化できなかったというわけではなくて、前倒しだけではなくて、新たなものもあるということなのですけれども、やはり時間がない中でもやっているところもあるわけです。こういったことはやはりきちんとやるという、そういった決意が必要だと思います。事業化、こういったチャンスがあるにもかかわらずできなかったということは、私は村民にとって損失ではなかったかと。そういった意識がございませうか、村長。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 増澤議員のご質問にお答えします。

今回、庁舎は4月から人事を一新しますということで、いろいろな体制の中で取り組みをさせております。計画どおりというような方にいけばいいことでもありますけれども、なかなかいかないことも事実でありまして、今の体制でありますと、私は新課長も、新係長も、新人も、新しい仕事に向かって一生懸命に仕事を覚えて、それから計画を入るというようなことになっています。村長の仕事は、とにかく今年は27年度の予算と今回認めていただけます補正予算をしっかりとやることというようなことでありまして、今、それに伴うような補助予算もできるだけ早く入れるようなことを考えておりますけれども、いずれにしろ、4、5、6は計画で、7月から事業に入るといようなことを目指して指導をしてきております。それにかかる内容でできる範囲

でやってもらうような形で進めておりますが、増澤議員の言われるスケジュールに合わないとしても、今、そういうふうに頑張っていておりますので、それをフォローしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 新年度の体制についてはそれでよろしいかと思えますけれども、やはり1月、2月の段階での、これはベテラン職員がいる間のことですので、ちょっと話は違うと思います。例えば松本市も、新聞に載った事業で、この先行型事業をやっています。にぎわい創出事業ということで、パブリックビューイング、これは山雅の試合をパブリックビューイングで集めるということなのですが、これは5月23日の横浜Fマリノス戦からイトーヨーカドーの南松本店で行っておりますが、これも先行型事業の一つであります。これが767万円という事業。

それから、ユニークな事業、ちょっと一つご紹介しますと、子ども用品リユース事業。これはチャイルドシートがいなくなった世帯からいる世帯への仲介をしようというのがその事業の中身であります。371万円。それから、新卒Iターン・Jターン定住化促進事業という名前になってはいますが、要するに新卒の大学生が松本へ定住するために運転免許が必要であろうと。車がなければ生活できないなら、運転免許を取る支援をしようという、こういったユニークな事業がこの間、先行事業として起ち上がったわけでありまして。

こういったことで、やはり発想ですよ、発想。職員の発想がちゃんと生きれば、国が認めるソフト事業になるわけです。そういった努力をしていただきたいということでもあります。

質問1、2、それから3につきましてはこれで終わりますが、質問の4番目であります。庁内組織をつくるということの質問ですが、6月1日付で本部、課長級で本部をつくったということでもあります。職員が本部をつくったのですが、本部会議だけでは、これは済みませんので、この本部会議に、ピラミッド方になるように全職員をそこへ配置する、そういったことでもって機能するということがよろしいわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 全職員というところまでは行っていませんが、課長級、それからさっき言いましたように事務局を担う進行系の担当者、それから、それに関連

します財政係長というところでの構成になっております。いずれにしましても、計画づくりという形になりますので、各課に及ぶものについては課長に取りまとめをお願いするという形で、下からの意見も吸い上げてもらうという形で進んでいきたいというふうをお願いをしていきます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 恐らく組織を使うということはそういうことだろうと思います。

しかし、その上、よく考えていただきたいのですが、村の職員というのは政策立案のプロ集団であります。この政策立案のプロ集団をいかに有効に使うかということがやはり村民にとってみればこれはもう財産でありますので、そこをきちんと使うということをやはり考えなければならないと思います。

私、昨年6月の定例会で質問したのですが、村には職員の提案制度があるということで質問いたしました。ところが、これに関しての答弁では動きがないということでしたが、その後いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 私がこれから答弁することはちょっと言い訳がましい話になろうかと思いますが、今、村の職員でございますけれども、非常に経常業務のみに追われている面が非常に強くあります。大きな市みたいなところになりますと、専門の政策課、政策部というようなところが音頭を取っていただきまして、それに従って業務を進めていただいている面がございますが、先ほど、1月から2月にかけての政策づくりという話もございましたけれども、当然この時期、村におきましては企画係イコール財政係という形で、予算編成に追われていたという形の中で、なかなか思うような取り組みができなかったというのが実態でございます。それがまたうまくまとめられなかったのは私たちの責任でございますけれども、これについてはこれからもう少し職員の資質の向上を図っていかねばいけないというふうに思います。

先ほどの提案制度につきましては、職員からの自らの提案というのは今のところもございません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 要するに、職員の自発的なのか自主的な、そういった考えを持って行く場がないということでは困ると思います。ですから、課長が取りまとめをする。これは組織とすれば当たり前ののですが、やはり職員の自由な発想を生かす

という、そういった雰囲気はやはりつくられなければいけないと思います。特にこの地方創生事業というのは、アイデア次第で事業化が可能なものがいっぱい出てくるわけですが、そうなりますと、一般の若手職員のアイデア、やる気を出すチャンスになるはずであります。そういったチャンスを生かそうという試みをしていただきたいと思います。これは職員全員参加の仕事であろうかと思っております。幾ら企画担当が頑張ってもできる話ではありません。

そういうことで、提案制度、去年は質問しましたが、また職員の資質向上ということで村長は考えているということをおっしゃいました。職員の資質向上につきましては、昨年来、どんなことを行ったか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 村長が答えることもあるかと思いますが、ちょっと私の方から一つお答えをさせていただきます。さっきも話が出ましたけれども、大幅な人事異動があったという中で、当然、村の職員としまして、企画立案制度の方へ重点を置かなければいけないという面もございます。その中で、この4月から新たに企画に配属になりました職員を県の政策研究の方へ出ていただくようにという形で指示をいたしまして、4月以降、そちらの方へ、研究会の方へ出ていただいて、県の職員と同様に政策の方の勉強をしてもらうということで一つは進めております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 職員の創意工夫であり、アイデアの内容というのは、私もこの27年度の予算のときにも申し上げたことがございますけれども、新年度予算として新たに展開します項目については非常に新しい項目ですよということでお話ししたことがありますけれども、そういった形の中での各職員がやろうとする新しい事業についてはよかったことだと思っております。

そして今、課長も申し上げましたけれども、職員がいろいろなところの研修会や会議に出席しまして、そこからの報告書がこのところタイムリーに上がってきております。それが今までになかった大きな動きだと思って私も見ておりますので、もう少しフォローしながら育てていきたいなというふうに思っておりますけれども。

いずれにしろ、総合ビジョンや今回のふるさと創生の事業につきましては、基本的には第5次の総合計画に基づく内容になりますけれども、塩尻の総合計画を見ましても、かなりの細かなところの数値化がされております。具体的な数値化になっており

ます。でも、それをやるための施策というものがあって初めて出ることなものですから、そういうものについては細かな内容を入れていかなければいけないかなというようなことを思って、いろいろ今回の計画に対しても期待をしながらいろいろな形で考えていきたいというようなことで、その中に職員のいろいろなアイデアを盛り込んでいけたら、また皆さんに報告して、よかったなということを書いていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 実務をやっている中できちんと研修されている。OJT、On-the-Job Trainingなのですけれども、そういった考えてきちんと課長たちが、課長が自分の部下をきちんと教育をしていくということになると思いますが、そういった意味で実務を担う職員のアイデアを出していくということをやはりもっと訓練していくことが必要だろうと思います。

地方創生、これは本当に職員がアイデアを出すチャンス of 事業でありますので、ぜひこれを生かして、この機会に職員の政策立案能力というのを高めるようお願いしたいと思います。この件に関しては以上をもって質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。次に、質問事項2「文化財保護事業について」を質問してください。

○7番（増澤武志君） それでは2番目の質問「文化財保護事業について」を質問いたします。

本村は、約1万2000年前の旧石器時代から先人はここで生活し、多くの遺跡や文化財を残してくれた。豊富な文化財を保存し、活用するため、文化財保護条例が設置され、特に重要なもの29件が指定文化財とされている。そのうち清水寺は建造物、仏像、樹木等を含め、17件を占めている。2年前の大雪のため、円通門の屋根及び合わせて調査した本堂の屋根の修理が必要と判明した。清水寺保存会が管理を行っているが、多額の修理費の調達が必要となっている。後世に引き継ぐため、村のかかわりについて質問する、ということであります。

まず、質問の1つ目ですが、村のシンボル、村民の誇りである清水寺の保護、保存について、村長の考え方はどうか。

質問の2番目。清水寺保存会は清水寺を保存し、後世に伝えることを目的に設置された。保存会と行政との関係はどうか。

質問の3番目。保存会に文化財保護のための基金があるが、修繕料に足りない場合、村としてどう対応するか。

4つ目。村の文化財保護条例は、必要と認めるときは補助することができる、とある。どのような基準を持って支出額を決めるのか。

以上4点について質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） それでは、文化財保存事業についてお答えいたします。

1番目でありますけれども、私は清水寺は山形村にとって最高の財産であると思っています。山形村の先人が残した未来への大きな遺産であります。伝承であります。1300年の歴史をつなぐ文化財は貴重な財産です。時間という目に見えない財産が残していただきました。その過ぎ去った時間を大事にするか、捨ててしまうかは、その時代を生きた人の心であり、誇りであると思っています。今から新しいものをつくっても、1300年かかるわけで、いにしえの時を刻むことは大変なことです。今、私たちの生きている時間は、人類の歴史、地球の歴史からしたらほんのわずかな時間です。過ぎた時間は戻りません。先人がいて、私たちがいるのです。山形村は、先人の残した歴史、文化を大事に守り、後世に伝えることが村長というより全村民の使命だと私は思っております。

次、2番目ですが、清水寺保存会は山形村指定文化財の清水寺を保存するとともに、末永く後世へ伝えることを目的として、この目的に賛同する村民の皆さんで組織をされています。この保存会の事務局が教育委員会事務局の中にあります。

3番目です。修繕に充てる費用が保存会の基金で賄えない場合、村の対応についてです。保存会が修繕に充てるために積み立てている基金は今年3月31日時点で669万円と聞いております。村が修繕に対して助成する場合は、山形村文化財保護条例の第16条で「教育委員会は指定文化財の管理及び保護について必要と認めるときは、これに要する経費の一部を当該所有者、保持者及び保存団体に対して補助することができる」とありますので、保存団体である保存会に補助することができます。

次、4番目でございます。保存会では、これから山門と本堂の屋根の修理に向けて協議を進めていくと聞いておりますので、保存会から村に対して補助金の要請があった時点で修理方法、修理費用、修理費用の調達方法など、詳しい内容をお聞きして支出額を検討してまいります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） ただいま、それぞれご答弁いただきました。質問1の村長の思いにつきましては、後からまた質問いたしますが、現在、保存会が持っている基金が669万円ということのようではありますが、やはりそれでは足りないということで、村が出せるということを経理に明言していただきましたので、質問3と4につきましてはこれ終わりたいと思います。

それでは、詳細につきまして、27年5月発行の清水寺保存会便り、これに詳しく記載されておりますので、関係する部分を読んでみたいと思います。「山門、本堂の大修繕が必要と判明」という項目がございます。結果だけ読ませてもらいますが、「その結果、山門は大雪により一度に破損が進んだのではなく、年を経るにつれて徐々にトタン屋根の下に残っている茅がズレ落ちてきた。結わえている縄が切れているため、屋根を支える材、これ、桔木がバランスを崩して動き、垂木や裏板の割れが生じているとのことで、放置すれば崩壊を招くとのことでした。また、本堂は建物を組んでいる材に問題はないものの、山門と同じく茅がズレ落ちてきたため、軒先の茅がトタンを押して剥離させてしまったとともに、トタン屋根全体がゆがみ始めているとのことでありました。そして、修繕の方法として、山門は屋根を全部解体し、茅を撤去。茅の厚み分だけ新たに木材を組んだのち、新たな金属板、銅版で屋根をふき直す。本堂は現在のトタンをはぎ、ズレ下ってしまった部分の茅を切断、残った茅を成形調整し、屋根を結わえ直した後、金属板ガルバリウムで屋根をふき直すという案を提示していただきました」とあります。

この案についてであります。私が問題とするのは、この修繕の方法がこれでいいかということであります。文化財としての価値を損なう危惧があるのではないかと。つまり、屋根を解体し、新たに木組みを組んで銅板をふく。これは文化財として300年の歴史を経た文化財の修繕の方法としていかなものかということが私は危惧をするわけであります。村の文化財保護条例の第2条第1項第1号にあります「歴史上または芸術上、価値の高いもの、並びに考古資料及び学術上価値の高い資料」とあります。こういったものが文化財であると。

であるならば、この円通門、300年の時を経た文化財を、解体するまではいいのですが、現在の新しい工法で屋根を組み直し、木材を継ぎ足して、形だけ整えるというようなことが、これは文化財を保存、保護するという目的に合うのかどうか。ちょっとこれは疑問であります。現在の技術や工法、材料で、形だけ模倣した建築物に歴

史的や芸術的な価値はないと思います。文化財としての価値を失うものであると思いますが、このような実に私個人は賛成できないというものであります。

それで、国の重要文化財、あるいは県宝、こういったもので清水寺を指定するということを想定したお考えがあるかどうか。そして、村として清水寺の保存管理の方針というのがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 県宝を検討したことがあります。でも、歴史というか、江戸時代ということで、無理だということでもあります。それから、村としてというのか、これはあくまでも保存会としてどう考えるかということだと思っております。先ほど、増澤議員が言われましたように、この保存会便りにはあくまでも案を提示していただきました。ですから、専門家から案を提示させてもらったということでもありますので、詳細につきましては、これは案ということですので、これは保存会常任会を中心に検討していただけることになると思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 今の保存会便り、これは当然、案ということで、決定ではないというふうに思いますけれども、こういった案が出てきたという背景にはやはり修理の方法についてもこういうふうにしていただけないかという、そういった意図があったとは思いますが。ただ、県宝に指定をするようなことを想定したことがあるということだったのですけれども、江戸時代ということでもって、いけないということだそうであります。

しかし、最近の例で言いますと、松本市には国の重要文化財に指定された建物に、旧松本高等学校の本館と講堂がございます。これは本館が大正9年、1920年。講堂が大正11年、1922年ということで、まだ95年しか経っていない建物であります。これは木造洋風建築として規模が大きく、保存も良好ということで、平成19年8月に国の重要文化財に指定されたわけであります。簡単に沿革を言いますと、昭和48年3月まで、これは信州大学の校舎として使われました。48年3月に松本県ヶ丘高校が火事で焼失したために、1年間、高校の校舎として利用し、このときに信州大学が解体をするということが決まっていたのですが、助かったということでもあります。そして、昭和52年に松本市が購入をし、公民館機能、あがたの森文化会館として活用していたということでもあります。

これは修理においても当時のエピソードがございまして、ペンキの塗り替え修理等

を行うわけであります。そのときに当時の市長が建築当時のペンキを使えと、こういう指示をした。そのために、ペンキ成分を分析し、同じものをつくらせた。最終的にはすべての塗装を剥離し、建築当初のワニスで仕上げたというものが現在のものではありますが、当時の工法で、材料で、忠実に修理をする。このような文化財に対するトップの姿勢というのが大事であります。歴史的に評価されるというわけであります。この件に関して、村長の所感はいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに、当時の技術で、当時のものを修理する。それは非常に大変重要なことでありますし、また、清水寺が本当に県の県宝になるなんていうことになれば、こんなうれしいことはございませんけれども、過去、そういうような申請をしたり、努力をしてくださった先人の方もおられるようでございますけれども、今の保存会の皆さんの意向を聞きながら残していくということだけは継承して、いい方法を考えていくことというのが必要だと思います。確かに、その技術があって、技術を残すということは、技術自体の伝承にもつながるものですからね。非常にいいことだと思いますけれども。いろいろな面で検討素材だと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 確かにそのように受け取っていただけて、ありがたいと思います。文化財に対する姿勢というのは、やはり大変大事なことだと思います。清水寺の創建から300年。創建当時の姿というのをぜひとも後世に残していくべきではないかと、私自身は考えております。そして、歴史資料に基づき、忠実に再建するということが歴史上、芸術上、学術上の価値の高いものになります。

近場で紹介しますと、松本城の太鼓門。あれは平成11年に復元されたものであります。3年かけて復元されました。樹齢400年のヒノキ、140年の松材を使用しております。これは礎石に柱を、礎石の形に合わせて削って、そういった工法も記録に基づいたものであります。当時の教育委員会の担当者は言いました。「この建物は、将来、100年後には、国の重要文化財、そして国宝に指定されるということを想定してつくったものだ」と。平成11年の建築物が、やはり重文や国宝に指定されるという前提でつくられたということ。この重い言葉は私は忘れることができません。

やはり私は、清水寺、県宝に指定することを想定したが諦めたということをおっしゃっていますが、しかしながら、300年の歴史を持った清水寺であります。解体修理を行い、もし復元した姿というのは、歴史に耐え、また後世に引き継ぐ価値ある文化財に

なろうかと思えます。将来、重要文化財や県宝への指定をもう一回想定するような計画の取り組みをできればしたいと思っております。

また、清水寺に関しては、思いを寄せる県外者も大変多いと思えます。これも夢を語るということになりますと、本格的な解体修理であるならば、ふるさと納税で十分金が集まるのではないかと、そのようにも思えます。また、開村150周年の節目に、清水寺の解体修理が完成をし、その姿を村民に披露できる。せめて円通門だけでもそういうことができないものではないでしょうか。村民にとって夢とロマンにあふれた、希望ある事業になろうかと私は思います。また、京都の清水さんも喜んでくれると思えますよ。これは村民の理解が必要でありますけれども、これに関しては村長の所感を伺って質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変いい意見をありがとうございました。確かに、山形村の清水寺は、京都の清水寺との姻戚関係という一番強みを持っております。日本に100近くあるお寺の清水寺（せいすいじ）さんを含めて、清水寺では清水寺サミット（せいすいじサミット）というのを行っているようでございますけれども、清水寺と言って同じ千手観音を持っているお寺は数少ないわけでございますけれども、そしてさらに大西良慶さんの奥さんであります真澄さんが清水寺から嫁がれたという事実は、今、息子さんであります真興さんやお孫さんであります英玄さんにはお母さんのふるさとでありますので、山形村がふるさとということになるわけでございます。そういう強みというものはこれからも残していかなければいけないことだと思っております。

確かに、先ほど言われるような形で江戸時代の技術が、本当に300年の歴史が復元されて残るということはいずれにしても、いずれにしても、そういったことも含めまして検討はさせていただきますが、現在のあの形まで持って来られました形というものを引き継いで導入するかということの検討だと思いますので、幅広い意見を聞きながら、保存会の皆さんたちにそんな思いを伝えたいというふうには思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 先ほどの県宝の件ですが、本堂建物という件では検討したことがありません。本尊と前出し本尊ということになります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） では、この問題はよろしいですか。次の問題ですね。

増澤議員、それでは質問事項3「清水高原簡易水道事業について」を質問してください。

増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それでは、質問の3つ目であります。「清水高原簡易水道事業について」であります。

本事業は、昭和46年に認可を受け、別荘地とスカイランドきよみず等に給水している。本年1月、清水寺への給水が林道堂ヶ入線の途中で破断。冬季間でもあり、工事終了まで2カ月の間、断水となりました。建設から四十数年を経過しており、施設の老朽化について何らかの対策が必要ではないか。さらに、法改正により、企業会計である水道事業との統合が計画されていることも含め、お聞きする、ということで質問をいたします。

質問1、簡易水道と水道事業の統合について、事務の進捗状況はどうか。

2番目、企業会計にするにあたり、貸借対照表を作成するが、進捗状況はどうか。

質問3、40年以上経過した施設の現状をどのように考えるか。また、喫緊に改修を要する箇所はあるか。

4番目。将来、施設の改修にあたり、財源の見通しはどうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、清水高原簡易水道事業についてお答えします。

1番目であります。簡易水道と水道事業の統合についての事務の進捗状況はどうかの質問についてです。平成21年度に計画を厚生労働省に提出し、今後の統合に向け、資産台帳の整備を25、26年度に行い、今年度は地図情報に管路網図を落とし込む作業を行う予定です。

2番目であります。簡易水道分の貸借対照表の作成につきましては、今後の統合に向けて対応を考えていくところであります。

3番目でございます。議員ご指摘のとおり、設置後40年以上を経過した施設の中で、機械類については大きな事故を未然に防ぐべくメンテナンスを行っておりますが、

管路につきましては、昨年末に発生した排水管の破管事故等の発生が考えられます。清水高原簡易水道の水源につきましては、二ツ俣沢から取水し、導水管約1,100mを経て浄水場に自然圧で送水しております。この導水管の水圧が年々落ちてきており、昨年は導水管の漏水も発見されています。この導水管の敷設替えを、耐震性を考慮した管種で行いたいことを考えております。

4番目であります。施設の改修につきましては、多額の費用がかかりますが、村といたしましては施設の更新も含め、計画的な事業執行に心がけたいと考えており、辺地債等の有利な起債を利用しての事業執行を考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それぞれ答弁いただきましたが、質問1と2、これ、水道事業との統合で関係することですので1本にしてもよかったですけれども、貸借対照表の作成につきましては、これはまだ試算もしていないということでありましょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 今現在、まだ試算をしていない状況でございます。

25、26年度で行った資産台帳の振り分けの作業がまだ残っておりますので、今現在、ちょっとまだ手をつけていない状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 統合するにあたって、遅いかなというふうに思います。資産額だとか、資産総額はわかると思いますが、剰余金等あるかと思います。これも統合にあたっては早く試算をして、開始貸借対照表、水道と一体の予定開始借対照表を早くつくることが経営の見通しにとっても早めの見通しになると思いますので、これは統合するのでしたら早めにつくっていただきたいというふうに思います。これにつきましては、1と2の質問につきましては、これで終わります。

それから、質問の3番目。施設の現状であります。機械のメンテ等々を行っているわけですが、特に村長がおっしゃられたように導水管の圧力が不足しているということを今、お聞きしました。導水管が1,000mちょっとあると思いますけれども、これの原因というのはおわかりでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町建設水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 昭和46年に認可を受けて導水管の工事もやったわけですが、そのときの管種は恐らく鉄管であったと思います。鉄管であったもの

ですから、その鉄管が腐食による漏水が考えられます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 経年劣化、四十数年ということでもありますので、鉄管でしたらそれもやむを得ないところもあります。そこで、喫緊に改修を要するかどうかという判断なのですが、導水管1, 132mと、今、私、データを持っていますけれども、これの交換等につきましては、具体的な計画があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） こちらにつきましては、距離が長いものですから。

1, 132m。議員ご指摘の距離ですので、1年では対応できない距離かなと思っております。ですので、2年ぐらいの計画で改修をしていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 水が来ないことには、きれいにする水も何もないわけですので、これにつきましては必要と判断すれば更新をしていくことが肝要かと思えます。つきましては、鉄管というような腐食を招くようなものではなくて、例えば今でしたら、何でしょうか、ポリエチレン管でしょうか。そういった材料で敷設替えができるものでしょうか。今の技術ですので、いろいろな材料があると思いますが、そういった研究はされているわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 議員ご指摘のとおり、今の腐食に強いポリ管ですか、そちらの方で検討するような形を考えております。このポリ管につきましては、議員もご承知だと思いますけれども、耐震性もかなり優れておりますので、去年11月にありました神城断層地震の際でもポリ管のところは変形はあったのですが、漏水等は発見されなかったというようなことを聞いておりますので、できればこのポリ管で敷設替えができたならというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ポリエチレン管、白馬の方はポリエチレン管をずっと、言ってみれば簡易水道なんかは転がし配管でやっているようなところもありまして、よく使っているところは現場をよく私も知っております。やはりそういった将来にわたって耐えるような施設の改修をお願いしたいと思います。

そのほかにちょっと気になるのは、浄水施設についてであります。浄水施設も四十

数年経っておりますが、その点は大丈夫でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 今現在、清水高原簡易水道の浄化方法につきましては、急速ろ過で行っておりますけれども、こちらの方も施設の改修ということで、今後、考えていくといたしましては、マクロ化、クリプトスポリジウム対策のろ過装置の導入やなんかを考えていかなければならないかなというふうに考えてございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 聞き慣れない言葉だと思いますが、マクロ化という方式があるようであります。浸透膜によって水を浄化するというものであります。クリプトスポリジウムという、病原虫ですか、そういうものに対しても強いということであるようですので、検討はしていただいて、なるだけ、でも施設につきましては延命措置をしながらお金のかからない方法を選びながらも、将来についてはそういったもの、有効なものにしていただきたいと思います。

それでは、質問の4番目に移りたいと思いますが、施設の改修にあたって財源の見通しということをお伺いしました。辺地債等、村長の方から答えをいただいたのですが、これは今後、企業会計と統合しますが、企業会計になったときに辺地債がこちらで使えるかどうか。その点はいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 水道に統合されましても、簡易水道のある箇所が辺地債の対象の地区ですので、こちらは可能です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。財源的には自己財源と、それから補助だとか辺地債、国の債権等を利用するということになるかと思えます。やはり、水道事業という、統合するということに対して、例えば、では、メリット、デメリットとを比較するといかがでしょうか。例えば水道事業ということでもって、簡易水道を統合すると、水道料金なんかはどうなりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 統合された場合は2つの料金体系はだめだということになっておりますので、こちらは水道の料金と合わせるような形になると思えますけれども、ただ、そうなった場合、今の企業会計の水道に及ぼす影響、こちらの方も考えていかなければいけないかなというふうに考えています。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 料金体系が一緒になるということは、簡易水道の料金の方が大分高い料金を取っております。したがって、そこで不足する分につきましては、下の水道事業、通常の村内の水道事業の方から赤字を補てんするということになるということ。その理解でよろしいわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） そのとおりです。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 簡易水道の赤字分は水道事業からという、原則がそういうことになろうと一緒にの体系ですからそうなるわけであります。

27年度の簡易水道の予算を言います。料金収入は537万円。これは現在の料金体系ですので、これが下がるということになりますと、減収になると。それに対して、支出合計が1,480万円。赤字等を含めて、一般会計からの繰入金が884万円という予算、これが27年度の予算でありますので、正確なものかどうかはちょっとわかりませんが、とにかく繰入金というものが原則なくなると。一般会計から企業会計には繰入するということが原則できなくなる。よって、この簡易水道の赤字分につきましては、一般の水道事業の会計でもって補てんするということになります。

そこで、今、簡易水道の会計は公料金対策の基準内繰入を行っているわけですが、これもなくなるということでもよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 簗町水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） こちらの方、なくなってしまうので、統合の時期も含めて、もう一度、検討をせざるを得ないのかなというふうに、今、考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。どうも統合するメリットの方が少ないような気が私はいたします。要するに、簡易水道、これは村がやらなければいけない事業なのですが、これは村が、最終的な赤字は村の一般会計から責任を持って赤字補てんをし、施設の管理をしているのですが、今度、水道事業と一緒になりますと、企業会計であります。独立採算をしなければいけないというものになりますので、その範囲では、言ってみれば水道を使っている事業者の方の負担が増えていくという、そういったことになっていくわけでありまして。税金で穴を埋めるか、水道料金で穴を埋めるかとい

う違いはあるわけでありましたが、どうでしょうか、統合するメリットを考えていただきまして、ないならないで統合しないというのも一つの手かなというふうに考えております。

統合というのが前提でもって進んでおりますけれども、やはりもう一度考えるべきではないかというふうに思いますが、この点につきましても慎重な対応をしていただいた方がいいのではないかというふうに私は思っております。この点に関しては、村長の所感を伺いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほど簗町課長が申し上げましたけれども、統合についての時期は今後検討するというようになっておりまして、メリット、デメリットをよく考えまして、住民にメリットがない事業は少しでも遅らせるような形にしていきたいと、それが筋だと思っていますので、そういうふうにお答えいたします。検討します。

○議長（平沢恒雄君） 増澤議員。

○7番（増澤武志君） 要は、水道事業で赤字を補てんするということになりまして。やはり村民の理解がどうしても必要だろうと思います。その点、やはり慎重に行っていただきたいと思います。

以上、私の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位9番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「唐沢地区畑地かんがい施設について」を質問してください。

小林武司議員。

（5番 小林武司君 登壇）

○5番（小林武司君） 議席ナンバー5番、小林武司でございます。

「唐沢地区畑地かんがい施設について」質問させていただきます。

村の畑地かんがい、スプリンクラー関係ですけれども、大池原、東原、唐沢、竹田原の4地区に区分けされて、合計で311haの領域面積となっているわけでありまして、平成15年から21年に大池原、東原、竹田原の3地区は県営事業によ

り施設の更新はされたわけです。一部、不可避地区ということで、未更新のところもあります。しかし、当時、諸事情で同時更新ができなかった唐沢地区は、昭和45年に竣工した後、そのまま旧態のまままで今日に至っているわけでございます。

そういうことで、唐沢地区42町歩は昭和45年に竣工した最初の施設、大池原とか竹田原、東原よりも1年早いわけでございます。そういった中で、45年ほど経過しており、老朽化が著しく進んでおまして、破管、また給水栓、制水栓の金属腐食による事故、またポンプ室の電気系統の故障とか、ポンプそのものの破損など、そのほかにも様々な事故が発生しています。また、送水の主管路、太い管ですけれども、には石綿管、問題のアスベストが使用されていて、地震などにも弱いというえ、今も何か所か漏水もあるようです。そういったことで、右岸土地改良区でも昨年、25年度の予算だったそうですけれども、昨年平成26年に調査を実施しているそうです。

そういった状況から、更新整備を前提とした検討を進めるべきとの声が役員、畑かんの役員初め、受益者一部からも聞かれます。また、意見の中に、合わせて今、洗馬とか遅がけに更新した地区は自然圧方式を、故障も少ないということで採用されているのが多いわけですけれども、その自然圧方式を望む声も聞かれているわけです。

そこで、質問ですけれども、一つとして、本来ならば村の考え方より最初に畑かんの受益者とかそちらが村に要請するのが縦筋かと、筋道かと思えますけれども、一応、村の考え方、方針をお聞きしたいと思います。

それから、改良区から調査した後からの、どうすればいいかというような提案はありましたか。

三番目に、更新する事業となれば、当然、国、県、村、受益者、負担しても非常に大きな事業になり、また、その費用も莫大なものとなると思います。そういった中で、補助事業でやらなければならない。そういった中で、更新したい場合のいろいろな制約とか問題点があると思います。そういった点をわかっている範囲でお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは小林武司議員の質問にお答えします。

唐沢地区畑地かんがい施設についてであります。

まず1番目の「村の考え方、方針は」であります。唐沢地区の畑地かんがい施設は、小林議員が言われるように、村でスプリンクラーが最初に設置された地区であります。老朽化が進んでおり、本管も石綿管が使用されています。平成21年度から平成24年度にかけて、散水栓や制水弁、加圧ポンプの取り換えなど、補助事業により一部施設整備をしています。平成19年度から現在までの唐沢地区の修理費については、大きな事故もなく、また、件数も横ばいで増加していない状況であります。本管の経過年数を考えると、いつ大きな事故が発生してもおかしくない状況であります。このことから早期に更新が必要だと思われ。前回の更新では、唐沢地区で同意がまとまらなかったわけですが、村としては更新に理解が得られるよう、現時点、更新の主体となる山形村畑地かんがい組合と協力して、アンケート調査や更新に向けての説明会開催など、地元受益者に積極的に活動していきたいと考えております。

2つ目の質問であります。中信平右岸土地改良区につきましても、地元唐沢地区での更新への理解が必要であり、同意がまとまるように村と同様に協力していきたい考えであります。

3つ目のご質問でありますけれども、更新事業としては、県営畑地帯総合土地改良事業で補助率は国、県合わせ75%を想定しております。補助率が高くなるほど更新面積や申請時の同意率など、いろいろな要件が出てきます。申請する補助事業によって、実施要件は様々であります。最終的に補助率によって受益者の負担額が変わってきますが、唐沢地区に合ったより有利な補助事業を取り入れていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員。

○5番（小林武司君） 村としても前向きに進めていただけるということで、一応、受益者の同意を得たり説明するにも、どうしてもある程度計画内容を示さないと、ただやりたいからということで同意を得ようということも難しいかと思っております。そういうことで、6月の補正予算に一応、現状を村としても調査するということが59万4,000円ほど調査委託料ということで盛っていただき、内分に進んでいることをありがたく思っております。

その調査の結果によって、また計画内容ももしかすれば変更ということもあり得るかと思っておりますけれども、一応、その調査の結果が出る時期は大体、目安としてはどの

くらいにしておりますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今回、補正でお願いした事業の関係ですけれども、中信平右岸土地改良区で、昨年度、農業水利施設保全合理化事業ということで唐沢地区の更新につきまして、調査を実施した事業であります。

この事業内容ですけれども、事業費として約7億7,000万円という費用がかかるというようなことで説明がありました。その事業の中で、ある程度、配管図というものの調査がされています。今回の補正でお願いした委託料の関係ですけれども、この配管図を地形図に今、落とされているものですから、地籍図、公図の小さいものに落とし換えて、散水栓の状況とか、どのくらい所有者というか受益者が使用したかというような調査を今後していきたいというふうに考えています。

それから逆算すると、今回の補正が通った段階で、地籍図を作成した上で現地なり、またそれぞれの受益者にアンケート用紙を配布ということになるものですから、早くても9月ごろ、受益者の方に調査票が配布できればというふうに考えておりますけれども、その調査の内容によっては9月以降にずれ込むという可能性もあるかと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員。

○5番（小林武司君） 調査の方もすっかりやっておかないと、あと、面積とかどうしても不可避地区が多くなったりして、同意が得られないとか、またそうやって同意書をもっていくにも支障があるということで、十分に説明、また納得理解してもらえようような調査結果と計画をぜひ進めていただき、特別急ぐこともないと思います。工事そのものも、もしやるとすれば大池原、竹田原、東原よりも非常にできも多いし、またほかの水道管とか下水管も混ざっていたり、また、最初の布設したときの管の場所なども非常に畑の真ん中を通っていたり、またちょっと不明なところもあるというようなことで、いろいろと問題も出てくるかと思えます。入念に調べていただきたいと思えます。

それから、本管のアスベスト管というか、ならば撤去したいわけですがけれども、撤去するとなれば、そのままいけておいてもいいそうですけれども、撤去するとなればまた経費が大分、アスベストということで特別かかると聞いていますが、場所によっては撤去しなければいけないところもあると思えますけれども、そこら辺をどうする

か、またそんなことも改良区、また組合の人たちともいろいろ協議しなければいけないことですが、方針とすれば、村としてはどっちがいいか、今わかればお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 事業の選択にあたっては、後々、一番有利な方法の事業でという部分でありますけれども、まずは地元の同意が必要であります。現在の畑かん組合が主体となっておりますので、村としても右岸土地改良区としても、お手伝いをする中で地元の同意を得た中で、今後どのような事業を選定していくかという形にはなるかと思っておりますので、特に説明等についてはしっかり地元と話をしていかなければなりませんので、ある程度時間をかけた中で対応はしていくように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員。

○5番（小林武司君） 一番問題が、前回答申ができなかったというか、しなかったというか、同意があまり得られなかったというのが一番の主原因。場所的に環境も非常に変わっている。特に当時から、四ツ谷緑は住宅団地が大分できて、非常に不可避地区、要するにスプリンクラーを更新したくない、しない宅地建物などでできな、したくない、そういった方が多かったということ。

ただ、現実的には、パーセントを上げるにはどうしても100%に近い同意率を上げなければ事業採択に至らないというような条件もあります。また、事業によっては、対象面積が何町歩以上でなければならない。いろいろあるわけですが、村の方針、また地元、畑かん組合が同じ気持ちで、とにかく更新するということを前向きで話をしていきたいと思っておりますし、村でもそういうことで後押し、先頭に立って音頭を取っていただきたいと思っております。

とにかく、今年の5月というか6月、非常にもう満杯に水を使って、その効果というものははかり知れないわけでありまして。今、スプリンクラーの水がなかったり、大事なところに故障したりすれば、村の大事な農業生産、また農業による田園の緑というようなものも非常に危ぶまれる。そういったことで、住民始め、多少無理をしても同意をぜひしていただくように。地位の熱意は大切ですが、関係者、役員始め、地域の方、また、もしかしたらいろいろな区長さんとかそういった方もどうしても実行委員には上げていかなければならないと思っております。ぜひそういった中で、理解と協力をいただいて、今の状況に甘えることなく、遠い先まで、少なくとも50年ぐらい

先まで安心して水が使えるいい施設にしていきたい。それに加えて、もし……。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員に申し上げます。質問要旨を簡潔にお願いいたします。

○5番（小林武司君） なかなか言葉がうまくいなくて申しわけないですけども。

もし、改良区の方から自然圧方式が可能かどうかの話があったらばどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、土地改良区が事業主体となりまして、更新についての事業を平成26年度に実施しております。

その中で、一応、加圧から自然圧にというような内容で更新するとしたらどれぐらいの費用がかかるかということで、先ほど7億7,000万円というように申し上げました。改良区の方ではのちのちの維持管理等かからないようにということで、自然圧方式というようなことで考えてはいるようです。

ただ、それにはそれなりの、応分の費用が出てきますので、その辺も今後、同意を得た中では考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員。

○5番（小林武司君） 質問の内容、まだ途中という、始まったばかりということで、先々まだはっきりどうなるということがわかっているわけではございませんけれども、一応、本日の質問は以上で終わりますけれども、関係者の理解と協力のもとに、目標に向けてうまく推進できるように願って、この質問を終了させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ここで休憩します。4時45分まで休憩といたします。休憩。

（午後 4時35分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じまして、議会を開催します。

（午後 4時44分）

○議長（平沢恒雄君） ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位10番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「空き家対策の特別措置法について」を質問してください。

竹野入恒夫員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） 番号10番、竹野入恒夫です。

安保関連法制の審議が大きな注目を集めて国会で、18歳選挙権が実現しようとしています。6月4日の衆議院本会議で、全会一致で可決し、この国会で6月17日にも成立する見通しとされています。参政権の拡大という意味では70年ぶりの大改革です。参院の審議を経て、今月半ばにも成立して、来年の夏の参議院から適用され、18、19歳の約240万人が有権者となる見通しです。世界の趨勢を見れば、圧倒的に多くの国が18歳までの選挙権を認めています。国立国会図書館によれば、18歳までに選挙権を認めている国は191カ国中176カ国、92%にも上ります。長い留保の時代が終わって、世界各国の水準に近づいたと言えます。

先の統一選挙では、最低の投票率になりました。そして、6月6日に行われたAKBの総選挙の総得票数は328万7,736票でした。選挙もやり方によっては得票率や投票率が上がる要素があるということです。選挙管理委員会のアイデアに期待したいと思います。

それでは一般質問に移ります。私は今回、大きな項目で2つの質問をさせていただきます。その1は空き家対策の特別措置法について。

全国的に空き家の増加が問題になっている中で、市町村が倒壊の恐れがある空き家を強制的に撤去できることを盛り込んだ特別措置法が5月26日、全面施行されました。空き家は地方の人口減少や建物の老朽化など、様々な問題を背景にして、おととし10月の時点では全国でおよそ820万戸に増え、防災面、防犯面、それに景観などへの悪影響が問題になっています。全面施行された空き家対策の特別措置法には市町村が固定資産税の情報を利用して、空き家の所有者を迅速に把握できるようにすることや、所有者がわからない場合でも問題が生じる恐れがある空き家に立ち入り、危険性などを調査できることが盛り込まれております。特に老朽化が進み、倒壊などの

恐れがある空き家を市町村が特定空き家と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告や命令ができるよう、命令に従わない場合や所有者の不明な場合には、強制的に撤去できるようになります。

一方、各市町村が特定空き家の判断を行うためには、一定の基準が必要になることから、国土交通省は5月26日、市町村に向けた国の指針を発表いたしました。それによりますと、特定空き家とみなす基準として、建物が傾いたり、屋根や外壁が落ちたりする恐れがあることや、ごみの放置による衛生上有害となる恐れがあることが挙げられております。また、多数の窓ガラスが割れたままになっている場合や、庭の木の枝が道路にはみ出し、歩行者の通行を妨げたりする場合等も判断の対象となっております。こうしたケースについて国土交通省は地域や住民などに対する影響や危険性を考慮した上で、勧告や命令などを行うべきだとしております。

そこで質問いたします。1、空き家対策法の特別措置法が全面施行されました。村としてどのように対処するのか教えてください。

以上で1回目の質問をさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野入恒夫議員の質問にお答えいたします。

空き家対策の特別措置法が全面施行された。村としてどのように対処するかでございます。

空き家対策の特別措置法が全面施行となり、国からガイドラインが示されたところでもあります。これまでも何度か、また幾人かの議員さんから空き家問題について、これまでも質問を受けた経過があります。防犯、防災上の危険な空き家や、所有者の不明な建物の処分の対策として、特別措置法では強制撤去も可能とした点が法律施行の大きなポイントと考えております。

これまでも答弁してまいりましたが、山形村における空き家はおおむね所有者がはっきりしており、長期にわたって放置されている物件につきましては、それほど件数が多くなく、常に指導や勧告ができる状態のものととらえております。当面は法に基づいた条例制定などをすぐに行うことは考えておりませんが、所有者との連絡を密にして、空き家の処分が必要な場合には相談に乗るなど、よりよい方法を一緒に考えていきたいと考えております。

これまで問題にされていましたが小坂地区中原地籍の廃屋につきましても、所有者との何度かの協議により、5月に解体処分に至りました。空き家も個人の所有財産で、常に管理責任があることを自覚してもらい、必要な指導を行っていくことで当面は様子を見たいと考えております。

1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今まで多くの議員が空き家対策に対していろいろ質問した結果、小坂地区で、今、村長が言ったように解体ができたということは非常にいいことだと思うのですが、増加する空き家に対して、多くの市町村は条例を制定して、行政執行を行って撤去などを行う取り組みが進んできているわけですが、これまで個人情報保護の観点から空き家の所有者の把握が難しく、国に法整備を求める声が上がっていました。今回の法律によって市町村が所有者の把握を始め、必要な対応を取りやすくなるのが期待されるわけですが、今現在、山形村の空き家はどのように把握しているのか、戸数は何戸あるのか。それと、これはランク別にはどのように区分しているのか。空き家の数のランクはどのようにしているのか、その辺をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） これまでも何回か答弁している中で、山形村にある空き家は五十数戸というふうに把握しております。特に村で立ち入り調査までした経過がございませんので、ランクがどうだこうだということまでの把握までは至っていません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） この空き家対策推進に関する特別措置法の概要は、昨年26年11月27日に出て、交付されているわけですが、それによると、市町村による空き家対策の計画の策定、空き家の所在地や所有者の調査、固定資産税の情報の内部利用等、データベースの整備等、適切な管理の促進、有効活用など、もうこれできてなければいけないと思うんだよね。この時点で。どうしてこんなに山形は気楽な気持ちでいるのか、教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） この法律によりますと、改善計画につきましても一応努力義務という形になっております。完全実施でなければならないということではござい

ません。そんな中で、やはり個人の責任において管理をしてもらうという第一義、道義的な責任は個人にあるという形で、そこについてはこちらの方からお話をさせてもらって、よりよい方向で対応してくださいという形でお願いをしている状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） あれですかね。空き家に対する数が五十数件というような話なのですが、こういう空き家の調査、所有者の調査、これはやる気がないというわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） やる気がないというか、現在、特に問題になるものについては、個々に対応しているという形の中で、今、対応しております。こちらから積極的に空き家に対して中まで立ち入ってどうこうという形では対応しておりません。先ほどもちょっと申し上げましたが、基本的には村の中に、誰のものであるという形まで把握はできておりますので、積極的なかかわりは今は持っていないという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり、これは放置しておく、行政で指導していくのが難しくなるので、条例的なものをつくっていかねばいけないと思うし、しかし、行政が撤去や修繕を命令できる特定空き家は地域の影響や危険性が特に大きいとされるものに限っているわけですし、また個人の資産である建物、特定空き家とみなすには個別のケースごとに判断が必要になりますが、この辺はどんなふう考えているのか、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 今の判断につきましては、先ほど出ましたように5月26日付で国交省の方から判断基準を示されたという段階でございます。その日付で、マスコミの方でも新聞に出ましたけれども、長野県内でも77市町村のうち14の市町村で、今の条例があるという中で、その辺の条例も見直しをかけなければいけないという。やはり法があつての、その下の条例という形でございますので、村としましてはもうしばらく様子見の中で対応を考えていきたいという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） それではあれですね。まだまだ先のことということで、村

が強制撤去に踏み切るといような場合には財政負担が発生するとか、そうした対応まではまだ考えていないということでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほど村長も答弁の中で申し上げましたけれども、前々から問題になっていた1棟の件につきましても、村の方で3回、4回と所有者の方と交渉に行きまして話をさせてもらって、今回解体まで行き着いたという経過がございますので、そんな努力の中で進めていっても当面はいいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 国土交通省は、空き家の増加を抑えるためにはまず今の空き家の活用を進めていく必要があるとしております。村では3月の定例会において、籠田議員の質問で空き家バンクはつくらないと答弁しています。空き家の活用を進めていくほかの施策はどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 空き家バンクの件につきましては、県の方で空き家バンクの取りまとめの制度が今始まっております。来週ですかね、県の方でその説明会があるということで、とりあえず村としても職員はその会議には、ちょっと説明を聞いてきてくれという形で、今、指示をしてあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 市町村の間では、長野県佐久市や大分県竹田市などのように、空き家の再生を図るために空き家の情報を集めて希望者に提供するところや、移り住んでもらう場合には改善費用を補助するところも出ています。その上で、中古住宅市場やリフォーム市場を活性化させて長く住むことのできる住宅を増やすことなど、空き家のニーズを増やすために中長期的な取り組みが必要になってくると考えておりますが、この辺は村は全然考えていないのか、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 3月のときもちょっとお答えしたかと思うのですが、所有者の方から村の方に何とかしてくれみたいな相談は直接は今は寄せられてきていないというのがまずあります。そのほかに、最近、村の中にも不動産屋さんが大分増えて

きておまして、その中で民による立場での仲介もされているというようなことを聞いておりますので、しばらくはその辺も含めて様子を見ていきたいということで、直接官としてすぐ強制撤去するとか、そういうところまでの話までは今予定しておりません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 何年もの間、放置してきた空き家は、空き家対策特別措置法の施行された今、このままでは固定資産税が6倍になってしまうような話を聞いているのですが、それは本当でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 固定資産税が6倍というのは、いわゆる住宅用地の特例という形の中で、確か200㎡までだったかと思うのですが、そこに居住用の資産があった場合に、評価額を6分の1にするという形の中で、それが適用されなければ固定資産税が6倍になるよという話でございます。ですから、極端なことを言いますと、居住用の家屋という判定が、ある程度古くなって使えなくなれば、当然、本来だったらその時点で6倍の特例はなくても不思議ではないという形になるかと思えます。

そうやって考えていきますと、単純に廃屋があるから6倍になるということは、ちょっとこれもまた税務サイドの話になりますけれども、ちょっとその辺の検討も加えなければいけないのではないかというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） それはあれですかね。水道が止まって、電気もなくて、何年経過ということも関係するわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） ちょっとその辺の細かいところまでは今把握をしておりますが、こちらで、さっき言ったように、本当にもう何年も空き家になっているところまでの把握がなかなかできていない。

比較的、山形の中の空き家は先ほど言いましたように、例えばお盆だとか、何年かに一遍は帰ってきて管理がされている。または、本人でなくても管理人になるべき人を置いているというようなことであるかと思っておりますので、ちょっとそこについては今のままで様子を見たいという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 最後ですが、やはりしっかりと、空き家を把握していると

いうことですが、しっかりとしたデータを持って、やはり私たち村会議員にもわかるような状態にしてもらいたいと思いますので、ぜひその方向で資料を作成できないか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 調査をするという話になれば、この狭い村の中ですので、そんなに日数とかそういうのはかからないかと思うのですが、調査をする意図が、その辺の、所有者への連絡とかその辺がうまく取れるかどうかとか、一番はそこかと思えます。その辺について、対応については考えていきたいといえますか、周辺にも何軒かそういう空き家っぽいところもあったりするものですから、その辺がどんな思いでいるかというようなところも聞きながら、これから先を考えていきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 全国的にこういう流れになってきているので、ぜひ、山形だけやらないということではなくて、やはり細かいところまでしっかり調べて、データ的に出していきたいと思います。これは要望です。

以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、竹野入恒雄議員、次に質問事項2「石捨て場・砂利置場の設置を」について質問してください。

竹野入恒夫君。

○10番（竹野入恒夫君） その2は「石捨て場・砂利置場の設置を」。

1、唐沢地区、四ツ谷地区、原村地区などの畑は、石の出る場所が多いので、石の捨て場に困っております。畑のくろや道に積んでおく畑がたくさんあります。また、道路のくぼみや里山の入り口に捨ててある状況が目立ちます。そこで、石捨て場の確保ができないものでしょうか。

2、田んぼの道路で、村で管理できていない道路のくぼみを住民で管理して、畑から出た小さな石などを入れて平らにしておりますが、なかなか小さな石がなくて大きな石も入れてあるために、でこぼこになっているところもあります。このような道路の管理をするためにも、砂利置場が設置できないものでしょうか。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは、2番目の「石捨て場・砂利置場の設置」について、お答えします。

1番目の質問でございますけれども、石捨て場の確保につきましては、村としては特に今、考えておりません。石の処分方法といたしましては、村内の建設会社の再生プラントで、有料であります。引き取ってくれるところもあるとお聞きしております。

また、2番目の質問でございますけれども、地区の住民の皆様が村でカバーしきれないような道路については、道路管理をしていただけるとのことで、大変ありがたいと思っています。村のカバーを地域の一つがやっていただけるということでございます。また、大きな石を入れてあり、路面がでこぼこしている箇所があるとのことですが、地区の土木委員さんと相談しながら担当課へ連絡いただければ、道路維持補修の中で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今言ったように、有料ということになると、なかなかやはり、みんな持って行かないんだよね。くろに置いていただけならいいのだけれども、本当に里山のところへ行ってみればいっぱい捨ててあるんだよね。そんなのに対して、じゃあ、村でもって捨てたものに対してどのような処理をしてくれるのか、その辺をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 旗町水道課長。

○建設水道課長（旗町通憲君） 今現在、道路のくぼみやなんか捨ててあるのは、こちらの方でも確認してあるのですけれども、山の入り口等に捨ててある状況ということですが、申しわけありません、ちょっと把握できておりません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 唐沢ダムの下にはかなりありますし、うちの裏山に行けばほとんどのところに捨ててあります。だから、そういうものを最終的に村で撤去してくれるということに解釈してよろしいわけでしょうかね。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、竹野入議員のお話でありますけれども、一応、石の保管場所というようなことの指定が村ではつくってありませんけれども、出てきたその内容によって、また対応していかなければならないと思っておりますが、一応、基本的には個人で対応していただくというようなことで、お願いをしておりますが、黙って道に捨て

で行ったと、こういうのについては非常に困ることですので、それは道路管理上、村としての対応も検討していかなければならないということもありますので、実情を見ながらまた検討させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 置き場をつくらないということですので、ぜひそういうものを、捨て場に困って捨てていく人がいるわけですので、ぜひ村としても対処していただきたいと思います。

それと、土木委員による道路への砂利敷きは現在も行われているのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 簔町水道課長。

○建設水道課長（簔町通憲君） ここ2、3年は実施してございません。その代わり、畑の中の風食や何かの土砂揚げとかはやってもらった経過がございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） どうしてやめてしまったのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 簔町水道課長。

○建設水道課長（簔町通憲君） 地域づくりの中で上がってきたものについて、順次、そちらの件には対応していきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 地域づくりで上がらないと道路の改修はできない。今までみたいに土木委員が見て、ここは必要だと思って今までやったと思うのですが、地域づくりで上げないと、ちょっといろいろな行政が後退してしまうのですよね。サービスが。その辺はどう考えているのか。

○議長（平沢恒雄君） 簔町水道課長。

○建設水道課長（簔町通憲君） 地域づくりで上がってこなくても、緊急で危ないような場合には、そのつど対応してございますし、基本的には地域づくりが大原則かなというふうに考えてございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 山沿いの道路でもあれですかね。今、みんなこれ、村道になっているわけです。その辺をお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 簔町水道課長。

○建設水道課長（簔町通憲君） 場所によって異なりますので、一概に全部村道とは言

い切れません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） 砂利道と舗装との境で、車によって砂利の持ち出しして、舗装が砂利だらけになっている場所が結構目立つわけですが、管理はこれほどで行うのですか。

○議長（平沢恒雄君） 箕町水道課長。

○建設水道課長（箕町通憲君） 職員の方でパトロールを実施したりしておりまして、目立つようなところは職員の方で対応してございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） じゃあ、村で管理をすると考えていいわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 箕町水道課長。

○建設水道課長（箕町通憲君） 村道ですので、村で管理するということになります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員。

○10番（竹野入恒夫君） わかりました。以上で質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で竹野入議員の質問は終了しました。

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位11番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項1「山形村における男女共同参画の実態について」を質問してください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏 登壇）

○9番（西牧一敏君） 議席番号9番、西牧一敏でございます。

質問に先立ち、一言、ご報告したいと思います。小林かつ代さんが男女共同参画で知事表彰をいただいたということで、大変喜ばしいことだと、このように思います。今回の質問に対して、本当にいい表彰をいただいたと、このように思って、誇りに思い、また改めておめでとうございまして申し上げますと申し上げたいと、このように思います。

それでは質問に入りたいと思います。山形村における男女共同参画の実態について、3つ質問をしたいと思っております。

まず、第1。平成11年6月23日、法律第78号で、男女共同参画社会基本法が制定され、16年が経ちますが、村はどのような女性の活躍分野を考えてきたのか。

2番目。男女共同参画社会基本法第1章の第1条、第3条、第9条を受けて、村内において女性がどのような要職で活躍をしているのか。また、女性の参加が少ないとしたら、なぜ参加しにくい環境なのか、おたずねします。

3つ目。山形村消防団は村長が管理しているが、当村では消防団員の女性参加がないという現実でございます。松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、麻績村等では既に女性消防団員が活躍しています。女性消防団員は初期消火、後方支援、広報活動と、幅広く任務を遂行しており、奈川区では女性消防団員は49名と大勢の女性が区の生命、財産、生活の安全を守っております。全国的には10万人を超す女性団員が活躍しているということで、全国女性消防団員活性化大会を開催している現在、当村においてははまだ女性の団員の入団は聞こえておりません。女性が入団しやすい環境を整えていく考えは村長にあるのか、おたずねいたします。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、西牧一敏議員の質問にお答えします。

山形村における男女共同参画の実態ということでございますが、1番目の質問でございます。それぞれの質問の内容は、この基本法における5つの柱のうちの政策等の立案や、決定における参画、社会における制度、慣行についての内容と思います。

①の村はどのような女性の活躍分野を考えてきたかでございますが、村の男女共同参画計画は、既存の組織や地域社会の中で、女性の意見が取り入れられるような仕組みづくりや意欲の改革をねらいとするもので、職種を新設したり、特定の活躍分野を任せるといったことはしていません。現在の第3次計画では、委員会などで男女の比率を5割とするように目標設定をしています。また、村職員の女性管理職の割合も職務経験等の状況もありますが、さらに向上するように努めていきたいと思っております。現在、課長職では27%の状況になっております。

2番目でございます。女性の参画や要職についての質問ですが、ご存じのとおり、議会議員、農業委員、教育委員、区役員などと女性が大変活躍されております。改めて見ますと、まだまだ女性の比率は少ないので、徐々に多くなると思っております。女

性参画の少ない理由はそれぞれあるかと思いますが、この法律では共同参画とは「自らの意思による参画の機会確保と、ともに責任を担う社会」であります。社会において男女の区別なく参加できる環境をそれぞれの組織などで考えていただくよう、この質問を機会にお願いをするものでございます。

3番目の質問でございます。消防団員の話ですね。女性が入団しやすい環境を整えていく考えは村長になるかという質問であります。現在、山形村消防団は、183名の定員に対しまして180名の男性のみの団員で構成されております。女性消防団員の話はこれまでも議論されてきた経過がありますが、これまでの消防分団長会議におきましても、男性団員でほぼ定員数がカバーされている現状なので、当面、女性団員の加入について据え置くことになっている旨の報告を受けております。

女性の中には消防団員として活躍したい希望を持つ方もいるかと思いますが、もうしばらくの間、女性の入団は様子見としているような状況でございます。女性の入団をお願いする状況になった場合については、当然、入団しやすい環境づくりを進めていく予定であります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 今、村長の答弁を聞かせていただいて、努力はしているということは評価できると思いますが、実は共同参画で知事賞をいただいたということは、多分、この近隣の市町村では山形が一番進んでいるのではないかと、このように思われております。その中に、一言、後ろの方に入っていますけれども、会議に行ってもなかなか女性の意見が通らないというようなこともあったり、男性が多いということで、なかなか女性の参加が難しいというようなことも書いてあります。そういう中からいったときに、どのように女性の意見を引き上げるか、吸い上げるか。これはやはり、今いるこの立場の人たちがよく考えていかなければいけないことだと、このように思いまして、そういうようなことをどのように今後進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） お答えいたします。まず、質問、西牧委員のおっしゃるとおりかと思われ。まず、一番は、女性がなぜこういった政策立案、あるいは地域社会の活動的な組織の中に入れたいか、ということがあります。やはりこれは、長年の男性社会が今まで持っていたところへ、同じ中へ条件も変えずに飛び込むというこ

とはやはり女性の方にとっては抵抗があるかと思います。

そこで、やはり男女共同参画計画におきましても、男女がともにそこに一緒にいられる、それぞれの相互の理解。これを求めて、ぜひやっていただきたいというのが今の男女共同参画の山形村のねらいであります。そこを一つまた、いろいろな場所でご理解、あるいは啓蒙等を含めて、議員活動の中でもお願いしたいと思います。

ただ、地域社会といいましても、今現在、新しい法律、これはまだ国会審議中でありますけれども、既に前回のいわゆる衆議院の解散のときに時間切れになって、法案名をまた変えて、今現在、参議院で審議中で、ここ数日の間に結果が出るかと思えますけれども、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案ということで、現在、審議中であります。

ただ、いずれにしても、これはアベノミクスにおける女性の労働力を含めて、日本経済、ひいては地域経済の発展のために寄与する一つの中身でありますけれども、この中で一番大事なことであります。これはとにかく戦後日本の高度成長時代において、男性が主になっていわゆる経済を支えてきたこの世界、これにつきましては労働時間、労働のエリア、空間ですね。それが、すべてにおいて無制限の状態であります。つまり、どういう形であっても働ける状態。ところが、これを、例えば子育てを含めた、女性の方が全く同じ中へ飛び込むといったことにはまず無理があるかと思えます。したがって、この時点でいわゆる共同参画というものが阻まれます。

これをいかに女性も働きやすくするために、この法律以外、労働条件以外、すべての面、子育ての面、社会保障の面、こういったものまで含めた中で整備をしていかないと、さらにはこの男女の共同参画、簡単に言いますと、男女の比率を均衡に保つようなところまでは進まないかと思えます。これを一度に全部一斉にというわけにはいかないと思えますので、徐々に法律が後追いながらそれぞれ整備されていくものと私は思っておりますけれども、こういった条件を、少しずつ階段を踏みながら、それに合わせて村の行政、あるいは村からも発信するこの共同参画をぜひ合わせて、含めて受け入れる地域の例えば地域社会の組織、こういったところもやはり新しい感覚をもって、それぞれ男性も女性もともに意見が述べられる、そういった会議の場なり、活動の場というものを、切り替えというところちょっと大げさかもしれませんが、持って行っていただきたい。こういうことを合わせまして、今の共同参画計画あるいは国の指針になっておりますので、ぜひこれはみんながこの内容をご理解いただいて、ともに進めていただくような方式をお願いする形でありまして、答弁させていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） よくわかりました。法律だけで男女共同参画をしていくということは大変無理なことをごさいますて、地域、社会、また男性、男のそれぞれ、やはり認識をしながら、女性が活躍できるようにというふうにしていくということは非常に大切なことであるわけをごさいます。それともう一つは、今、先ほどから質問に出ていた少子化というような問題、これについても女性が元気でなかったら非常に困るわけをごさいますて、社会の中で活躍をしながら、ましてや先ほど言われたように家庭の育児においても、それから家庭環境においても女性がまず第一だという、中心だということは現実問題それぞれ男としてはよくわかっていることであります。

そういう中からいったときに、この村の中の意識改革をまずしていかななくてはいけない。全国的に、やはりそれはアベノミクスで男女共同参画の中から新しい方向性をまた見出すということはよくわかります。しかしながら、地域的ないろいろな特色がある。特色を生かしながら、やはりこの山形村の男女共同参画、この特異な山形村の男女共同参画ということをややはり進めていっていただきたいと。それについては何がまず山形村で必要なのか。また、何が山形村でこのように小林さんが活躍できたのか。今一度、それを聞きたいと思いますが、どうぞごさいますしょう。

○議長（平沢恒雄君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 議員の全ての質問の内容にはお答えできるかどうかわかりませんが、最初の少子化の関係です。実はこの少子化問題は、別の面で日本全国一番問題になっております。実は、この少子化と男女共同参画計画、ややもすると相反する計画になります。というのは、これ、一部の意見かとは思いますが、女性が社会で活躍することによって、晩婚化はもとより晩産化が進むではないかと、こういうことを指摘する方もいます。そうすることによって、さらに少子化に拍車がかかる、ということも懸念されます。すべてではごさいますせんけれども。

したがいますて、少子化対策を進める。男女共同参画を進める。この2つをともに進めるということにとっては、いわゆる比較的若いといいますか、働くことのできる女性に対しては雇用主はそれなりの対策を今後立てていかないと、仕事はしていただきたい、出産もしていただきたい、この2つをクリアすることが逆にこれからの仕事になります。そんなことになります。

今、職業としての話でごさいますけれども、これを職業以外のいわゆる家庭なり生

活する地域へ帰った場合、お金とは別の地域社会での活動、これはまた別になりますけれども、これも同じようにやはり男性に当てはめていた例えば会議でも時間枠でも場所でも、こういったものをもう一度見直す必要が改めてあるかと思えます。これは今まで、例えば男性、特にお歳を召された方は今までこれでよかった、こういう会議だという進め方を今一度見直すことも今後は出てまいります。これが意識改革になります。この辺も含めて、逆にこれからは皆さん一緒になって、女性がもしこの会議へ参加していただくにはどうやったらいいだろうというような方向も一瞬考えた中でこれから進めていただくような方法がよろしいのではないかというふうに私は思っています。

そのほか足りない分、あるいは私以外の分村長の方でもしあればお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の男女共同参画ということですがけれども、実態を見ると、役職の中の女性の比率は確かに低いかもしれませんが、地域におきましての女性の活躍は大変なものだと私は思っております。それぞれ山形村の、ただ、若干やはりグループとしては年配の人が増えてしまったということはあるかもしれませんが、農村生活マイスターの皆さんとか、それから食生活改善活動の皆さんとか、女性が中心で動いてくれるチームの皆さんは結構元気な力を持っておりますし、また、マイスターの場合は農村の若い女性の方がマイスターの資格を取って活動を始めたという方もおられますけれども、それ以外のところのスポーツ関係のところの活動をしている、子どもたちを育てているチームの大半は奥さん連中たちが大きな力でまとめてくれているのを見ております。

そういった中で、それぞれのところでの女性の活躍はあるわけでございますけれども、役職になって、さあ頑張ってくれと、こういうような、例えば小林かつ代さんの例は本当に山形村としては素晴らしい一つの大きな女性参画の事実であって、素晴らしいことだと思いますけれども、本当に長い間、頑張っていたいただくと、特殊なケースだというふうに思います。私としては、小林かつ代さんに続く人がどんどん出てきてほしいなと思うわけですが、皆さんと一緒にああいう人を育てていくというか見出ししてくるというか、本当は潜在的に力を持った人がいるかもしれませんが、そういう人たちを参画するということをしていかなければいけないなということを思っております。

私は前回、いつの議会かわかりましたが、こういう答弁をしたことを記憶しており

ますけれども、もともと女性の多い職場にいた人間でありますので、女性の力を利用して業績を上げていくということに対しては大変必要だということは理解しております。したがって、女性がやる気を持ってやる。その環境をつくるということがやはり一番大事だろうと、このように思っています。

したがって、昔の会社では、消防団の話がありましたけれども、村長が団長なのだから女性の団員もどんどん入れればいけないかというようなこと。でも、これはやはり、やって、やりたいという気持ちの意思でないと、そうだからすぐにやってくれ、やりなさいとかそういう形でのところではなかなかうまくいかないものでございます。昔の会社では、女性の団員を募集しましてやってもらいましたけれども、操法大会に出ていくまではいかなかったのですが、室内の消火栓の競技においては活躍できるような、そういった場面で女性の消防団のチームが頑張ったことがあります。だから、興味を持ってやりたいという人たちがいれば、その人の場面をつくってやるというのがこれからのあれじゃないかなと思っていますけれども。

いずれにしても、世の中では、広島ガールですか、広島女子軍団だか、カープ女子だとか、いろいろ、何々女子というのがすごく話題をつくっておりますよね。そういった場面での女性の進出というものは明らかに今の時代は増えてくるというふうに思っておりますので、そういう人たちの力を借りるような環境をつくらなければいけないということで、考えているということで答弁いたします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 本当に前向きな答弁をありがとうございます。先ほど、男女共同参画と子育てということが相反するということを言われたのですけれども、これが非常にブレーキになるというふうに思っています。そういう中で、やはり社会にもっといろいろなところに女性が活躍できるようにつくっていくということが行政の役目ではないかと、このように思います。そういうことを言ったときに、やはり会議に行くと。6時からでは非常に困ると。子育てもあります。そういう中において、やはり託児というようなことも村として考えていただければ。ましてや、先ほどから村長は、この村は若い人が非常に多いと。9,000人、欠けても8,000人だというような話もありがとうございます。しかしながら、この村に来て安心であり、この村に来たら子育てが十分にできる。これも男女共同参画ではないかと。この手助けをするのが行政の役目だと、このように私は思っております。

それと同時に、やはり女性の消防団員ということ。これについては、無理になってもらうということは非常に難しいことだと、このように思います。先ほども言いましたように、村長の方から183名のところ、今、180名だと。すべて男性であると。しかしながら、では、3つの空きがあるから女性に入っていたらいいと言っても、なかなか難しい。

これについては、それぞれの市町村に行って聞いたところによると、ある市町村では本部の中に女性の方が1人、「私、入りたい」ということで、自分から入って、そこから広がってきたと。それから大町の方では、ご夫婦で入った。そのご夫婦で入って、そこから広がってきたという、いろんなチャンスがあるわけでごさいます、アンテナを伸ばしながらいろいろなチャンスを生かしながら、まず女性の隊員を育てていくということをごさいます、この第1問の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。次に、質問事項2「山形村村内の道路の安全対策は」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 「山形村村内の道路の安全対策は」ということで、小学校のところはブロックのペイントを塗って、いいじゃないかというふうに思う方もおられますけれども、まだまだと私には思います。

3つほど質問をしたいとします。1つは、去年は人身事故が23件ございました。うち、死亡事故が1件ありました。物損事故を含めて何件の事故が発生したのか、村にはあったのか。また、事故発生場所における安全対策はどのようにしたのか。山形村村内における道路の危険箇所はどのくらいあるのか。危険箇所における危険喚起はどのようにされているのか、おたずねします。

2番目は、最近、建築現場が数カ所ございます。工事用車両が頻繁に通行している。村内の住宅街に入ると狭い道路が多く、トラックが通行すると、すれ違いや児童の登下校、または幼児等で道路を通行するのに危険を感じる。そのようなときに道路管理者として「住民の安全に気をつけて通行をお願いします」や「生活道路につき通り抜けはご遠慮ください」等の安全喚起の看板の設置等は考えていないのか、おたずねします。

3番目ですけれども、記念碑から消防署までの区間において、平成27年1月より5月現在までに6件の交通事故が起きています。特に、はやし薬局の交差点では、昨

年、3件の交通事故があったということでございます。朝の時間帯には特にスピードを出し過ぎる車両が多く目立ちます。小中学生が横断や通学するために非常に危険な場所でもある。昨年の事故例からいうと、仕事で運転をしていた方が、小学生が横断しようとしていたので停車したら、後方から追突されたという事故があります。このような危険な交差点に信号をつけるというような予定はあるのか、お伺いいたします。

3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願ひます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項「山形村村内の道路の安全対策は」についてお答えをします。

まず、1番目でございます。昨年の村内の事故の発生状況につきましては、警察に確認しましたところ、人身事故を含めて206件の事故がありました。このうち、議員ご指摘のように、人身事故は23件で、そのうち1件は死亡事故であり、物損事故は183件とのことです。

発生場所における安全対策につきましては、以前から注意喚起をした箇所もありますし、発生したすべての箇所に対策を施すことは難しいと思われ、最期はやはりドライバーの安全意識の向上ではないかと考えます。

村内の危険な箇所は幾つあるのかということですが、カーブ、交差点等、数多くあり、把握できませんが、警察によりますと、傾向としては細い道でのすれ違いの際に発生していることが多いとでございます。危険喚起につきましては、各地区から上がってまいります地域づくりの実施計画の中から対応可能な事案から行っています。

続きまして、2番目の質問でございます。建設現場の工事用車両に関する質問につきましては、工事箇所が複数あることや、期限が限られ、箇所も変わるため、道路管理者としての看板設置は現時点では考えておりませんが、建設業者が建設確認の書類を提出する際や、上水道の工事届け、道路使用の届出時点で通行の際に配慮をお願いするなど、考えています。

続きまして、3つ目でありまして、薬局前の交差点に信号機をつける予定はあるかということですが、毎年警察署及び建設事務所に要望書を提出していますが、設置には至っておりません。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 前も村長にお伺いしまして、それぞれのドライバー、それぞれの歩行者、それぞれが安全を確認すれば事故はないと。それは当たり前のことでございますけれども、やはり現実問題、今、村長が言われるとおりに、183件ですか、事故があったと。これ、事実でございます。これが多いか少ないかということは、それぞれの判断ではございますけれども、やはり事故があるということ、その事故ということについては、やはりこの人身事故も死亡ということは非常にせつないことで、悲しいことである。また、怪我をすることでも非常に痛くて、そしてその中から仕事もしなければいけないという苦痛もございます。物損においてもそうでございます。

しかしながら、ないということ。また、してはいけないということ、これに対しての安全喚起はやはりするべきだと、このように思うわけでございます。ましてや、子どもが事故に遭うということは非常にせつないことでございます。子どもというのはこの村においても大切なやはり未来でございます。この大切な未来をやはり私たちがしっかり守ることが大事なことだと、このように思うわけでございまして、実は農協の南側に入る道路がございます。変則四叉路になっております。そのところの横断歩道というのは1カ所ございます。その1カ所あるところが、そこにあって、次の道路のところへ渡るといのはやはり道路の横断歩道がないわけでございまして、朝晩にPTAの方が誘導しております。

しかしながら、スクランブル交差点のようにきちっと四方に横断歩道を設置するということはできないものか。そのようなところが、実は多々ございます。先ほど言った薬局のところも1カ所しかございません。そういうことから考えたときに、やはり安全喚起、また、子どもたちが交通安全教室で道路横断をするときには横断歩道を通りましょう、手を挙げて通りましょう。このように教えているにもかかわらず、横断歩道が1カ所しかないというのは、非常に困ることでございまして、そのところは検討できないか、お伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 横断歩道でございますけれども、これにつきましては、設置は公安委員会ということになってございまして、何か基準もあるようです。横断歩道が重なってはいけないとか、距離があるとか、そういうことがあるようでございます。具体的には個々の場所の問題かと思えます。

今、ご指摘なのは、小坂の農協支所の西の入り口のことかと思えますけれども、確かにあそこに1カ所ですか、横断歩道があって、前は籠田さんも立って指導していただいたことも私も見たことがございますけれども、いずれにしてもその場所、場所の問題でございますので、これにつきましてちょっと検討いろいろさせていただきたいなというふうに思っております。

また、道路管理は建設水道課でございますので、その部署でもまた見ていきたいというふうに思っております。

それから、上竹田のはやし薬局の前の交差点ですか、あそこも信号機がほしいというような要望もありまして、今、答えましたように、あそこは県道でございますので、管理は一応、建設事務所ということでございます。

それから、信号機につきましても、公安委員会設置と。信号機も、非常に高価なものですから、やはり死亡事故なんてあってはいけませんけれども、そういうところを優先してきているというのが現状のようでございます。これにつきましても、それと、事故というのは道路上の問題で起きるケースもありますし、ドライバーの意識の問題で起きるケースもありますので、事故につきましてもいろいろなケースがあるかと思えます。そんな中で、できる限り、村も交通安全につきましては対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 公安委員会の方へ信号の設置を要請しているということでございますけれども、なお強く設置をしながら1日も早く設置をしていただければと、このように思えます。

それから、道路の狭いところに看板を立ててもらいたいということですが、それは今、村では考えていないというように答弁いただきました。しかしながら、松本警察署に私も出向いて聞いたところによると、個人が看板をつくって出すということは違法であるというふうに言われました。やはり、そこに住んでいる人たちにしてみれば、非常に不安であるということ、その事実を知っていただきたいと。そして、そういう中から、その現場をちゃんと把握したときに、確かにここは必要だというような、やはり判断をしながら、ケースバイケースということで、やはりことを進めていただきたいと、このように思うわけです。

この小さな村と、日本一小さな村と村長も言っております。これ、プラスに考えれば、日本一目の届く村であるわけでございます。大きな村だと目が届きません。しか

しながら、小さな村でございますので、隅々まで目が届くはずでございますので、そういう中から住民の要望をしっかりとくみ上げて、していただきたいと、このように思いまして、2番目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。次に、質問事項3「スカイランドきよみずの5年後の村の方向は考えているか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 質問に先立ち、訂正をお願いしたいのですが、質問1番のところの「豊田エンタープライズ」の「豊田」という漢字は、これ、社名ではカタカナでございますので、カタカナに変更をお願いしたいとこのように思います。

それでは質問いたします。「スカイランドきよみずの5年後の村の方向は考えているのか」ということでございます。2つ質問をいたします。

第1番は、村は昨年、スカイランドきよみずの指定管理をトヨタエンタープライズに平成27年度より年間1,695万6,000円の指定管理料を払い、5施設を含み、5年間管理をしてもらうことに契約を結んだと。平成8年7月に交流宿泊施設スカイランドきよみずがオープンして数えて今年で20年になります。大体一般的に築30年になりますと、老朽化が進み、階層修理等、莫大な経費がかかってきます。今年の修繕料の予算計上が200万円。そろそろ今後のことについて、スカイランドきよみずの方向性を考えなければならない時期に来ていると思います。村長はどのように考えているか、おたずねします。

2番目です。年間1,695万6,000円の指定管理料と修理料200万円。スカイランドきよみず優待ということで120万円と、総合的にかなりの金額が予算化されています。今後のスカイランドきよみずの使用方法について、管理の仕方、存続か撤廃かに関して、広く村民の意見を聞くつもりはないかおたずねいたします。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは「スカイランドきよみずの5年後の村の方向は考えているのか」というご質問にお答えいたします。

まず、1番目の質問でございます。私は村長としての大きな課題は、スカイランドきよみずの指定管理者の継続でありました。今年度、継続が決まり、指定管理者もや

る気を持ってスタートしたばかりですので、まずは黒字化するように協力をしていきたいと思います。その中で、有利な起債や補助金を活用して、改装・修繕をしながら、施設としての維持継続を図っていきたいと思います。

なぜならば、スカイランドきよみずは村の唯一の村内外の皆さんと交流ができる宿泊施設であります。これから健康寿命延伸の活動の中で、森林セラピーや健康医療の休憩、宿泊の機能を活用できる施設と考えております。

今年は山の日が制定されたり、信州山の日で清水高原3K事業などの清水高原をきれいにして元気の出る鐘を保存しようとするような動きもあります。そういった活動の中で、スカイランドきよみずは重要な位置づけでありますので、大事に活用する施設と思っております。

続きまして、2番目であります。施設には維持管理がつきものです。その上で、必要な費用はかけていかなければなりません。今年度から5年間、新たな指定管理者による管理運営が始まったばかりですので、さらに大勢の皆さんに利用していただけるよう支援をし、村としても誘客に力を入れてまいりたいと考えております。

いずれにしても、村費を投入しての運営でありますので、今すぐとは考えておりませんが、今後の方向については村民の皆さんの意見を聞く機会が必要になってくると思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） スカイランドきよみず、皆さんが使っておられる、利用されているのではないかと、このように思います。村の中において、「スカイランドきよみずというのはどこにあるんですか」なんていう人はまずいないのではないかとというぐらい、皆さん、知っていて、それぞれ関心があるというのは確かなことだと思います。そういう中で、村長の方から何かいい補助金というのか、そういうふうなことで運営できるお金がないのか。それからもう1個は、集客能力がもっとないのか、というようなことで答弁をいただきました。スカイランドきよみずを今、どうせい、こうせいということではございません。

ただ、やはりものというのは古くなってきます。また、修理、修繕をしなくてははいけません。そういう中で、やはり修理、修繕をするだけの集客能力。それから村の中で村民がその施設を一番よく使ってくれる施設ということ。これが一番大事なことで、このように思うわけでございます。それぞれの市町村には、それぞれに施設を、

バブルのときといいますか、20年前にはよく建てました。その中で、非常に困っている施設が非常にたくさんございます。しかしながら、非常に賑わっている施設もあるわけでございます。なぜ賑わっているのか。なぜそれだけお客さんが来るのか。やはりそういうこともしっかりと勉強しながら、今後、スカイランドきよみずというのを存続させるという方向であるならば、やはり村民に負担をかけない施設であるということがまず第一だと。それから、村民の憩いの場であるということがまず第一であるということ。そのためのスカイランドきよみずではないかと、このように思うわけでございます。そういう上からどのように集客能力を具体的に持って行くのか、案がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 清水高原の活性化という活動が地域の、別荘に生まれている方たちを中心に行われたことがありますけれども、そういった活動は非常に大事ななと思ひまして、私は積極的に応援に行っております。別荘に来る人たちというの、はどちらかといったら夏場でありますけれども、やはり清水高原に住んで、夏の間、涼しい清水高原で過ごしていくというようなことでございますけれども、その人たちがそれぞれの自分の楽しみを持ってやることだとか、また、スカイランドきよみずにおけるジャズフェスティバルだとか、また、村の若者たちの收音祭だとか、それから、今は自転車もありますね。サイクルロードもありますし、そして、清水高原まつりと代わるような、今のスカイランドきよみずが考えているいろいろなイベントがあります。こういったそれぞれのイベントを広くPRして、清水高原にスカイランドきよみずありというような形で村としては応援支援をしていかなければならないというふうに思っています。

こういった面は特に、私が言っています観光と健康のその方針の中に従って応援をしていくことかなと思っておりますけれども。そこにまた、清水寺が入ってまいりますので、こういった山形村の文化財を活用した村の観光施設というか、山形村の特徴というか、山形村がこれから明るく元気な村を発信する、そういったところにつくっていくという。そこに去年は元気の出るケルンを建設いたしましたので、こういったそれぞれの要素をうまく上手につなぎ合わせて、広く村外にPRしていくことが大事だと思っております。その点は一生懸命応援していきたいと、このように思っています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） よくわかりました。いろいろとやはり村としてアピールすると

ころがあるということがよくわかりました。しかしながら、一村民として、話を聞いたところによると、やはり村から一般財源が出ていくということ。それから、今までずっと赤字であったということ。そういうことを考えたときに、あればいい、使うのに使い勝手がいい。これではやはりなかなか理解をしていただけないと、このように思うわけでございます。

それからいったときに、やはり幾分でも黒字になっていく。また、村から一般財源が出ていかない。ましてや、使うことによってある程度村が豊かになる。やはり、これが村民としてみれば一番の望みだというふうに思っております。そういうことからいったときに、村の予算の35億円に比べれば、それはまあまあそれぐらいは大丈夫だよというふうには言われるかもしれませんが、一村民にしてみれば大きなお金でございます。その大きなお金をやはりどのように使うかということが非常に関心事でありまして、そういう中からいったときに、まずは村民に心配をかけないようなスカイランドきよみずの運営をしていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） スカイランドきよみず、指定管理者ということで、今、西牧議員さんが言われましたように、村から約1,600万円という金額が出ているわけでございます。当然、村の村長の立場でいきますと、自治法に規定されております公の施設を管理していかなければいけないという形での任務が課せられております。先ほど言った1,600万円という数字がどうかという話なのですが、例えばミラ・フード館、今年予算計上を見ればわかると思うのですが、やはりそこにも運営費には1,500万円ほどの予算計上がされているわけでありまして。やはり、施設を維持していくためには、先ほどの答弁にもありましたように、それほどの金額をかけていかなければならないということが出てまいります。

ついここ何日か前の新聞にもございましたけれども、同様な指定管理をしております東筑摩郡の北部の方の施設においても1,400万円から1,500万円ほど出していた施設が撤退してしまうという記事が載ってございました。村としましては、今回の指定管理につきましては、やはり安心して任せられる金額はどうかというところでもお願いした金額でありまして、これにつきましては先ほど言いましたように、今後の利用が高まれば、それなりの価値はあるのではないかとこのように思います。

それから、先ほどお話にありましたように、当然、今後老朽化が進んでいくという

ことを考えていきますと、当然、これはまた村長の任務としましては処分または廃止ということも自治法にうたわれていることですので、これについても今後は検討していかなければならない問題だというふうにとらえております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 方向性としては非常にいいことだというふうに思います。そういう箱物にお金がかかるということは事実でございます。今、この2、3年で建てたわけではございません。箱物というものを維持管理するということは、これは大変なこと。これはそれぞれ、やはり自分の家を構えていればよくわかることでございます。

しかしながら、そういうことについてどれだけでもやはりこのフットワークを軽くしていくかということも考えていかななくてはいけない。そのためには、隣の村にもありましたけれども、売却ということもやはり念頭に置いてやってきているのは事実でございます。そういうことからいったときに、まず身軽にしながら、その財源を村民のためにやはり使っていただきたいと、このように思いまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会といたします。散会。

（午後 5時58分）